

小浜市環境基本計画

～海、山、河 誇りの持てる豊かな自然

住み心地の良いまち おばま～

お



ば



ま

平成24年3月

小 浜 市

はじめに

小浜市は、風光明媚な若狭湾の中央部に位置し、自然豊かで四季の輝きを放つ海や山川、豊富な海産物や滋味あふれる農作物などの食材に恵まれた地域です。

また、古より大陸文化の玄関口として栄え育まれてきた歴史・文化と伝統は、国宝をはじめとする多くの歴史的遺産を現代に伝えており、訪れる方々に落ち着きとやすらぎをもたらしています。

しかし、近年、私達の身のまわりでは、生き物が生息・生育できる場所の消失や外来生物の生息域の拡大などによって身近な場所であつて見られた生き物が減少したり、田畑や森林の手入れが行き届かなくなることにより、自然循環機能が低下していることなどが危惧されています。また、地球温暖化による気候変動や生態系への影響なども懸念されています。

これまで、これらの課題に対応するため平成 16 年に環境施策の指針である「小浜市環境基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の連携と協力により取り組んできた結果、一定の効果を上げてきました。しかし、時代の変化による新たな環境問題への対応や、これまでの取り組みを加速させる必要があることから、多方面からの検討を加え「小浜市環境基本計画」を改訂しました。

本計画では、『海、山、河 誇りの持てる豊かな自然 住み心地の良いまち おばま』を望ましい環境像に掲げ、「郷土の自然を守るまち」、「地球規模で考えみんなで取り組むまち」、「資源が循環する環境にやさしいまち」「健康で安全なまち」「みんなで環境を学び協働するまち」の 5 つを基本目標に、それぞれの施策を示しています。

なかでも、特に重要度の高い施策として、①食をとりまく環境の改善・環境調和型の農林水産業の展開 ②次世代自動車の導入促進 ③循環型のまちづくり ④ごみのないきれいなまちづくり ⑤環境学習プログラムの展開 の 5 つを重点プロジェクトのテーマとして重点的かつ先導的に取り組むこととしています。

なお、本計画を円滑に推進するため、引き続き市民・事業者・行政を代表する委員で構成する「おばま環境市民推進委員会」および行政内部で構成する「環境基本計画推進委員会」を設置し、互いに連携と協力がとれる推進管理体制をとっていきます。

美しい小浜市の環境を大切に守り育て未来に引き継いでいくためには、これまで以上に市民・事業者・行政が協働し、郷土への誇りをもって多くの環境問題に取り組んでいくことが不可欠です。

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 対象範囲	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の構成	3
第2章 望ましい環境像と基本目標	5
1. 望ましい環境像	5
2. 基本目標	6
3. 施策の体系	9
第3章 施策の展開	10
第1節 主体別の取り組み	10
1. 郷土の自然を守るまち（自然環境との共生）	10
2. 地球規模で考えみんなで取り組むまち（地球温暖化対策の推進）	20
3. 資源が循環する環境にやさしいまち（循環型社会の構築）	28
4. 健康で安全なまち（生活環境の保全）	34
5. みんなで環境を学び協働するまち（教育・学習・協働の推進）	48
第2節 数値目標	54
第4章 重点プロジェクト	57
1. 食をとりまく環境の改善・環境調和型農林水産業の展開（継続）	58
2. 次世代自動車の導入促進（新規）	60
3. 循環型のまちづくり（継続）	61
4. ごみのないきれいなまちづくり（新規）	62
5. 環境学習プログラムの展開（継続）	63
第5章 計画の推進	65
1. 計画の推進体制	65
2. 計画の推進管理	66
3. 推進基盤の整備	67
資料編	
1. 小浜市環境基本計画策定経過	69
2. 委員名簿	69
3. 環境の現状	72
4. アンケート調査結果（概要）	85
5. 小浜市環境基本条例	99

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成16年に「小浜市環境基本計画」を策定し、様々な施策を市民・事業者・行政が協働で取り組むなかで、一定の成果を上げてきました。しかし、地球温暖化^{※1}対策やエネルギー問題、生物多様性に関する保全対策、循環型社会構築に向けた対策など、問題解決に向けた行動を加速させる必要があります。

また、地域としても水環境の保全や騒音・振動に係る環境の保全などの生活環境問題に、継続的に取り組むことが重要です。

環境基本計画は、市民・事業者・行政が相互に連携を図りながら、それぞれの役割分担のもとで、課題に取り組み、良好な環境を次世代に引き継いでいくための処方箋と考えます。

これらを踏まえ、現環境基本計画の理念、目標などを引き継ぐとともに、新たな環境問題にも対応するために、多方面からの検討を加え改訂した『小浜市環境基本計画』を策定しました。

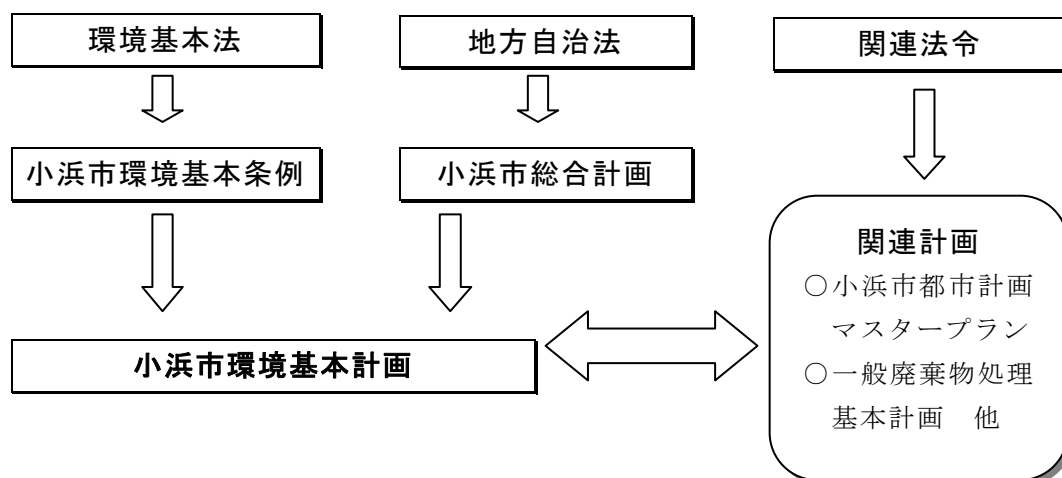
2. 計画の位置づけ

本計画は、「小浜市環境基本条例」に基づき策定するものであり、市の地域特性に即した環境の基本目標と市民・事業者・行政が参加する環境保全の方向性を明らかにし、今後の環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とした基本計画です。

また、「第5次小浜市総合計画」におけるめざす将来像『「夢、無限大」感動おばま～自然と文化が織りなす 地域力結集プラン～』を、環境面から支える総合的な計画として位置づけます。

なお、放射性物質による大気などの汚染防止については、環境基本法、小浜市環境基本条例によって、「原子力基本法などの関係法律の規定により講ずることとされている措置については、適用しない」とされていることから本計画から除外します。

本計画の位置づけ



※1 地球温暖化：人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

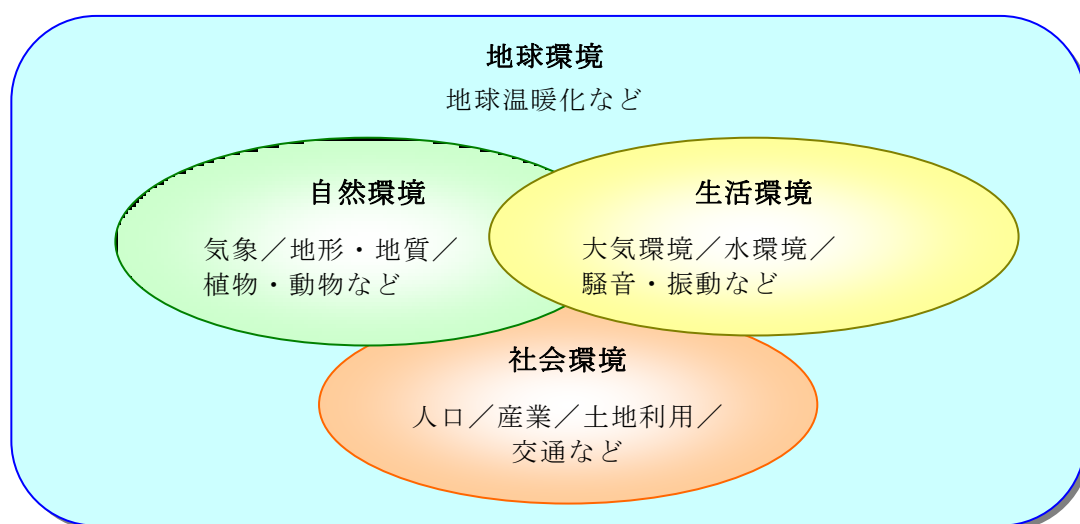
3. 対象範囲

(1) 環境の範囲

本計画で取り組む環境の対象範囲は、下記の地域的な環境要素から、地球全体に広がる環境要素までとします。

環境の対象範囲

環境範囲	環 境 要 素
自然環境	気象、地形・地質、植物・動物 など
社会環境	世帯数および人口、産業、土地利用、交通、エネルギー、上下水道、文化財、環境教育 など
生活環境	大気環境、水環境、騒音・振動、廃棄物 など
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊 ^{※1} など



(2) 対象地域

対象地域は小浜市全域とします。ただし、市域を超えて取り組む必要性がある課題については、周辺地域を含めた広域連携の推進に努めます。

(3) 対象主体

本計画の対象主体は、市民・事業者・行政とします。なお、市民には個人のほか団体も含みます。

※1 オゾン層の破壊：地球上のオゾン（ O_3 ）の大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。このオゾン層が近年フッ素化合物などの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになってきた。フッ素化合物（総称フロン）は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレアの噴射剤に使用されてきたが、使用後大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に到達し、太陽光により分解されるが、その際に生ずる塩素原子がオゾン層を破壊する。

4. 計画の期間

計画の期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とし、平成 33 年度を目標年度とします。ただし、本市を取り巻く環境や社会的動向に対応するため、5 年目を目標に目標数値や内容について必要に応じ見直しを行うものとします。

5. 計画の構成

本計画では本市の環境の現状と課題を踏まえ、計画の基本的事項のもと、望ましい環境像と基本目標を設定し、環境保全のための具体的な施策、市民・事業者・行政の各主体が行う具体的な行動指針、優先的かつ重点的に実施するプロジェクトおよびそれらを実施していくための推進体制を示します。

計画の構成

章立て	概 要
第 1 章 計画の基本的事項	本計画の策定に当たっての趣旨、位置づけ、期間など基本的事項を示します。
第 2 章 望ましい環境像と基本目標	本市がめざす望ましい環境像を設定し、その実現のための基本目標および施策の体系を示します。
第 3 章 施策の展開	施策の体系に基づき、各主体の取り組みを示します。また、各施策の数値目標を示します。
第 4 章 重点プロジェクト	各施策の中から、重要性・緊急性・効果の高いものを重点プロジェクトとして位置づけ、具体的な内容を示します。
第 5 章 計画の推進	本計画の推進体制や推進管理などについて示します。

コラム【市の木、市の花】

●市の木：もみじ

カエデ科の落葉高木。葉が手のひらのような形で、秋に美しく紅葉するものが多いです。材は家具、細工物に使用されます。昭和 49 年 6 月 27 日に“市の木”に指定されました。

秋になると、妙楽寺や明通寺などの参道を彩ります。



●市の花：つつじ

ツツジ科の常緑または落葉低木で、春から夏にかけて、赤、紫、白などの花を開きます。昭和 49 年 6 月 27 日に“市の花”に指定されました。

小浜公園や萬徳寺をはじめ、市内各所で美しい花を咲かせ、市民はもちろん、訪れる観光客の目を楽しませてくれます。



第2章 望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像

平成17年に制定した「小浜市環境基本条例」では、基本理念の中で「すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承すること」などをあげています。

また、「第5次小浜市総合計画」では、めざす将来像として『「夢、無限大」感動おばま～自然と文化が織りなす 地域力結集プラン～』を掲げており、この将来像を実現するため各種施策を講じることとしています。特に、環境面においては「豊かな自然を守り、住みやすい小浜」を次世代に引き継ぐこととしており、生活基盤の整備にあたっては、それぞれの地域の特性を生かしながら「自然環境と調和した秩序あるまち」、「住み心地の良いまち」を目指すこととしています。

これらを受けて、本計画では“望ましい環境像”を以下のように設定します。

『海、山、河 誇りの持てる豊かな自然

住み心地の良いまち おばま』



2. 基本目標

望ましい環境像を実現するために、次の5つの基本目標を設定し、総合的・体系的に取り組みを推進していきます。

（１）郷土の自然を守るまち（自然環境との共生）

本市は海辺・河川・森林・農地など多くの自然環境に恵まれています。これらの自然環境は私たちの暮らしにゆとりを与えるだけでなく、水源の涵養や大気・水質の浄化機能など環境保全機能を持ち、また、多様な生物の生息地となっています。これら郷土の自然を守り、将来の世代に引き継いでいきます。



（２）地球規模で考えみんなで取り組むまち（地球温暖化対策の推進）

地球温暖化問題は、私たちの生活や事業活動と関わりが深く、早急に取り組まなければならない問題です。一人ひとりが地球温暖化問題への認識を深め、今までの生活スタイルを見直し、身近なところから省エネなどの地球温暖化対策を推進し、温室効果ガスの排出を削減した低炭素社会を構築します。



（３）資源が循環する環境にやさしいまち（循環型社会の構築）

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会では、様々な環境問題を引き起こしてきており、現在、循環型社会への転換が進められています。本市においても、リサイクルプラザを整備するなど、環境に配慮した循環型社会への転換をめざしており、私たち一人ひとりがより一層、資源化・リサイクルによるごみの減量化を推進します。



（４）健康で安全なまち（生活環境の保全）

自動車交通による大気汚染・騒音や生活排水による水質汚濁などは、私たちの日常生活や事業活動から生じ、市民の健康や生活に影響を及ぼしています。本市では、概ね良好な生活環境を維持していますが、今後も良好な生活環境を維持し、健康で安全なまちをめざします。また、快適な生活環境を創り出すために、緑化運動の推進や良好な景観の保全も推進していきます。



（５）みんなで環境を学び協働するまち（教育・学習・協働の推進）

現在の環境問題は、相互に複雑に関連しながら、地域環境から地球環境にわたって大きな影響を及ぼし合っています。そして一人ひとりが加害者であると同時に被害者であるという状況が生じています。このため、幅広い年齢層に対する環境教育・環境学習を進め、環境意識の向上を図るとともに、市民・事業者・行政が自主的にまたお互いに協働しながら環境問題の解決に向けて取り組んでいきます。



3. 施策の体系

本市の望ましい環境像を実現するための本計画の施策体系を以下に示します。

【望ましい環境像】 『海、山、河 誇りの持てる豊かな自然 住み心地の良いまち おおぞめ』	基本目標	基本施策	施策
【望ましい環境像】 『海、山、河 誇りの持てる豊かな自然 住み心地の良いまち おおぞめ』	郷土の自然を守るまち (自然環境との共生)	自然環境の保全	森林の保全
			農地の保全
			河川・海の保全
		生物多様性の保全	生物多様性の現状の把握
			生物の生息・生育環境の保全
			外来生物対策の推進
			野生鳥獣の適正管理
			開発の際の生態系への配慮
		自然とのふれあいの推進	自然とふれあう場の保全
			自然とふれあう機会の充実
			自然環境を保全する指導者や人材の育成
【望ましい環境像】 『海、山、河 誇りの持てる豊かな自然 住み心地の良いまち おおぞめ』	地球規模で考え みんなで取り組むまち (地球温暖化対策 の推進)	省エネの普及推進	省エネ行動の推進
			省エネ設備・機器の導入促進
			自動車交通対策の推進
		再生可能エネルギー の導入推進	再生可能エネルギーの率先導入
			再生可能エネルギーの導入支援
			地域資源の活用
		温室効果ガスの吸収 促進	情報提供、意識啓発、調査研究
			森林整備や木材利用の促進
			森林整備体験の促進
	資源が循環する 環境にやさしいまち (循環型社会の構築)	3R（リデュース・ リユース・リサイク ル）の推進	森林整備や木材利用の促進
			森林整備体験の促進
			藻場の保全
		ごみの適正処理	3Rに関する意識向上
			ごみの減量化・再利用の推進
			リサイクルの推進
【望ましい環境像】 『海、山、河 誇りの持てる豊かな自然 住み心地の良いまち おおぞめ』	健康で安全なまち (生活環境の保全)	大気環境の保全	不法投棄ごみ対策
			海ごみの対策
			ごみの適正処理と管理体制の確立
		水環境の保全	自動車による大気汚染の防止
			廃棄物の適正処理による大気汚染などの防止
			星空のまち・おおぞらのまちづくりの推進
		騒音・振動の防止	生活排水対策の推進
			流域市町間の連携による水質保全
			地下水の保全
	健康で安全なまち (生活環境の保全)	有害化学物質の安全 管理	自動車騒音対策の推進
			近隣騒音対策の推進
			有害化学物質の発生抑制
		良好な景観の保全	化学物質の適正な管理
			有害化学物質に関する情報の収集・提供
			ポイ捨て・美化対策
【望ましい環境像】 『海、山、河 誇りの持てる豊かな自然 住み心地の良いまち おおぞめ』	健康で安全なまち (生活環境の保全)	緑化の推進	まちなみ景観の向上
			公園・緑地の整備・充実
			緑化運動の推進
	健康で安全なまち (生活環境の保全)	環境教育・学習の 推進	学校における環境教育の充実
			地域、家庭における環境学習の推進
			環境教育・学習の場、機会の充実
		環境情報の整備・ 提供	指導者や人材の育成
			環境情報の整備
			環境情報の効果的な提供
【望ましい環境像】 『海、山、河 誇りの持てる豊かな自然 住み心地の良いまち おおぞめ』	健康で安全なまち (生活環境の保全)	環境保全活動の推進	環境保全活動に対する支援
			各主体による率先実行

第3章 施策の展開

第1節 主体別の取り組み

1. 郷土の自然を守るまち（自然環境との共生）

（1）自然環境の保全

■ 現状と課題 ■

本市には若狭湾国定公園区域をはじめとする海岸、北川・南川水系の河川、久須夜ヶ岳、多田ヶ岳などの森林があり、豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然環境は食材や資材の提供、水源涵養、空気を浄化するなどの働きを持ち、様々な動植物の生息・生育場所であるとともに人々にとっては、風景を楽しみ、憩い、自然とふれあうことが出来る場所です。本市では、豊かな自然環境の保全に努め、次世代へ引き継いでいくとともに、自然環境に配慮した適切な活用を進めていくことが大切です。

一方、本市の土地利用の状況は、宅地が年々増加しているのに対し、田畑や樹林地などの緑地が年々減少傾向にあります。また、樹林地や農耕地およびそれらの周辺において、舞鶴若狭自動車道や若狭西街道などの道路工事による開発が進み、かつては普通に見られた水辺の生き物などが減少してきていると言われています。このような各種開発にともなう水路の改修や、これまでの農薬、化学肥料を用いた農業の変化が地域の自然環境の質や量を変化させ、自然環境が持つ様々な機能の低下を招いてきました。

私たちが、先人から受け継いできた農業や農地を引き継いでいくためには、本市の自然環境の大切さや食との関わりを十分理解し、農地を適切に管理・活用していくことが必要です。



▶ 行政の取り組み

① 森林の保全

- 森林を「水源かん養機能林」、「山地災害防止機能林」、「生活環境保全機能林」、「保健文化機能林」、「木材生産機能林」に区分して適正な整備を進めます。
- 優れた自然環境を保全するための制度を検討します。
- 常緑広葉樹林、社寺林、里山などの優れた緑や環境保全機能の高い森林などは、関係法令により保全します。
- 保全樹木などの指定や樹林の維持管理事業を推進します。
- 森林が有する環境保全機能を最大限活用するため適正な土地利用を推進します。
- 森林の計画的な育成と適正な管理が行われるよう市民参加による新たな管理制度などを検討します。
- 都市計画区域の整備・開発および保全の方針に基づく土地利用・調整を行います。
- 荒廃森林の再生や生活環境保全機能林の維持管理を適正に実施し、機能を保全します。
- 市の「森林整備計画」に基づいた適正な整備を行います。
- 鳥獣による森林被害について農林業関連部署と連携しながら、総合的な被害対策に努めます。

② 農地の保全

- 担い手の育成・確保や各種生産振興により、農地の有効活用、保全につなげます。
- 各種支援対策や農業委員会との連携により、耕作放棄地の再生や発生防止を図ります。
- シカ・イノシシなどによる農林産物への被害を集落と協働し、未然に防止するための適正な処置を講じます。
- 良質な堆肥の投入による土づくりなど環境調和型農業を支援します。
- 自然環境に配慮した農業生産基盤の適正な管理を支援します。
- 化学肥料や農薬の使用の低減による環境調和型農業を支援します。
- 「地産地消を進める店」の認定などにより、地域農産物の利用を支援します。
- 保育園・幼稚園・学校給食、御食国 若狭おばま食文化館、各公民館など公共施設における地元食材の利用を図ります。
- 優良農地を将来にわたって保全するため、地産地消の推進等による持続可能な営農環境づくりに取り組むとともに、コウノトリの郷づくり等の地域主体による環境共生型の農業を進めます。

③ 河川・海の保全

- 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川景観を保全・創出するよう多自然型川づくりを推進します。
- 関係機関と広域的な連携を図りながら、漂着ごみ対策や海底の堆積物の除去など海域環境の保全を推進します。
- 関係機関との連携のもと、藻場^{※1}の再生（造成）を推進します。
- 漁業者と林業者の提携により、広葉樹の植林事業を促進します。

※1 藻場：沿岸の浅い海岸に海草が密生している場所を指す。

▶ 市民の取り組み

① 森林の保全

- 河川や社寺林などの身近に残っている豊かな自然環境を保全します。
- 保全地区や自然豊かな空間は、地域が一体となって保全に努めます。
- 間伐材の利活用と組み合わせた森林保全活動に積極的に参加します。

② 農地の保全

- 貸農園や体験農園を積極的に利用します。
- 減農薬・有機農法で作られた農作物や加工品を購入することにより、環境調和型農業を推進します。
- 農薬や化学肥料の使用にあたっては、正確な情報収集に努め、環境負荷の少ない方法を採用します。
- 地域農産物の積極的な購入により、地産地消に努めます。
- 農地の所有者は、農地の有効利用に努めます。
- 耕作放棄地の積極的な活用により、茅などの植物性資材を育成し、地産地消による文化財の維持を推進します。

③ 河川・海の保全

- 河川や海岸などの維持管理活動や保全活動に積極的に参加します。
- 河川や海岸などで出たごみは持ち帰ります。
- 釣りをする際のごみや釣り具を海や河川に捨てないなどマナーを守ります。



コウノトリ郷づくり学習会



コウノトリ生き物調査

▶ 事業者の取り組み

① 森林の保全

- 地域に残された自然を環境資源として大切に守り育てる活動を支援します。
- 市の「森林整備計画」に基づき、適切な森林整備を実施します。

② 農地の保全

- 関係機関と協議し、農地の保全を推進します。
- 農業の振興に努めるとともに、適切な維持管理により農地を保全します。
- 化学肥料・農薬の適正使用や堆肥の有効利用、農業廃棄物の適正処理などにより、環境調和型農業を推進します。
- 農業廃棄物のリサイクルや有機廃棄物の堆肥化を推進します。
- 地域の農産物を積極的に活用します。

③ 河川・海の保全

- 河川や海岸などの維持管理活動や保全活動に、積極的に参加・協力します。
- 漁業者と林業者は、広葉樹の植林事業を推進します。

コラム【エコファーマー】

●エコファーマーとは？

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づいて、持続性の高い農業生産方式※を導入する計画を立て、知事の認定を受けた農業者のことです。

※持続性の高い農業生産方式

農業が持つ自然循環機能を生かし、将来にわたって持続的に農業生産を行うため、たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う農業生産方式のことです。

●エコファーマーになるメリットとは？

・農業改良資金貸付期間の延長

農業改良資金の貸付の償還期間（据置期間を含む。）が10年以内から12年以内に延長されます。

・エコファーマーマークの使用

エコファーマー技術を導入して栽培した農産物を販売する際に、「エコファーマーマーク」の表示をすることができます。

●エコファーマーになるには？

エコファーマーになるには①土づくり技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術の3つの技術区分を実践する必要があります。



出典：福井県ホームページ

（２）生物多様性の保全

■ 現状と課題 ■

本市の自然植生はブナ・ミズナラ群落などが、人為的な干渉を受けた代償植生※¹はコナラ群落、アカマツ群落などが分布しています。河川や海岸および森林などの植物には、多様な自然環境を反映した種が確認されています。

内外海半島ではエナガ、メジロなど森林性の鳥類が多く確認されています。中でもイワツバメは海岸の洞穴で繁殖しており、県内の数少ない繁殖地のひとつとなっています。内外海半島の久須夜ヶ岳の自然歩道脇には、花の密源や花粉を求めて訪来する蝶類やハチ類が多く確認されています。

貴重な動植物としては、カモシカ、コウノトリ、タンチョウなどが特別天然記念物に、ヤマモミジ、シャクナゲ、シダレザクラなどが天然記念物に指定されています。

これらの動植物の分布や実態を知ることにより、私たちを取りまく環境の変化を知ることができますが、最近の本市の動植物の生息環境がどのような状態にあるのかは十分に把握されていない状況です。今後は、本市における自然環境の現状の把握に努め、身近な動植物の生息・生育域における開発行為などを回避するとともに、環境教育などの情報源として有効活用し、市民意識の向上を図っていくことが必要です。

また、健全な生態系※²を保全していくためには、外来生物対策や野生鳥獣の適正管理を進めることが必要です。



コウノトリ



メジロ

※¹ 代償植生：本来その土地の環境下で自然に成立する自然植生に、人間のいろいろな影響が加わり、自然植生の代償として成立するようになった植生。雑木林であるコナラ・クヌギ林、アカマツ林、ヒノキ植林、路上植生のオオバコ群落などがその例。

※² 生態系：食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。まとまりのとらえ方によって、1つの水槽の中や、1つのため池の中の生物社会を一つの生態系と呼ぶこともできるし、地球全体を一つの生態系と考えることもできる。

▶▶ 行政の取り組み

① 生物多様性の現状の把握

- 生物多様性に関する情報の調査・研究・確認に努めます。
- 自然環境の保全・創出に活用するための貴重な生物などの分布の把握に努めます。

② 生物の生息・生育環境の保全

- 公園・緑地などの計画的な配置や自然環境に配慮した公園整備を検討します。
- 河川・水路・海辺における生物の生息環境の保全や生態系に配慮した管理を行います。
- 豊かな生態系を育む森林の保全・荒廃の防止を図ります。
- 海底の清掃・耕運による漁場環境の改善を図ります。
- 魚道整備の検討の際に周辺環境に生息する魚種の把握などの生態系調査を実施します。
- 水辺環境の整備の際、藻場を造成する機能を持った防波堤など環境に配慮した素材や工法を検討します。
- 希少な野生生物の環境条件などを把握し、生息・生育環境の維持や再生に努めます。

③ 外来生物対策の推進

- 外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）に基づき、国・県と連携して、外来生物の適切な飼育や栽培方法の啓発に努めます。
- 健全な生態系への被害が生じるおそれのある場合は、防除対策を推進します。

④ 野生鳥獣の適正管理

- 「福井県特定鳥獣保護管理計画」に基づき、関係機関と連携して、野生鳥獣の適正管理に努めます。

⑤ 開発の際の生態系への配慮

- 河川の改修や漁港・海岸整備の際には環境保全に配慮します。
- 公共施設や設備の整備にあたっては、自然環境の現状や生態系への影響を調査します。

▶▶市民の取り組み

①生物多様性の現状の把握

- 野生生物の生息・生育状況や生物多様性に関する調査に参加・協力し、情報を提供します。

②生物の生息・生育環境の保全

- 市内に生息する生物に関心を持ち、地域の環境資源として生物を大切にします。
- 住宅や地域の緑化を進め、生物の生息・生育環境の確保に協力します。
- 動植物の過剰な採取や森林への車両などの進入により、自然環境に負荷をかけません。
- 貴重な野生動植物を保護するため、ボランティア活動による監視・指導に協力します。

③外来生物対策の推進

- 外来生物の飼育や栽培は最後まで責任を持ち、適切に行います。

④野生鳥獣の適正管理

- 野生鳥獣の餌場をつくらないなど、集落が主体となって野生鳥獣の適正管理に協力します。

⑤開発の際の生態系への配慮

- 施設や公園づくりにあたっては、市民自らが計画に参加し、自然と調和した提案を行います。

▶▶事業者の取り組み

①生物多様性の現状の把握

- 野生生物の生息・生育状況や生物多様性に関する調査への協力や情報を提供します。

②生物の生息・生育環境の保全

- 自然環境の整備や改変にあたっては、事前に調査を行い、貴重な生物が確認された場合は、種の保全に必要な措置を検討します。
- 工場・事業所の緑化を進め、生物の生息・生育環境の確保に協力します。

③外来生物対策の推進

- 外来生物の販売業者は、適切な飼育や栽培方法についての啓発に努めます。

④野生鳥獣の適正管理

- 農林業者は、集落・行政・関係機関と連携し、農林産物への被害を抑制します。

⑤開発の際の生態系への配慮

- 事業の実施や土地利用の際には、事前に調査し、生態系の保全に適切な配慮をします。
- 自然環境の整備や改変の際には、生物への影響を最小限に抑える手法を用います。
- 開発の際は地域の環境特性を重視し、できる限り森林を保全し、また復元するよう検討します。

コラム【外来生物法について】

●外来生物法の目的

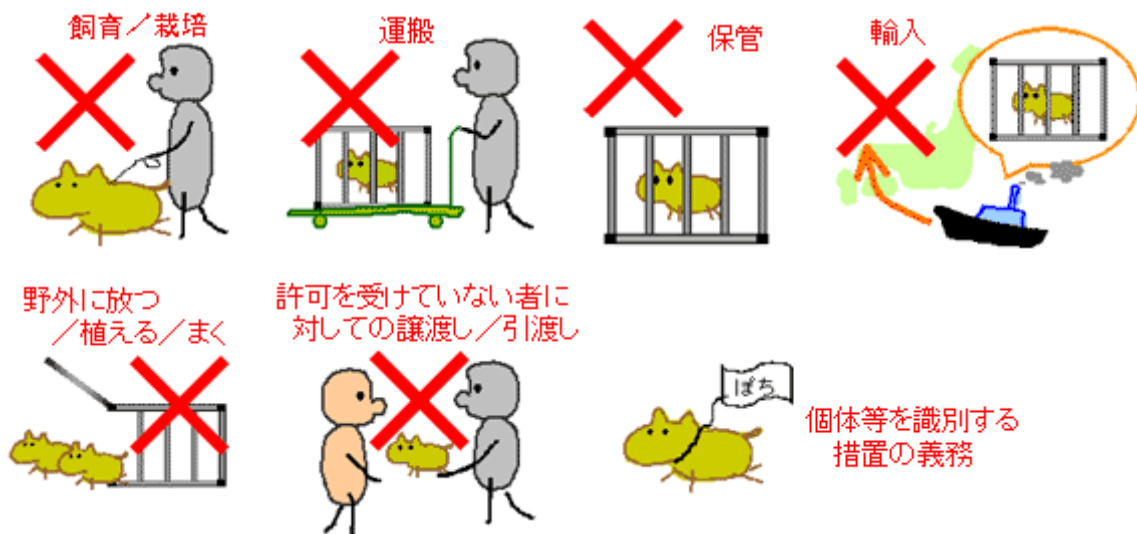
- ・この法律の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することです。
- ・そのために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしています。

●特定外来生物とは？

- ・特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。
- ・特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。

●どのようなことが規制されるの？

- ・飼育、栽培、保管および運搬することが原則禁止されます。
- ・輸入することが原則禁止されます。
- ・野外へ放つ、植えるおよびまくことが禁止されます。
- ・許可を受けて飼養等する者が、飼養等する許可を持っていない者に対して譲渡し、引渡しなどをすることが禁止されます。これには販売することもあります。
- ・許可を受けて飼養等する場合、その個体等にマイクロチップを埋め込むなどの個体識別等の措置を講じる義務があります。



出典：環境省ホームページ

(3) 自然とのふれあいの推進

■ 現状と課題 ■

四季折々の変化に富む自然の中で、土や草花や様々な生き物とふれあい、その快適な自然の中に身を置くことは、私たちに憩いや、やすらぎを与えてくれます。人と自然の接点が希薄になりつつある現在、レクリエーションや観光、環境学習などの活動を通じて、自然とのふれあいを図り、私たちの生存基盤ともなる地域の自然への理解を深めていくことが必要です。

本市では、上根来水源の森、小浜公園、若狭総合公園、国立若狭湾少年自然の家などが自然とのふれあいの場として利用され、市内外の方に親しまれています。

今後は、さらに多くの人に豊かな自然を理解してもらうため、自然観察会や環境教室などの自然とふれあう機会の充実とその指導者の育成や農山漁村地域における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム※¹、ブルー・ツーリズム※²）を促進するなど、都市住民と地元農林漁業者の「ふれあいの場」の形成を図ることが必要です。

▶ 行政の取り組み

① 自然とふれあう場の保全

- 公園・緑地の管理を適正に行い、自然とのふれあいの場の充実を図ります。
- 市民や観光客の憩いの場となるよう、森林公園などの植樹、維持管理に努めます。
- 観光スポットを結ぶサイクリングロードの活用を図ります。
- 水と緑に親しめる緑道や海辺における散歩道などの整備を推進します。
- 生活環境保全林への植栽や森林に親しみながら、コミュニケーションや健康保持を図る場を形成します。
- 農山漁村地域における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム）を促進するなど、都市住民と地元農林漁業者の「ふれあいの場」の形成を図ります。

② 自然とふれあう機会の充実

- 自然とふれあうレクリエーション事業や地域の自然を活かした体験型プログラムの構築を図ります。
- 自然教室をはじめ、自然に関わる各種イベントの開催など優れた自然とのふれあいを体験する場や機会を提供します。
- 農山漁村地域における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム）を実践することができる仕組みを検討します。

③ 自然環境を保全する指導者や人材の育成

- 自然の中で行うレクリエーションや体験学習を推進するため、自然環境に関するインストラクターやリーダーの育成を図ります。
- 小浜市ボランティア・市民活動交流センターの充実を図り、自然環境保全に関する市民活動団体の把握や情報共有・発信に努めます。

※1 グリーン・ツーリズム：農山村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※2 ブルー・ツーリズム：漁村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

○環境アドバイザー制度などの活用ならびに市独自の人材派遣制度による学校などへの人材派遣を検討します。

▶▶市民の取り組み

①自然とふれあう場の保全

- 森林の管理などのボランティア活動に参加し、自然とふれあう場の保全に努めます。
- 自然環境に関する調査に参加し、自然とふれあう場の保全に活かします。

②自然とふれあう機会の充実

- 水辺や森林の散策など、自然とふれあう機会をつくれます。
- 自然観察会や講習会など自然に親しむイベントに積極的に参加します。
- 農林漁業体験学習などに参加し、農山漁村の自然や文化との交流に努めます。
- 地域の豊かな自然を大切に守り、育てる活動に積極的に参加します。

▶▶事業者の取り組み

①自然とふれあう場の保全

- 事業所内の緑地の活用など、自然とふれあえる場の整備に協力します。

②自然とふれあう機会の充実

- 森林や水辺の保全に関するボランティア活動に積極的に参加します。
- 地域の豊かな自然を大切に守り、育てる活動を支援します。
- 農林漁業者は、農山漁村地域における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム）を推進します。

③自然環境を保全する指導者や人材の育成

- 研修などを通じて、自然環境を保全する指導者や人材の育成に協力します。
- 指導者や人材の情報を集め、登録、派遣制度を活用します。



ブルーパーク阿納

2. 地球規模で考えみんなで取り組むまち（地球温暖化対策の推進）

（１）省エネの普及推進

■ 現状と課題 ■

地球温暖化問題は、様々な環境負荷の増大により地球規模での環境問題が生じ、人類の生存にかかわる重大なテーマになっています。こうした問題は、経済活動の拡大に加え、日常の生活におけるエネルギーや資源の消費と廃棄物の発生も一因となっており、私たちの暮らしや産業活動も、無関係ではありません。

本市の平成 21 年度の二酸化炭素排出量は 22 万 5 千トンであり、平成 2 年度の約 25 万 7 千トンと比べて 12%の減少となっていますが、国の中期目標では、総ての主要国の参加による意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガス総排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25%削減することを表明しています。

地球温暖化対策は国際的かつ緊急的な重要課題であるため、私たちの日常生活や事業活動との関連を認識し、省エネの普及促進などを積極的に進めていく必要があります。

▶ 行政の取り組み

① 省エネ行動の推進

- 省エネの普及推進に努め、環境にやさしいライフスタイルの定着を図ります。
- 環境家計簿^{※1} モニターにより省エネを啓発します。
- 休憩時間や勤務時間外における室内照明の点灯範囲を限定し、余分な電力消費の軽減を図ります。
- 冷暖房設定温度を厳守し、省エネに努めます。
- 休憩時などには必要箇所以外の消灯に努め、省エネや職員の省エネ行動に対する意識の向上を図ります。
- 文化会館などの公共施設においては、利用状況に応じて消灯し、節電に努めます。
- 「地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設から出る二酸化炭素などの温室効果ガスを抑制します。
- 事業者に対し省エネ法に基づくエネルギーの削減取り組みの徹底を図るとともに、研修会などを通じ、ISO14001^{※2}やエコアクション 21^{※3}などの環境マネジメントシステムの更なる活用や省エネ診断などの普及を進めます。

※1 環境家計簿：日常生活において、環境に負荷を与えてしまう行動や環境によい影響を及ぼす取り組みを記録して点数化したり、月ごとに集計したりして、自分の生活様式を評価するための方法の一つ。

※2 ISO14001：ISO（国際標準機構）は 1996 年 9 月、事業者が自らの原材料の調達から生産、廃棄までの活動に関して、環境保全のための方針や計画を策定し、これに沿って取り組みを進めていく体制（環境マネジメントシステム）を構築するための規格を ISO14001 として発効した。ISO14001 は、あらゆる業種・規模の組織（官公庁を含む）に適応可能で、各組織が環境管理をどのように行うべきかを定めたもの。

※3 エコアクション 21（EA21）：中小企業版 ISO14000 とも呼ばれ、国内 700 万の全ての事業所（中小企業が多数）を対象として、「各事業所が自主的に環境との関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ため平成 8 年に環境省が策定したシステム。企業が継続的に環境改善活動を推進するためのシンプルで安価なシステム。

②省エネ設備・機器の導入促進

- 市が率先して省エネ設備・機器の導入に取り組み、省エネ対策を先導していきます。
- 日常生活や事業活動における省エネ・節水に配慮した取り組みや具体的な設備・機器などの情報を市民、事業者提供します。
- 定期的な漏水、不明水調査の実施とその後の補修、老朽管の計画的更新による水量抑制および節水を図ります。

③自動車交通対策の推進

- コミュニティバスなど公共交通機関の利用を促進します。
- 県下一斉のカーセーブ運動^{※1}の取り組みをポスター・チラシ・市広報などにより普及・啓発します。
- 事業者を中心としたアイドリングストップ（エコドライブ^{※2}支援）装置の導入促進やエコドライブ講習会の実施、カーセーブ運動などの幅の広い効果的な普及活動を進めます。
- 電気自動車^{※3}やプラグインハイブリッド車^{※4}などエコカー（低燃費車や低公害車など）を率先導入し、電力事業者や商工団体などの関係機関と協働して、効果的な活用・普及方策を検討します。
- 区画線などにより自転車の通行ゾーンを明確にするなど、自転車を利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- 誰もが安全で快適に利用することができる歩行者・自転車ネットワークづくりを進めます。

▶市民の取り組み

①省エネ行動の推進

- 家庭で実践できる省エネ行動項目を掲示して取り組むなど、電気・ガス・灯油・ガソリンなどの節約に努めます。
- 炊事・洗濯・風呂などでの水の利用は、節水・再利用を心がけます。
- 環境家計簿をつけて、家庭でのエネルギー消費を「見える化」し、省エネに活かします。

②省エネ設備・機器の導入促進

- 住宅の断熱化など住宅の省エネに努めます。
- 照明機器や家電製品の購入・買い換えの際は、省エネ型の製品を選びます。

※1 カーセーブ運動：クルマの利用をできるだけ控え、代わりにCO₂排出量の少ない公共交通機関や自転車を利用する運動。

※2 エコドライブ：省エネ、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係する様々な機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

※3 電気自動車：電池に充電した電気でモーターを駆動して走行する自動車。電気自動車の普及は、地球温暖化対策の自動車部門における重要な施策の一つに位置づけられている。

※4 プラグインハイブリッド車：家庭用電源で電池を充電できるハイブリッド車。一般的なハイブリッド車よりも電池の容量を増やすことで、モーターによる電気自動車モードで走行できる距離が長くなっている。

③自動車交通対策の推進

- 自家用車の購入・買い替えの際は、エコカー（低燃費車や低公害車など）の選択に努めます。
- コミュニティバスなどの公共交通機関や自転車を利用します。
- カーセーブ運動に取り組めます。
- 自家用車を運転する際は、エコドライブに努めます。

▶事業者の取り組み

①省エネ行動の推進

- オフィスでの電気やガスの節約に努めます。
- 事業活動における省エネ対策を実践します。
- 生産工程内での水の循環利用を行うなど、節水に努めます。
- 商店などの夜間広告灯、夜間照明の使用については、省エネに努めます。
- 温室効果ガス排出量の把握に努めるとともに、環境マネジメントシステムによる事業活動の改善など、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。

②省エネ設備・機器の導入促進

- 省エネ型の商品の研究開発、販売に努めます。

③自動車交通対策の推進

- エコカー（低燃費車や低公害車など）を積極的に導入します。
- 合理的な物資輸送を行うため、貨物自動車の使用の適正化、輸送手段の切り替えなど、新たな物流システムについて検討します。
- コミュニティバスなど公共交通機関や自転車を利用します。
- カーセーブ運動に取り組めます。
- 自動車を運転する際は、エコドライブに努めます。

コラム【エコドライブ 10 のすすめ】

- ①ふんわりアクセル「eスタート」
- ②加減速の少ない運転
- ③早めのアクセルオフ
- ④エアコンの使用を控えめに
- ⑤アイドリングストップ
- ⑥暖機運転は適切に
- ⑦道路交通情報の活用
- ⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック
- ⑨不要な荷物は積まずに走行
- ⑩駐車場所に注意



出典：「エコドライブ 10 のすすめ」（環境省）

コラム【チャレンジ 25 の取り組み】

Challenge1 ; エコな生活スタイルを選択しよう

夏は冷房の温度を 28℃に、冬は暖房の温度を 20℃に設定しよう	☆
照明や OA 機器等のスイッチオフを心がけよう	☆
出かける際はバスや電車、自転車など環境に優しい交通機関を利用しよう	☆☆
蛇口をこまめに閉めるなど、節水を心がけよう	☆
環境家計簿、リアルタイムに CO ₂ 排出量を見せる省エネナビなどを使って、CO ₂ 排出量の見える化をしよう	☆
シャワーを使う時間を短くしよう	☆☆
エコドライブ（ふんわりアクセル、アイドリングストップ）を実践しよう	☆☆
マイバッグ、マイボトルを持ち歩こう	☆
エコクッキング（食材を全部使い切る、中火を上手に使う）を実践しよう	☆

Challenge2 ; 省エネ製品を選択しよう

古い冷蔵庫を省エネタイプに買い替えよう	☆☆
家庭用燃料電池や高効率の給湯器（CO ₂ 冷媒ヒートポンプ型等）を導入しよう	☆☆
古いエアコンを省エネタイプに買い替えよう	☆☆
白熱電球を電球型蛍光灯や LED 照明へ買い替えよう	☆☆
古いテレビを省エネテレビに買い替えよう	☆☆
ハイブリッド自動車や電気自動車に買い替えよう	☆☆☆

Challenge3 ; 自然を利用したエネルギーを選択しよう

太陽光発電を新しく設置しよう	☆☆☆
太陽熱温水器を新しく設置しよう	☆☆

Challenge4 ; ビル・住宅のエコ化を選択しよう

最新の省エネ基準を満たす断熱材やエコガラスを取り入れよう	☆☆
コージェネレーション設備などの最新技術を取り入れよう	☆☆
太陽光発電を新しく設置しよう（再掲）	☆☆☆

Challenge5 ; CO₂ 削減につながる取組を応援しよう

カーボン・オフセット商品や木材利用製品を選択しよう	☆
地産地消の商品を選択しよう	☆
カーボン・フットプリントやフード・マイレージの小さい食品を選択しよう	☆

Challenge6 ; 地域で取組む温暖化防止活動に参加しよう

カーシェアリングやレンタサイクルを積極的に利用しよう	☆
地域の環境イベントに積極的に参加しよう	☆
パーク＆ライドで公共交通機関を利用しよう	☆

☆☆☆ 1 世帯で 1 年間で千 kg 以上 CO₂ を削減

☆☆ 1 世帯で 1 年間で百～千 kg 以上 CO₂ を削減

☆ 1 世帯で 1 年間で数十 kg 程度 CO₂ を削減または効果が一定でないもの

出典：環境省ホームページ

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

■ 現状と課題 ■

今日の地球温暖化問題は、石油や石炭などの化石燃料の大量消費に伴う温室効果ガスの排出に起因しています。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による原子力発電所の事故などを受け、エネルギー利用のあり方が議論されています。このため、エネルギーの生産過程において温室効果ガスを排出しない、かつ安全なエネルギーとして、太陽光や風力、水力などの再生可能エネルギー※¹が注目されています。

国では、平成 23 年 8 月に「再生可能エネルギー促進法」（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）が成立され、今後より一層の再生可能エネルギーの導入促進が期待されます。

本市においても、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助制度を設け、再生可能エネルギーの導入を推進しています。

今後も、再生可能エネルギーの導入を継続的かつ積極的に推進していく必要があります。

▶ 行政の取り組み

①再生可能エネルギーの率先導入

- 公共施設などの整備にあたっては、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 地域特性をふまえ、様々な再生可能エネルギーの導入を検討します。

②再生可能エネルギーの導入支援

- 住宅用太陽光発電の補助事業など、再生可能エネルギー導入支援に継続的に取り組みます。
- 再生可能エネルギーの利用方法や支援策などについて調査研究を行い、市民・事業者へ情報を提供します。

③地域資源の活用

- 風力発電、バイオマス※²エネルギーなど、地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの利用について調査・研究します。

④情報提供、意識啓発、調査研究

- 関係機関と連携し、再生可能エネルギーに関する情報提供、意識啓発、調査研究に努めます。

※ 1 再生可能エネルギー：エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

※ 2 バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用もある。

▶▶市民の取り組み

①再生可能エネルギーの率先導入

○家屋の建設の際は、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を検討します。

③地域資源の活用

○地域資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの利用について関心を持ち、行政に協力します。

▶▶事業者の取り組み

①再生可能エネルギーの率先導入

○社屋などの建設の際には、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を検討します。

②再生可能エネルギーの導入支援

○再生可能エネルギーの情報提供、普及啓発に協力します。

③地域資源の活用

○地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの調査・研究に協力します。

○再生可能エネルギーに関する研究開発を促進します。

コラム【再生可能エネルギーと新エネルギー】

●再生可能エネルギー

法律（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律）で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

●新エネルギー

非化石エネルギーのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであり、その促進を図ることが非化石エネルギー導入を図るために特に必要なものとされています。太陽光、風力、中小水力、地熱（バイナリー方式）、太陽熱、水を熱源とする熱、雪氷熱、バイオマス（燃料製造・発電・熱利用）。



出典：経済産業省ホームページ

(3) 温室効果ガスの吸収促進

■ 現状と課題 ■

国では、京都議定書による温室効果ガスの 6%削減約束の達成に向け、1,300 万炭素トン（基準年総排出量比約 3.8%）程度を森林による吸収量で確保することとしています。

本市の森林面積は、市総面積の 82%と、森林の豊かな市であるため、森林による二酸化炭素の吸収が期待されます。

二酸化炭素を吸収・固定してくれる森林は、環境面からも大きな財産であり、豊富な森林を有している本市としては、適切な管理と木材利用を促進し、持続的な森林吸収源を確保していくことが求められます。また、木材を利用することは、森林伐採後も二酸化炭素が木材製品の中に貯蔵され続けるため、木造住宅はいわば「第二の森林」ともいわれており、木材需要の多くを占める住宅分野での利用を一層推進することが必要です。さらに、森林を育て活用することが地球温暖化防止の観点からも重要であることを広く市民に啓発・広報し、森林に対する意識の高揚を図ることが必要です。

一方、国連環境計画などによると、日本沿岸にも広く存在する藻場などの沿岸の生態系は毎年、日本の年間排出量を上回る二酸化炭素を吸収するなど地球温暖化防止に大きな役割を果たしているとの調査報告がまとめられ、藻場などによる CO₂ 吸収効果が期待されています。

▶▶ 行政の取り組み

① 森林整備や木材利用の促進

- 集落や道路周辺など、施業効率が高く、市民生活に身近な山ぎわを中心とした間伐を進めます。
- 森林整備を担う技能・資格を持った林業従事者を育成します。

② 森林整備体験の促進

- 市民参加による植林、間伐など森林整備体験を通じ、森林に対する市民の関心を高め、市民などとの協働による森林の整備や木材利用などを促進します。

③ 藻場の保全

- 国・県との連携のもと、二酸化炭素の吸収源の一つである藻場の保全を進めます。

▶▶ 市民の取り組み

① 森林整備や木材利用の促進

- 二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化防止に貢献している森林の役割についての知識と理解を深め、森林の整備・保全活動へ自主的・積極的に参加します。
- 家屋の新築や建て替えの際は、地場産材を積極的に利用します。

② 森林整備体験の促進

- 森林整備体験などのイベントに積極的に参加します。

③ 藻場の保全

- 学校や市民活動団体の藻場の保全・再生の活動に興味を持ち、参加・協力します。

▶ 事業者の取り組み

① 森林整備や木材利用の促進

- 二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化防止に貢献している森林の役割についての知識と理解を深め、森林の整備・保全活動へ自主的・積極的に参加します。
- 林業者は効率的な間伐、下刈りなどの実施や、人材の育成に努めます。
- 建築物の新築や建て替えの際は、地場産材を積極的に利用します。

② 森林整備体験の促進

- 森林整備体験などのイベントに積極的に参加・協力します。

③ 藻場の保全

- 学校や市民活動団体の藻場の保全・再生の活動に興味を持ち、参加・支援します。



アマモキットの配布活動



間伐材魚礁

3. 資源が循環する環境にやさしいまち（循環型社会の構築）

（１）３Ｒ（リデュース＜減らす＞・リユース＜再利用＞・リサイクル＜再資源化＞）の推進

■ 現状と課題 ■

ごみの問題は、全国的に最終処分場のひっ迫や不適切な処分による環境汚染だけでなく資源の浪費、地球温暖化とも密接に関わっていることから、ごみの排出抑制とごみの資源化が重要な課題となっています。これまで、生活の多様化や高度化の進行とともに豊かで便利な生活を享受できるようになった反面、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が拡大した結果、ごみの量が増大するとともに適正処理や再資源化の困難な製品が氾濫するようになっていきます。本市ではこのような状況の中、ごみ減量化および資源化対策として 11 種類の分別収集の導入やリサイクル施設の整備、資源回収補助制度などに取り組んでいます。

今後も市民や事業者の意識啓発を図り、分別の徹底によりごみの減量化および資源化を行うことが必要です。また、各種リサイクル関連法への対応や、より効率的・効果的な資源ごみの回収方法などの検討を行い 3 R^{※1}を推進することで、資源循環型の社会を構築することが必要です。

▶ 行政の取り組み

① 3 Rに関する意識向上

- ごみの減量化の方法やごみの発生が少ない商品など、3 Rに関する情報を提供します。
- 「グリーン購入法」（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づいてごみの発生が少ない商品の販売・消費の拡大をめざし、小売業者および消費者への啓発を行います。

② ごみの減量化・再利用の推進

- 「小浜市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者の協力を得て、ごみの減量化・再利用を進めます。
- 「グリーン購入法」に基づいてごみの発生が少ない商品の購入を行い、廃棄物の抑制と環境負荷の低減に努めます。
- コピー機による裏面利用やミスコピーの防止を図り、ごみの減量化に努めます。
- ごみの有料化など、ごみ発生抑制のための制度の導入について検討します。
- 生ごみの堆肥化を個々に取り組めるように情報などを提供します。
- 事業系一般廃棄物のリサイクルルートの確立などごみ発生抑制のための、関連情報を提供します。
- 使用可能な廃棄家具類などの再利用を検討します。

※1 3 R：廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再資源化（Recycle：リサイクル）。資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会を構築する手段。

③リサイクルの推進

- 衣類や小型家電などの回収方法を検討し、リサイクル率の向上をめざします。
- 再用品、再生利用品などに関する情報を提供します。
- 職員自らがごみの分別を心がけます。
- 再生品利用に関する情報提供や意識の啓発とともにエコマーク付き商品の利用など、グリーン購入を促進します。
- 公共施設から排出される使用済みの用紙類・事務用品や生ごみなどはリサイクルの品目に応じて適正に処理します。

▶市民の取り組み

①3Rに関する意識向上

- ごみの減量化の方法やごみの発生が少ない商品など、3Rに関する情報を収集します。
- 消費者として環境にやさしい商品の購入（グリーン購入）を心がけます。
- 3Rに関する意識を高め、事業者へごみの発生が少ない商品の開発や販売を要望します。

②ごみの減量化・再利用の推進

- 必要なものを必要な量だけ購入し、修理して、大切に使います。
- 食品の購入、調理は人数に応じて計画的に行い無駄を出さないようにします。
- 買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋の減少に努め、できるだけ簡易包装の商品や詰め替え商品を購入します。
- 使い捨て商品などはなるべく買わないようにします。
- 食べきり運動の推進や生ごみの水切りの徹底などによりごみの減量を図ります。
- フリーマーケットやリサイクルショップを積極的に活用します。

③リサイクルの推進

- 分別の徹底など日常生活におけるリサイクルを推進します。
- 事業者などが行う店頭回収などに協力します。
- 生ごみを堆肥化し、ガーデニングや家庭菜園などの肥料として利用するなど家庭内での資源の循環を推進します。
- 分別収集のルールに従い、ごみを出します。
- PTAなどが実施する資源回収に協力し、積極的に参加します。
- 「グリーン購入法」に基づく購入に努め、紙製品などは再生品を選択します。

▶ 事業者の取り組み

① 3 Rに関する意識向上

- ごみの減量化の方法やごみの発生が少ない商品など、3 Rに関する情報を収集します。
- 小売業者は3 Rに関する意識を高め、ごみの発生が少ない商品の販売方法を工夫します。

② ごみの減量化・再利用の推進

- 消費者とともに地域ぐるみで行うごみの少ない消費運動に参加・支援します。
- 事業活動における「ゼロエミッション※1」を推進します。
- 「グリーン購入法」に基づいた購入に努め、ごみの排出抑制や環境負荷の低減に努めます。
- 業務用生ごみ処理機を導入し、生ごみの堆肥化によりごみの減量に努めます。
- 事務書類の簡素化、両面コピーの実施により、紙資源の減量に努めます。
- ごみの発生が少ない商品の開発や「ごみの発生が少ない製造工程」の整備に努めます。

③ リサイクルの推進

- 事業活動に伴う資源ごみの再資源化を推進します。
- 製造・建設業における資源の再生利用を推進します。
- 事業所内にごみの分別施設を設置します。
- 修理やリサイクルが可能な製品の開発、修理やリサイクルを行うシステムの整備などリサイクル活動を支援します。
- P T Aなどが実施する資源回収に協力し、積極的に参加します。
- 建築資材（二次製品）の再利用や建設発生土の工事間流用を行います。
- 「グリーン購入法」に基づく購入に努め、紙製品などは再生品を選択します。



資源回収

※1 ゼロエミッション：ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取り組みが進んでいる。

コラム【グリーン購入】

●グリーン購入とは？

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から購入することです。

●グリーン購入基本原則

1. 「必要性の考慮」

購入する前に必要性を十分に考える

2. 「製品・サービスのライフサイクルの考慮」

資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する

- ①環境汚染物質等の削減
- ②省資源・省エネルギー
- ③天然資源の持続可能な利用
- ④長期使用性
- ⑤再使用可能性
- ⑥リサイクル可能性
- ⑦再生材料等の利用
- ⑧処理・処分の容易性



3. 「事業者取り組みの考慮」

環境負荷の低減に努める事業者から製品やサービスを優先して購入する

- ①環境マネジメントシステムの導入
- ②環境への取り組み内容
- ③環境情報の公開

4. 「環境情報の入手・活用」

製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して購入する

出典：グリーン購入ネットワークホームページ

（２）ごみの適正処理

■ 現状と課題 ■

ごみの不適正処理により周辺環境に悪影響を生じさせないように、ごみを適正に処理することが必要です。しかし、時として不法投棄や野焼きなどの不適切な処理が行われ、全国的に深刻な問題となっています。

本市ではこれまで、ごみのポイ捨て、不法投棄、犬の糞の放置、野焼きなどの問題に対し、広報おばまや周知看板設置、パトロールなどを行い啓発活動に努め、一定の効果を上げてきました。しかし、今後さらに、不法投棄や野焼きの未然防止に努めるとともに、市内から排出されたごみが不適切に処理されないよう、ごみの適正な排出と処理を徹底するなど、廃棄物による環境負荷を低減させることが必要です。

▶ 行政の取り組み

① 不法投棄ごみ対策

- ごみ処理に関する情報を提供するとともに、ごみの適正な処理に関する啓発を行います。
- 環境パトロールを行い、不法投棄や放置車両の防止に努めます。
- 不法投棄ごみマップを作成し、不法投棄防止の基礎資料とします。
- 看板の設置や定期的な回収作業を市民と協力して行います。
- 国・県など管理主体と連携した道路、河川、海岸、公園などの適正な管理（清掃）に努めます。
- 雑草や不法に投棄されたごみの処分など、空き地の適正な管理について指導します。

② 海ごみの対策

- 釣具店などと協力し、釣り客にごみ持ち帰りの指導を行います。
- 関係機関と協力し、釣り具、漁具などの海洋投棄防止に向けた普及・啓発を行います。
- 県や漁業関係者と連携し、適正な管理（清掃）に努めます。

③ ごみの適正処理と管理体制の確立

- 県と連携して、産業廃棄物の処理業者に対し適正処理に関する普及・啓発を行うとともに、排出事業者の適正処理を指導します。
- 近隣自治体との連携により、広域的な施設建設による適正な処理を検討します。
- 廃棄物関係施設周辺の環境に配慮し、適正な運転管理に努めます。
- ごみ集積場所の集約化を促進し、環境美化推進員による適正な管理を行います。

▶▶市民の取り組み

①不法投棄ごみ対策

- ごみの分別の徹底やポイ捨て禁止、ペットのふんの始末など、ごみ処理に関するマナーを守ります。
- ごみの不法投棄を行わず、ごみの分別や家電製品の買い換え時の処理は法令や市のルールに従って行います。
- 不法投棄をされないよう、土地所有者が責任を持って草刈りなど所有地の適正な管理を行います。
- ごみ出しの時間、場所、ルールを守ります。

②海ごみの対策

- 河川、海岸のクリーン作戦などに参加します。
- 海岸で発生したごみは持ち帰ります。
- 釣りをする際はマナーを守り、ごみや釣り具を海に捨てません。

③ごみの適正処理と管理体制の確立

- ごみ集積場所のステーション化の推進と環境美化推進員などによるごみステーションの適正な管理を推進します。

▶▶事業者の取り組み

①不法投棄ごみ対策

- ごみの不法投棄を行わず、法令に従ってごみを処理します。
- 産業廃棄物の運搬・処理を委託する場合は、マニフェスト制度^{※1}を適正に運用します。

②海ごみの対策

- 河川、海岸のクリーン作戦などに参加します。
- ごみの海洋投棄は行いません。

③ごみの適正処理と管理体制の確立

- ごみの分別の徹底や通勤時のポイ捨て禁止など従業員のマナーの高揚を図ります。



人魚の浜清掃活動

※1 マニフェスト制度：産業廃棄物による事故や環境汚染、不法投棄を防止するため、産業廃棄物の排出事業者が「載荷目録(マニフェスト)」により、自ら排出した廃棄物の運搬から処分までを管理確認する制度のこと。

4. 健康で安全なまち（生活環境の保全）

（１）大気環境の保全

■ 現状と課題 ■

大気汚染は主に自動車からの排出ガスと事業所からの排出ガスが原因となっています。

市内の国道、県道などの幹線道路では、通勤時や観光シーズンに交通渋滞が発生する箇所があり、特に国道 27 号は通勤時間帯の交通渋滞が激しい上、観光客の利用や関西都市圏を迂回するルートとして大型貨物車の交通量が多く、大気環境に負荷を与えていると考えられます。本市にはＪＲ小浜線やコミュニティバスなどの公共交通機関がありますが、利便性を求めて自動車を多く利用する傾向にあり、今後、エコカー（低燃費車や低公害車など）への乗り換えや自転車利用などの促進が必要です。

また、本市の大気汚染の経年変化は、全般的に良好な値により推移していますが一部では廃棄物の野外焼却などの問題が見受けられます。大気汚染は、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から防止を図っていくことが必要です。

▶ 行政の取り組み

①自動車による大気汚染の防止

- 公共交通機関の整備を推進するとともに、公共交通機関の利用を啓発します。
- 公用車の購入や買い替え時には、エコカーを選定します。
- 公用車の駐停車時には、アイドリングストップを励行します。
- 県下一斉のカーセーブ運動の取り組みをポスター・チラシ・市広報により普及・啓発します。（再掲）
- コミュニティバスの低公害バスへの転換を検討します。

②廃棄物の適正処理による大気汚染などの防止

- 野外焼却を行わないよう啓発や指導を行います。

③星空のまち・あおぞらのまちづくりの推進

- 「星空の街・あおぞらの街」に関するイベントを開催するなど、本市のきれいな空気を広く市民などにＰＲします。

▶ 市民の取り組み

①自動車による大気汚染の防止

- 自動車の利用を控え、公共交通機関を利用します。
- 近いところは、徒歩や自転車を利用します。
- 自動車の購入や買い替え時にはエコカーなどを選びます。
- 駐停車する際には無駄なアイドリングはしないよう心がけます。
- マイカー通勤を減らし、できるだけ公共交通機関を利用します。

②廃棄物の適正処理による大気汚染などの防止

- 家庭などから出るごみを野外焼却せず、適正な処理を行います。

③星空のまち・あおぞらのまちづくりの推進

- 「星空の街・あおぞらの街」に関するイベントに参加するなど、本市のきれいな空気に関心を持ちます。

▶ 事業者の取り組み

①自動車による大気汚染の防止

- マイカー通勤を控え、できるだけ公共交通機関を利用します。
- 自動車の購入や買い替え時には、エコカーなどを選びます。
- 駐停車する際はアイドリングストップを励行します。

②廃棄物の適正処理による大気汚染などの防止

- 廃棄物の適正な処理を行い、悪臭発生の防止に努めます。

③星空のまち・あおぞらのまちづくりの推進

- 「星空の街・あおぞらの街」に関するイベントに参加・協力するなど、本市のきれいな空気に関心を持ちます。

コラム【星空の街・あおぞらの街】

「星空の街・あおぞらの街」全国大会は、大気環境の保全に対する意識を高めること、郷土の環境を活かした地域おこしの推進に役立てることを目的として行われています。本大会は平成元年度から毎年度開催しています。

本大会では、大気環境保全への啓発・普及等において優れた活動を行った団体・個人に対して環境大臣賞の授与などを行っています。



出典：環境省ホームページ

（２）水環境の保全

■ 現状と課題 ■

北川は、全国の一級河川を対象に行った水質調査の結果「きれいな川」ベスト 10（平成 21 年度）にランキングされています。また、北川水系、南川水系、小浜湾海域ともに環境基準※¹を概ね達成しており、良好な水質が維持されています。

本市は、下水道の普及により水質汚染が少なくなっているものの、今後も良好な水質を維持、保全していくためには、引き続き水質の常時監視とともに指導や監視を行っていく必要があります。

また、北川水系、南川水系の両河川は複数の市町を流れていることから、流域の市町間の連携が必要です。

さらに、本市では、地下水が水道水や工業用水にも多く利用されていることから、地下水についても汚染防止を図ることが必要です。なお、他所では枯渇問題が生じている所もあり、今後は本市でも、実態調査などを行っていく必要があります。

▶ 行政の取り組み

①生活排水対策の推進

- 海や河川などの定期的な水質調査を行うとともに、生活環境の改善や公衆衛生の向上を図り、公共用水域の水質を保全します。
- 道路側溝や雨水渠については適切に清掃を実施し、水質を保全します。
- 生活環境改善事業として、下水道などの整備を推進します。
- 公共下水道供用区域内については家庭・事業所に対し、速やかな下水道への接続を指導します。

②流域市町間の連携による水質保全

- 河川流域市町との連携を図り、水質の監視を行います。
- 全国トップレベルの「きれいな川」の維持、向上を図るため、河川の水質保全、水生生物の生息環境の保全に努めます。

③地下水の保全

- ふくいのおいしい水の認定を受けている 4 か所で定期的な水質検査を行い、利用者の安全を確保します。
- 地下水の実態調査を実施し、継続的な監視を行います。
- 節水や雨水の有効利用を呼びかけます。
- 公共施設には透水性舗装を積極的に進めます。
- 地下水汚染の恐れがある工場跡地などを利用する場合は、調査や適切な措置を実施するよう指導します。
- 農薬（除草剤など）や化学肥料の適正な使用を図ります。

※ 1 環境基準：人の健康保護および生活環境保全のうえで維持されることが望ましい基準。大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つかという目標を立て、施策を実施していくかという目標を定めたもの。環境基準は「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標。すなわち、人の健康などを維持するための最低限度ではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするもの。事業活動を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備などの施策を講じる際の根拠となっている。

▶▶市民の取り組み

①生活排水対策の推進

- 身近な生活排水対策に一人ひとりが環境意識をもって行動します。
- 廃食油や調理くずの適正な処理、洗剤の適正な使用を行い、水質汚濁の防止に努めます。
- 公共下水道供用区域内での下水道への速やかな接続、合併処理浄化槽※¹の設置に協力します。

②流域市町間の連携による水質保全

- 漁業者と林業者の提携による広葉樹の植林事業に協力します。

③地下水の保全

- 節水に努めます。
- 井戸を所有（井戸水を飲用）している家庭では、適正管理に努めます。

▶▶事業者の取り組み

①生活排水対策の推進

- 公共下水道供用区域内での下水道への速やかな接続、合併処理浄化槽の設置に協力します。

②流域市町間の連携による水質保全

- 漁業者と林業者が提携による広葉樹の植林事業に協力します。

③地下水の保全

- 地下水汚染を発生させない事業活動を検討し、実施します。
- 駐車場や敷地内には透水性舗装を積極的に進めます。
- 節水に努めます。



雲城水

※1 合併処理浄化槽：単独浄化槽がし尿のみを処理するのに対して、台所、洗濯、風呂などから排出される生活雑排水をも同時に処理することができる施設。

コラム【生活排水について】

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。
1人が1日に使う水の量は約250Lと言われます。

では、何気なく流しているものが、川や海をどの程度汚しているのでしょうか？

これを流すと	これだけ汚れる BOD (g)	魚がすめる汚れまで、 薄めるには？ (バスタブ 300L 何杯？)
てんぷら油 使用済み 20ml	30	20
マヨネーズ 大さじ 1 杯 (15ml)	20	13
牛乳 コップ 1 杯 (200ml)	16	11
ビール コップ 1 杯 (180ml)	15	10
味噌汁 お椀 1 杯 (180ml)	7	4.7
米のとぎ汁 (1 回目 500ml)	6	4
煮物汁 (肉じゃが) 鉢 (100ml)	5	3.3
中濃ソース 大さじ 1 杯 (15ml)	2	1.3
シャンプー 1 回分 (4.5ml)	1	0.67
台所用洗剤 1 回分 (4.5ml)	1	0.67

※表中の「魚がすめる汚れまで、薄めるには？」では、一般的に魚が生息できる BOD (5mg/l) 以下の値にするのに必要な水の量を掲載しています。

出典：「生活排水読本」(環境省)

コラム【今日から実行できる！暮らしの中の生活排水対策メニュー】

台所ではこんなこと

- ☆食事や飲み物は必要な分だけつくり、飲み物は飲みきれ的分だけ注ぐ。
- ☆食器を洗う前に、油污れなどはふき取ります。
- ☆米のとぎ汁は植木の水やりに。養分を含んでいるので、よい肥料になります。
- ☆残った油は継ぎ足して使ったり、炒めものに使うなど、できるだけ捨てない努力を。やむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから。
- ☆水切り袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチ。
- ☆食器を洗うときは洗い桶を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使います。



お風呂ではこんなこと

- ☆髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張ってキャッチ。
- ☆シャンプー・リンスは適量を守りましょう。
- ☆お風呂の残り湯は洗濯に。温水なので汚れ落ちがよくなります（衛生上、すすぎは水道水で）。

洗濯ではこんなこと

- ☆洗剤は計量スプーンでしっかり計って。多く入れても汚れ落ちがよくなるわけではありません。
- ☆くず取りネットを取り付けて、細かなごみをキャッチ。



トイレではこんなこと

- ☆トイレは使用後にちょこちょこっと掃除しましょう。そうすれば、洗剤を使ってゴシゴシ掃除する回数はグーンと少なくて済みます。

出典：「生活排水読本」（環境省）

（３）騒音・振動の防止

■ 現状と課題 ■

本市における主な騒音発生源は、自動車交通です。市内では主要国道において自動車交通騒音の測定を昭和 53 年度から実施しています。平成 21 年度は、伏原と大手町の 2 地点において自動車交通騒音の測定を実施し、伏原において昼間・夜間ともに環境基準を超えています。

自動車騒音を防止するためには、今後も、自動車交通騒音の常時監視を継続するとともに、自動車交通騒音の低減対策を推進していく必要があります。

また、道路以外の騒音の苦情の原因は、住居と事業所などの混在や快適な生活環境を求める市民意識の向上などによるものと考えられます。このため、特定工場などの実態把握に努め、事業所に対しては規制基準の遵守および行政指導に努める必要があります。

さらに、近隣騒音対策としては、平成 21 年 3 月に施行した「小浜市深夜花火規制条例」により、地域の静穏を保持し安心して生活できる取り組みを進めていますが、今後も、騒音に配慮した生活マナーの向上など啓発の強化をする必要があります。

振動については、特に大きな振動を発生する施設は少ない状況ですが、今後も継続的に保全を図っていくことが必要です。

▶ 行政の取り組み

①自動車騒音対策の推進

- 市民や事業者に対し、自動車利用の自粛やエコドライブなどについて啓発を行います。
- 自動車騒音の改善を図るための緩衝帯や緩衝緑地など、環境施設帯の整備について検討します。
- 県下一斉のカーセーブ運動の取り組みをポスター・チラシ・市広報により普及・啓発します。（再掲）
- 公共交通機関の整備を推進するとともに公共交通機関の利用を啓発します。
- 幹線道路の歩道・自転車道の整備を行い、利用者の安全性を確保し、環境にやさしい交通手段への転換に努めます。

②近隣騒音対策の推進

- 市民や事業者に対し、近隣騒音の防止などについて啓発を行います。
- 特定建設作業に伴う騒音・振動に対し、事業者への適切な指導を行います。
- 深夜花火を規制するための啓発やパトロールを実施します。

▶ 市民の取り組み

①自動車騒音対策の推進

- 自動車の利用を控え、公共交通機関の利用に努めます。
- 自動車利用の自粛やエコドライブに心がけます。
- 近くへの買い物などは、徒歩や自転車で行かれます。

②近隣騒音対策の推進

- 日常生活における騒音の発生防止に努めます。
- 深夜花火を規制するためのパトロールを実施します。

▶▶ 事業者の取り組み

①自動車騒音対策の推進

- マイカー通勤を控え、公共交通機関の利用に努めます。
- 自動車利用の自粛やエコドライブなどに心がけます。

②近隣騒音対策の推進

- 低公害型の機器の利用や環境に配慮した工法を積極的に採用します。
- 住居に近接する工場においては、周辺住民の生活に配慮した事業活動を行います。

コラム【騒音をなくす5つの気配り】

1. 時間帯に配慮しましょう。
2. 音がもれない工夫をしましょう。
3. 音は小さくする工夫をしましょう。
4. 音の小さい機器を選びましょう。
5. ご近所とのおつきあいを大切にしましょう。



出典：環境省ホームページ

（４）有害化学物質の安全管理

■ 現状と課題 ■

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間さらされることにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあります。

このため、人の健康や生態系に悪影響が生じないように、化学物質の適正な管理による環境への負荷の低減や、継続した環境状況の情報収集を行う必要があります。

また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律（ＰＲＴＲ※^１法）」による化学物質の管理を国・県と協力して事業者働きかけるなどの対策を行う必要があります。

▶ 行政の取り組み

① 有害化学物質の発生抑制

- 国・県と連携して有害化学物質※^２による環境リスク※^３軽減対策を推進します。
- 国・県と連携してＰＲＴＲ法に基づく特定化学物質の排出等の状況を把握し、事業者の化学物質対策について監視・指導を行います。
- 有害化学物質の発生につながらないように、ごみ処理施設の適正管理に努めます。

② 化学物質の適正な管理

- 市施設からの化学物質による環境リスクを減らすために自主管理の徹底を図ります。

③ 有害化学物質に関する情報の収集・提供

- 有害化学物質の環境調査を実施するとともに、新たな有害化学物質などに関する情報の把握・提供に努めます。
- 有害化学物質の環境リスクに関する情報の収集、インターネットや広報による市民・事業者への情報提供に努めます。

※１ ＰＲＴＲ：Pollutant Release and Transfer Register。化学物質排出移動量届出制度。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量および廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組み。PRTRの対象物質は、法律に定める第一種指定化学物質（462物質）が該当する。

※２ 有害化学物質：毒性が強く、生物に悪影響をもたらす、化学変化により発生する物質のこと。

※３ 環境リスク：化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのこと。

▶▶市民の取り組み

①有害化学物質の発生抑制

○有害化学物質の発生につながらない、ごみの適正な処理を行います。

②化学物質の適正な管理

○合成洗剤や殺虫剤などの使用は極力控え、使用する場合は適正な使用方法や管理を行います。

③有害化学物質に関する情報の収集・提供

○有害化学物質に関する正確な情報の収集・提供に努めます。

▶▶事業者の取り組み

①有害化学物質の発生抑制

○排水や排ガスなどを適正に処理し、有害な化学物質の排出を防止します。

○有害化学物質の発生につながらない、ごみの適正な処理を行います。

○農薬や化学肥料は、適正に使用します。

○有害化学物質の発生、生成に留意し、環境に及ぼす影響を調査し必要な対策を行います。

②化学物質の適正な管理

○工場、事業所からの有害化学物質による環境リスクを減らすために自主管理の徹底を図ります。

○化学薬品を使用する際は適正な使用方法や管理を厳守します。

○化学薬品などによる汚染発生時には迅速に情報を開示し、適正な処理対策を講じます。

○消費者への安全な農作物などの提供に努めます。

③有害化学物質に関する情報の収集・提供

○有害化学物質に関する正確な情報収集と提供に努めます。

（５）良好な景観の保全

■ 現状と課題 ■

若狭湾国定公園の中心に位置する本市は、海に抱かれた歴史と文化のまちです。市内にはすぐれた文化財を有する寺社が数多く点在し、古いまちなみが今も人々の生活に溶け込んでいます。

しかし、ごみのポイ捨てや不法投棄、犬の糞の放置などマナーの低下が見受けられます。

今後も本市が保有する豊かな自然や歴史・文化を活かした風格のある景観を次世代に引き継ぐためにも、市民の意識の向上を図り環境美化活動の推進や景観の保全形成を図っていく必要があります。



環境美化デーの清掃活動

▶ 行政の取り組み

①ポイ捨て・美化対策

- クリーン作戦などの市民による環境美化活動の支援や環境美化推進員による各区の美化対策に努めます。
- タバコの吸殻や空き缶などのポイ捨て禁止や犬の糞の後始末を励行するよう啓発を行います。

②まちなみ景観の向上

- 周辺環境との調和を欠いた建築物などの建設を抑制するとともに、まちなみに配慮した公共施設の整備を図ります。
- 街路樹の植栽や景観に配慮した歩道整備など沿道景観の向上に努めます。
- 景観に配慮し、屋外広告物、外灯の設置などの適切な規制と誘導を図ります。
- 公共施設の建設にあたっては、地域の歴史、文化、自然、景観に配慮します。
- 景観上重要な建築物や工作物の保存・活用に努めます。
- 民間建築物の景観の配慮に関する指導に努めます。
- 民有空き地などに対する適正な管理方法の検討やポイ捨て・犬の糞の放置への指導など各種美化対策を推進します。
- 観光客がまちなみ散策を楽しめるよう、観光施設などの美化および景観の保全に努めます。
- ごみ出しルールの周知を図り、まちなみ景観の維持に努めます。
- 自転車の放置を防止するため、駐輪場などの整備を図るとともに、利用者のマナーに関わる普及啓発を実施します。

▶▶ 市民の取り組み

① ポイ捨て・美化対策

- タバコの吸殻や空き缶などのポイ捨てをしません。また、犬の糞の後始末を励行します。
- 行楽で出たごみは持ち帰ります。
- クリーン作戦など行政との協働による地域の環境美化活動に取り組みます。

② まちなみ景観の向上

- 環境美化推進員が中心となり、地域のごみステーションの美化に努めます。
- 空き地の清掃、除草を定期的に行います。
- ごみ出しルールを守り、まちなみ景観の維持に努めます。
- 駐輪場の適正な利用に努めます。

▶▶ 事業者の取り組み

① ポイ捨て・美化対策

- 地域の環境美化活動に協力します。
- 産業廃棄物の不法投棄は厳禁とし、適正な処理・処分を行います。

② まちなみ景観の向上

- 工場・事業所などの形態、色彩は周辺環境との調和を図ります。
- 看板、広告物などの設置の際は、日照権や周辺の景観に配慮します。
- 未利用地は放置せず、適正に管理します。

（６）緑化の推進

■ 現状と課題 ■

公園・緑地などのオープンスペースの整備は、市民の憩いの場や休養・レクリエーション、都市防災の観点からも重要な事業となっています。

本市においては、総合公園などの緑地整備や市民による美化活動により、自然環境との調和のとれた事業を展開してきました。

しかし、全国各地では広く緑化が行われるようになった結果、緑化植物として導入した移入種が逸出して地域の侵略種になり、在来の植物を駆逐するなど生態系を攪乱する問題が生じています。

このため、地域の本来あるべき生態系や生物多様性に配慮した緑化事業を推進していく必要があります。

▶ 行政の取り組み

①公園・緑地の整備・充実

- 公園・緑地の維持管理体制を強化し、市民の憩いの場の確保に努めます。
- 自然環境と調和した公園・緑地づくりを推進します。
- 郷土種を主体とした自然性の高い緑とふれあえる公園・緑地の整備を図ります。
- 学校・道路などの公共施設に緩衝空間としてのオープンスペースや植樹帯の設置に努めます。
- 公園・緑地の整備や維持管理には、地域住民との連携を強化します。

②緑化運動の推進

- 地域の本来あるべき生態系や生物多様性に配慮して、学校・道路などの公共施設の緑化運動を推進します。
- 建物・敷地周辺の緑化やビオトープ※¹の創出を推進します。
- 身近な自然とのふれあいの場として工場・事業所の緑地などを地域住民に開放する機会を設けるよう事業者には要請します。
- 転作田などを利用し、コスモスやヒマワリなど景観形成作物の栽培を推進します。
- 市の木（もみじ）や市の花（つつじ）を活用し、緑化の推進を図ります。
- 市民・事業者に緑化の推進について積極的に啓発を行います。
- 樹木や草花を大切に育てる市民活動団体などを支援し、協働による美しい緑のまちづくりに努めます。

※1 ビオトープ：特定の生物が生存できるような、特定の環境条件を備えた一定の空間を示す概念。
一般的には、生物が生息できる池沼、湿地、草地、雑木林などを示す。

▶▶市民の取り組み

①公園・緑地施設の整備・充実

- 地域の本来あるべき生態系や生物多様性に配慮した公園・緑地、街路樹、水辺の整備や維持管理に協力します。
- 公園・緑地の適正な利用に努めます。

②緑化運動の推進

- 庭やベランダでのガーデニング、生垣やプランターボックスの設置などにより、住居周辺の緑化を推進します。
- 緑化に関するイベントなどに参加し、緑化への理解・知識を深めます。
- 自治会などで地区内の緑化を推進します。
- 居住地、所有地などの緑化を推進するとともに維持管理に努めます。

▶▶事業者の取り組み

①公園・緑地施設の整備・充実

- 地域の本来あるべき生態系や生物多様性に配慮した公園・緑地、街路樹、水辺の適正な管理に協力します。

②緑化運動の推進

- 事業所の建物や敷地周辺および駐車場に樹木などを植栽し、緑化に努めます。
- 緑化に関するイベントなどに参加し、緑化に対する理解、知識を深めます。
- 店頭への鉢植えやプランターボックスを設置するなど、緑化運動に協力します。
- 転作田や開発残地を利用した、景観形成作物の栽培を推進します。
- 地域の緑化運動を支援し、参加します。
- 工場・事業所の緑化に加え、十分な空間を確保できる場合にはビオトープ空間の創出を図ります。



宮川ひまわり畑

5. みんなで環境を学び協働するまち（教育・学習・協働の推進）

（１）環境教育・学習の推進

■ 現状と課題 ■

私たちの取り組むべき環境問題は、地域の生活環境の保全から自然との共生、資源の有効利用、地球温暖化まで多岐にわたってきており、複雑化してきています。そのため、私たち一人ひとりが環境について関心を持ち、理解を深め、環境に配慮した行動を実践していくことが重要となります。

本市は、小学校を対象とした環境教育、クリーンセンターやリサイクルプラザにおける施設見学や情報提供など、学校や地域において各種団体と連携を図りながら環境教育・学習を実施してきました。

今後も、あらゆる場面において、環境教育・学習が活発に行われるように、学校教育や社会教育での取り組みの推進、指導者の育成、学習拠点の充実が必要です。



▶ 行政の取り組み

①学校における環境教育の充実

- 各学校と連携を図りながら環境教育が体系的に行われるよう支援します。
- 総合的な学習の時間などを活用した、児童・生徒の体験型の環境教育を支援します。
- 廃棄物関係施設の見学会を開催します。
- 環境教育の副読本、教材などの作成を検討します。
- 福井県立大学小浜キャンパスの交流センターなどを活用し、環境教育を推進します。
- ふるさと教育を中心に環境問題への関心を高め、環境保全への積極的な参加および環境問題解決のための能力の向上を図ります。
- 学校花壇づくりに取り組み、環境整備と併せて生き物を大切にする気持を育みます。
- 総合的な学習の時間においてごみの分別・リサイクルについての学習や地域・学校周辺の清掃活動などの環境教育を行います。
- 環境教育の教材、カリキュラムの調査研究に努めます。

②地域、家庭における環境学習の推進

- 環境に関するイベントを開催し、市民や事業者に対して情報を提供します。
- 環境保全に関わる講座や研修会などを通して、環境対策や配慮などが重要であるという認識を市民や事業者に啓発します。
- 地域における環境フォーラム、「こどもエコクラブ※1」などの活動を支援します。

③環境教育・学習の場、機会の充実

- 公民館の生涯学習などを活用し、環境学習の機会の充実を図ります。
- 自然遊歩道やビオトープ公園など、環境について学び、親しむための施設の整備を検討します。
- 小浜市ボランティア・市民活動交流センターの充実を図り、環境教育・学習分野の市民活動団体などの活動の場の拡大に努めます。

※1 こどもエコクラブ：次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取り組み、活動ができるよう環境省が支援する事業。

④指導者や人材の育成

- 環境アドバイザー制度など専門家の活用と専門家情報の提供に努めます。

▶市民の取り組み

①学校における環境教育の充実

- 総合的な学習の時間の中でごみの分別・リサイクルについて積極的に教育・学習します。

②地域、家庭における環境学習の推進

- 地域の自然環境調査やキャンプなどの野外活動を通じて、自然とふれあい、自然について学びます。
- 自治会・PTAの各種団体は、地域における環境学習や環境活動を計画し、推進します。
- 「こどもエコクラブ」などの子どもたちの自主的な環境活動に参加します。

③環境教育・学習の場、機会の充実

- 自然環境に関する観察会や環境学習会などへ積極的に参加します。
- 地域や地球環境に関するフォーラム、イベントなどに積極的に参加します。

▶事業者の取り組み

②地域、職場における環境学習の推進

- 環境に関わる研修会などを開催し、事業活動に伴う環境への負荷の低減に向けた環境対策や配慮方法などの知識を習得します。
- 職場における環境学習・環境保全活動を推進します。
- 地域における環境フォーラム、「こどもエコクラブ」などの活動を支援します。

③環境教育・学習の場、機会の充実

- 市民・子ども向けの環境報告書などの作成や事業所が行う環境活動の見学や参加の機会を設け、環境教育・学習に協力します。

④指導者や人材の育成

- 研修などを通じて指導者や人材の育成を図ります。

（２）環境情報の整備・提供

■ 現状と課題 ■

本市では、環境保全の必要性が認識されているものの、取り組みが十分であるとはいえません。その要因の一つとして、毎年「小浜市環境保全対策の概要」を発行しているものの、環境情報不足が挙げられます。

本市の環境の現状や環境への負荷、環境保全活動などについての情報提供により、市民や事業者の環境に対する意識の向上を図ることで、自主的な取り組みを高めていく必要があります。

▶▶ 行政の取り組み

① 環境情報の整備

- 環境にやさしい生活や事業活動に関する情報の整備を図ります。
- 環境に関する新たな技術、先進事例、市民・事業者・市民活動団体などの環境への取り組み状況などを把握し、体系的に整理します。
- 環境推進員による、職員の環境情報に対する意識の向上を図ります。
- 市民活動団体などの活動状況や市域の環境に関する情報の把握に努めます。

② 環境情報の効果的な提供

- 広報、インターネットなどを利用して、環境に関する様々な情報や魅力、「小浜市環境保全対策の概要」でまとめた環境に関する現状を市民や事業者に広く提供します。
- ハイキングコースなどに自然環境に関する解説板の設置を検討します。
- 地域での環境保全に関わるイベントやセミナーなどの開催を検討します。
- 情報公開に関わる基本方針を確立し、環境保全へ活用できる情報システムの構築を検討します。

▶▶ 市民の取り組み

① 環境情報の整備

- 行政や事業者などからの環境に関する情報を利用し、環境学習や環境活動に活用します。
- 環境学習会や見学会に関する情報、地域や行政が行っている環境保全活動を把握します。

② 環境情報の効果的な提供

- 広報、インターネットなどを利用して環境に関する情報を収集します。
- 市民活動団体などの活動状況や市域の環境に関する情報を市民相互で交換します。

▶▶ 事業者の取り組み

① 環境情報の整備

○事業所で実践可能な環境への新たな取り組みについて情報を収集し、調査・研究を行います。

② 環境情報の効果的な提供

- 環境に配慮した製品や事業活動などについての正しい情報を公開・提供します。
- 環境報告書やインターネットなどを利用し、自社の環境活動に関する情報を広く公開します。
- 環境保全への取り組みや環境管理のあり方などの情報を提供します。



小浜市ホームページ

(3) 環境保全活動の推進

■ 現状と課題 ■

環境問題がクローズアップされる中で、市民や事業者の自主的な活動が大きな役割を果たすようになってきています。このような活動は、多様で自由な発想に基づく自立した活動です。

本市においては、市民や事業者による環境美化活動、自然保護活動などの環境保全活動が実施されています。また、本市の「環境意識調査」では、「資源回収活動」「地域美化活動」の参加割合が約7割もあり、市民等の環境保全活動への意識の高さが伺えます。

今後も、各主体が自発的に行う環境保全活動を一層推進するとともに、各主体間の連携により活動の充実、活性化を図る必要があります。

▶▶ 行政の取り組み

① 環境保全活動に対する支援

- 地域や市民活動団体、事業所などが行う環境保全活動への支援・助成を検討します。
- 子どもたちへの環境保全活動に対し、福井県立大学小浜キャンパスなどからの人材受け入れなどによる支援に努めます。
- 市民・事業者に対して、省エネ活動など環境にやさしい生活スタイルへの転換に向けて啓発を行います。
- エコアクション21(EA21)の認証取得など事業者の環境保全活動を支援・促進します。
- 市民の暮らしや事業活動における環境配慮の手引きなどを作成し、環境保全の取り組みの普及を図ります。

② 各主体による率先実行

- 庁舎や公共施設において環境へ配慮した施設整備を進めるとともに、環境保全に向けた事務活動や事業活動を推進します。
- 国・県・周辺自治体・関係機関との連携を図りながら、環境保全活動を計画的に進めます。

▶▶ 市民の取り組み

① 環境保全活動に対する支援

- 市や地域、ボランティア組織などが行う環境保全活動に積極的に参加します。
- 子どもたちが環境について体験できる地域の自然環境を保全します。
- 事業者や市民活動団体などの活動に関心を持ち、地域活動や環境に関する学習会や保全活動に積極的に参加します。

② 各主体による率先実行

- 環境問題に対する正しい知識を身につけ、環境に配慮した行動や環境負荷の少ない生活スタイルへの転換を図ります。
- 自然とふれあい、自然について学び、地域が一体となり、率先して豊かな自然の保全に努めます。
- 自治会を中心として、地区ごとの美化活動や環境にやさしいまちづくりを推進します。

▶▶ 事業者の取り組み

① 環境保全活動に対する支援

- 行政や地域などが主催する環境保全活動に積極的に参加します。
- 市民や子どもたちの環境保全活動に協力します。

② 各主体による率先実行

- 行政の設定する環境保全目標などに対して積極的に取り組みます。
- I S O 14001 や E A 21 の認証取得について検討します。
- I S O 14000 シリーズや E A 21 などによる環境管理を推進します。
- 環境問題に対する正しい知識を身につけ、環境に配慮した行動や環境負荷の少ない企業活動へ転換します。
- 地域住民に配慮した適切な事業活動を展開します。



うみがめサークル



アマモの定植活動

第2節 数値目標

本計画の推進管理を効率的に行うとともに市民・事業者・行政の各主体が環境の現状を正確に理解し、環境保全に取り組むため、施策や行動の進捗状況を数量的に評価できる数値目標を設定します。

数値目標の達成状況は、計画の推進管理の中で毎年度、点検・評価し関連する施策の見直しなどに反映します。

1. 郷土の自然を守るまち（自然環境との共生）

項 目	現況数値	数値目標	
		平成 28 年度	平成 33 年度
森林面積	19,094ha (平成 21 年)	現状維持	現状維持
天然林	11,330ha (平成 21 年)	現状維持	現状維持
間伐面積	1,151ha (平成 22 年度)	1,923ha	2,626ha
米の J A 出荷者のエコファーマー※1 認定率	2.8% (平成 22 年度)	100%	100%
一人当たりの都市公園面積	9.4 m ² /人 (平成 22 年度)	現状維持	現状維持
ビオトープ数	3 か所 (平成 22 年度)	5 か所	7 か所

2. 地球規模で考えみんなで取り組むまち（地球温暖化対策の推進）

項 目	現況数値 (平成 22 年度)	数値目標	
		平成 28 年度	平成 33 年度
環境家計簿（わが家のエコ宣言など） 実施参加世帯率	17.6%	22.6%	26.8%
家庭における年間電気使用量	5,152kWh	現状維持	現状維持
公用車のハイブリット車（E V 車含 む）導入率	6.7% (6 台/89 台)	8.5% (7 台/82 台)	12.5% (10 台/80 台)
住宅用太陽光発電導入量	313kW	1,213kW	1,963kW

※1 エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）に基づき土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称。

3. 資源が循環する環境にやさしいまち（循環型社会の構築）

項 目	現況数値 (平成 22 年度)	数値目標	
		平成 28 年度	平成 33 年度
一般廃棄物年間処理量※ ¹	32.9t/日	28.8 t / 日	25.9 t / 日
資源化率	21.7%	23.1%	24.2%
不法投棄定期監視パトロール	0 回	6 回	12 回

※資源化率＝資源化量÷ごみ総量×100

4. 健康で安全なまち（生活環境の保全）

項 目	現況数値	数値目標	
		平成 28 年度	平成 33 年度
北川水系水質の環境基準達成率	100% (平成 22 年度)	100%	100%
南川水系水質の環境基準達成率	98% (平成 22 年度)	100%	100%
小浜湾中央水質の環境基準達成率	100% (平成 21 年度)	100%	100%
下水道供用区域の水洗化率	81.1% (平成 22 年度)	86.8%	87.4%
自動車交通騒音の環境基準達成率	71% (平成 21 年度)	80%	85%

※水質の環境基準達成率＝環境基準達成数（測定地点数×測定項目数×測定月数）

÷ 全数（測定地点数×測定項目数×測定月数）

5. みんなで環境を学び協働するまち（教育・学習・協働の推進）

項 目	現況数値 (平成 22 年度)	数値目標	
		平成 28 年度	平成 33 年度
こどもエコクラブ参加団体数	0 団体	6 団体	12 団体
環境に関する出前講座開催数	0 回	6 回	12 回
一斉清掃開催回数	3 回	4 回	4 回
グリーン購入法にもとづく庁内消耗品購入	95.5%	100%	100%

※1 一般廃棄物年間処理量：年間処理量は焼却量と埋立量を合算したもの。

コラム【環境マネジメントシステムについて】

●環境マネジメントシステムとは

組織や事業者が、自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、方針や目標を自ら設定して取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS：Environmental Management System）といいます。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 があります。他にも地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがあります。

●環境マネジメントシステムの必要性

地球環境問題に対応し、持続可能な発展をしていくためには、経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていかなければなりません。そのためには、幅広い組織や事業者が、規制に従うだけでなく、その活動全体にわたって、自主的かつ積極的に環境保全の取り組みを進めていくことが求められます。環境マネジメントは、そのための有効なツールです。

また、組織や事業者の立場から見ても、環境マネジメントにより環境保全の取り組みを進めていくことには、次のような必要性があると言えます。

- ①消費者の環境意識は急速に高まっており、環境にやさしい商品・サービスを提供し、環境にやさしい企業であることが、ますます求められています。
- ②環境保全に対する様々な規制や要請は、今後ますます強化されると予想されます。こうした動きに対応するため、環境マネジメントにより体系的に取り組むことが必要です。
- ③環境マネジメントに取り組むことは、省資源や省エネルギーを通じて、経費節減につながると言われています。また、管理体制の効率化にもつながるとも言われています。

出典：環境省ホームページ

第4章 重点プロジェクト

本市の“望ましい環境像”である『海、山、河 誇りの持てる豊かな自然 住み心地の良いまち おばま』の実現に向けて、これまでに掲げた施策や取り組みを着実に実施していくとともに、本市の地域特性や環境の状況をふまえて、重要度が高い施策などについては、重点的かつ先導的に取り組みます。

本市の環境に対する施策などのうち、早急に実施する必要があるもの、本市の環境問題として重要なもの、望ましい環境像の実現に向けて大きな効果があるものなどを重点プロジェクトとして、優先的かつ重点的に取り組みます。

重点プロジェクトの推進や実施にあたっては、各施策に係る庁内部局と市民・事業者で構成される推進組織（p65 参照）を設置し、各重点プロジェクトの具体的な目標や内容、推進方策、実施方法などについて検討していきます。

重点プロジェクトのテーマ

- ①食をとりまく環境の改善・環境調和型農林水産業の展開（継続）
- ②次世代自動車の導入促進（新規）
- ③循環型のまちづくり（継続）
- ④ごみのないきれいなまちづくり（新規）
- ⑤環境学習プログラムの展開（継続）

重点プロジェクトと基本目標の関係

基本目標 重点プロジェクト	郷土の自然を守るまち	地球規模で考えみんなで取り組むまち	資源が循環する環境にやさしいまち	健康で安全なまち	みんなで環境を学び協働するまち
食をとりまく環境の改善・環境調和型農林水産業の展開	◎	○	○	○	◎
次世代自動車の導入促進	○	◎	○	◎	◎
循環型のまちづくり	○	◎	◎	○	◎
ごみのないきれいなまちづくり	○	○	○	◎	◎
環境学習プログラムの展開	◎	◎	◎	◎	◎

◎：特に関わりが深いもの ○関わりがあるもの

1. 食をとりまく環境の改善・環境調和型農林水産業の展開（継続）

安全・安心な食の提供を支える農林水産業について、農薬や化学肥料の使用を低減するなど、環境と調和した生産活動を推進します。

また、食に関する正しい知識を身につけ、安全な食べ物を選び健康面に配慮した食生活が実践できるよう生涯食育を推進します。

なお、生産者と消費者の交流により、農林水産業の重要性の再認識を促すとともに、安全・安心な地元農林水産物の消費拡大を図ります。



生ごみで土づくり

取り組み内容

（１）安全な食の確保

- 食の安全性の確保に努めます。
- 有機・減農薬農法による生産者を支援し、エコファーマーを育成します。
- 「地産地消を進める店」の認定などにより、地域農産物の利用を支援します。
- 地元農林水産物を学校の給食食材として積極的に活用します。

（２）生涯食育の推進

- 食をとりまく環境を正しく理解し、環境にも配慮した健康的な食生活の実践を図ります。
- 家庭や保育園・幼稚園・学校給食、飲食店などにおいて、地産地消を推進しフードマイレージ※¹の低下に努めます。
- 資源の循環を学ぶ観点から、保育園や幼稚園、小中学校において、生ごみ等を活用した土づくりによる循環型農業体験を推進します。

（３）環境と調和する農林水産業の展開

- 有機栽培や農薬、化学肥料の低減による農産物の生産を支援します。
- 自然生態系に配慮した土地改良事業を促進します。
- 海底の清掃・耕運による漁場環境の改善を行います。
- 水辺環境の整備の際、藻場を造成する機能を持った構造や素材を採用します。
- 先進事例などの情報収集に努め、環境調和型農林水産業の展開を図ります。
- 森林整備により発生する間伐材を公共事業に活用し、循環型社会形成の構築に貢献します。

（４）担い手づくり

- 環境調和型農業推進への寄与につながる集落営農組織などの担い手育成を図ります。
- 農業生産組織を育成し、環境調和のために農業経営の効率化を促進します。

※1 フードマイレージ：食材の運送距離のこと。輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたものである。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。

（５）交流のある農林水産業の推進

- 消費者と農林水産業生産者の交流を図ります。
- 地域にあった体験型農業やグリーン・ツーリズムを推進します。
- 漁村地域におけるブルー・ツーリズムなど都市住民と地元漁業者の「ふれあいの場」を形成します。
- 消費者に貸し農園（市民農園）を提供し、作付けや収穫祭などを実施します。



田烏棚田

2. 次世代自動車の導入促進（新規）

本市は、自家用車の利用拡大により、運輸部門の温室効果ガス排出量は増加傾向にあるため、運輸部門における大幅なCO₂削減に不可欠とされている次世代自動車（電気自動車・プラグインハイブリッド車、電動二輪車など）の普及に取り組む必要があります。

そこで、国・県・自動車メーカー・電力事業者・地元企業と連携しながら、次世代自動車の導入を促進します。

取り組み内容

（１）公用車への率先導入

○公用車へ次世代自動車の率先導入を行い、イベントでの活用および利用体験によるPRなどを通じ、市民や事業者への普及を図ります。

（２）次世代自動車の普及

○国や県および事業者などと連携して、公共施設や観光施設、大型量販店などへの充電装置の計画的な整備やマップ化など、次世代自動車を安心して利用できる環境を整備します。

○国や県と連携して市民、事業者における次世代自動車の導入や充電装置の整備を推進します。

○公共施設の利用優待や駐車場の優先使用、大型量販店などでのエコ優待など、次世代自動車使用者にインセンティブのある仕組みを検討します。

（３）次世代自動車を活用した事業展開

○次世代自動車をレンタカー、観光タクシーなどに積極的に活用し、次世代自動車を気軽に利用しながら市内各地でエコ体験ができるなど、次世代自動車の利用機会の創出と観光誘客の拡大につなげます。

○太陽光発電や高性能ヒートポンプなどと一体となった次世代自動車の普及を推進し、市内事業者を育成します。



エコカー展示会

3. 循環型のまちづくり（継続）

ごみの問題は、私たちの日常生活と直結しているとともに大気汚染や水質汚濁、有害化学物質問題、自然破壊、資源の枯渇、地球環境問題など様々な環境問題に関連しています。

ごみの不適正処理により周辺環境に悪影響を生じさせないように、ごみを適正に処理することが必要です。しかし、不法投棄や野焼きなどの不適切な処理が行われることもあり、本市においても対処すべき問題となっています。ごみの中には、古紙や容器包装廃棄物などリサイクル（再資源化）できるものが多く含まれており、ごみの減量化とともに、これらができる限りリサイクルすることは、循環型社会の構築、地球温暖化対策の観点から重要です。

取り組み内容

（１）３Ｒの推進

- 公共施設での紙使用量の削減、廃棄物の減量化とともに分別の徹底、リサイクルなどの推進を図り、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを包括的に実施し、ごみの発生抑制に努めます。
- ごみ減量マニュアルを作成・配布するなどごみの減量対策を進めます。
- グリーン購入の推進により、ごみの発生が少ない商品の販売・消費の拡大をめざし、小売業者および消費者に啓発します。
- 食べきり運動の推進や生ごみの水切りの徹底などにより厨芥類ごみの減量を図ります。
- 買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋の減少に努め、できるだけ簡易包装の商品や詰め替え製品を購入します。
- ごみの有料化など、ごみ発生抑制のための制度の導入について検討します。
- エコフェアの開催などにより、消費者へのごみの減量化や再資源化に関する啓発活動を行うことを検討します。
- リサイクルフェア・フリーマーケットの実施を検討します。

（２）適正処理の推進

- クリーンセンターおよびリサイクルプラザの適正な維持管理により、ごみの適正処理を図ります。

（３）情報交換の促進・環境教育の推進

- 市民や市民活動団体への３Ｒに関する情報提供、情報交換を積極的に進めます。
- 子どもたちに対する３Ｒの教材を作成し、環境教育を推進します。



リサイクルプラザ見学の様子

4. ごみのないきれいなまちづくり（新規）

郷土の美しい自然やまちなみを守るため、地域力の結集と市民・事業者・行政の協働により、ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

取り組み内容

（１）環境美化意識の浸透

- モラルの低下によるごみのポイ捨てや不法投棄の防止に努め、環境美化意識が市民一人ひとりに浸透するような情報の提供や啓発に努めます。
- 不法投棄や放置自転車、放置自動車の発生の防止や適正な処理に関する啓発に努めます。

（２）海ごみ対策の推進

- 地域住民、事業者、行政が一体となって海岸の清掃活動を実施します。
- 海岸漂着ごみは一部の海岸に高密度に偏在しているため、重点的に回収し効率的に現存量の削減をめざします。
- 河川流域市町と連携を図り、海岸漂着ごみの減量に努めます。

（３）環境美化活動の支援

- 環境美化推進員が中心となり地区ごとに周辺の清掃活動・環境パトロールなどに取り組み、市民参加のもとに周辺環境の美化を図ります。
- 観光地、駅、公園やそれらを結ぶ道、田んぼのあぜに花を植栽したり、清掃を行う地域住民などを支援することにより、沿道や拠点の美観創造を推進します。
- 市民活動団体などの積極的な清掃活動に対する表彰や写真によるPRを実施し、ごみのないきれいな川や海などを保全する活動を推進します。

（４）観光地におけるごみ持ち帰り運動の推進

- 観光地では、ごみ箱の撤去を検討し、ごみ袋の持参呼び掛けや配布を行い、ごみの持ち帰り運動を推進します。



老人クラブ清掃活動

5. 環境学習プログラムの展開（継続）

望ましい環境像を実現する人材を育成するため、学校教育や社会教育などのあらゆる教育の場において、環境教育の充実を図ります。

取り組み内容

（１）環境プログラムの作成

○自然環境、社会環境など地域の環境特性を活かした環境プログラムを作成し、活用を促します。

環境学習実践プログラムの主な学習プラン（案）

プログラム名（対象か所・施設）	計画内容
水辺や森とのふれあい調査 （北川、南川水系の河川・「市民の森」や社寺林など）	身近な川の水質調査を行い、水の汚れ具合を調査する。水生昆虫や川魚（アユ、ウグイなど）を採取し解剖により生物体内の観察を行い、食物連鎖などについて学ぶ。「市民の森」や社寺林などをフィールドとした動植物の観察や身近な生きものマップづくりを行う。
星座観察（市民の森など）	地元の天文愛好家の協力を得て星空観察を通して、大気や地球環境の保全に対する関心を深める。
紙すき体験 （御食国若狭おばま食文化館・若狭工房）	若狭和紙の工房における、材料の採取や紙すきの作業工程を体験することにより、人と森との関わりを考える。
ごみの分別とリサイクル （小浜市クリーンセンター、リサイクルプラザ）	ごみの分別の仕方、リサイクルの現状、施設の概要などについての講義を受け、可燃ごみが焼却されるまでの流れやリサイクルの取り組みを実際に施設内で見学・学習する。
御食国の調理体験 （御食国若狭おばま食文化館・ミュージアム・キッチンスタジオ）	食文化の学習や地元で採れた食材を利用して伝統料理や郷土料理づくりを体験する。
田んぼ（畑）の学校	児童・生徒が米や野菜などを育て収穫する体験活動により、それらを育む土や水環境に対し、理解を深める。畑・田んぼを中心とした環境で、農村の自然や文化を体験する。

（２）環境保全活動、環境調査に対する支援

○「こどもエコクラブ」などの活動を推進し、小・中学生による環境調査、生き物調査、水辺とのふれあい調査の各活動を地域で支援します。子どもたちの環境学習と地域住民の生涯学習・環境保全活動の連携を図ります。

（３）環境学習教材の充実

○水辺や森とのふれあい調査などをもとに、子どもたちの環境学習教材を作成するなど、教材の充実を図ります。

（４）指導者や人材の育成

○環境学習に関する指導者の研修を行うとともに、学校間・教師間の連携を通して、指導者や人材の育成を図ります。

（５）環境教育・学習の場、機会の充実

○福井県立大学小浜キャンパスなどの協力により、地域に開かれた環境教育・学習の場や機会を提供します。

（６）環境情報の効果的な提供

○子どもたちをはじめ市民や事業者に環境問題について関心と理解を深めてもらうために、公共施設でのポスターの掲示や本市のホームページおよび広報機関を通じて環境に関する啓発活動を行います。



グリーンカーテンづくり



アマモマーメイドプロジェクトの活動

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画を推進し、望ましい環境像を達成するためには、市民・事業者の自主的かつ積極的な参加と市民・事業者・行政の協働が大切です。本市では本計画の円滑な推進を図るため、「おばま環境市民推進委員会」および「環境基本計画推進委員会」を設置します。

(1) おばま環境市民推進委員会

本委員会では、市民・事業者・行政の協働によりパートナーシップを構築し、重点プロジェクトなどの推進主体として活動します。委員会で集約された意見などは各年度の年次報告書で公表するとともに、次年度以降の施策に反映させていきます。

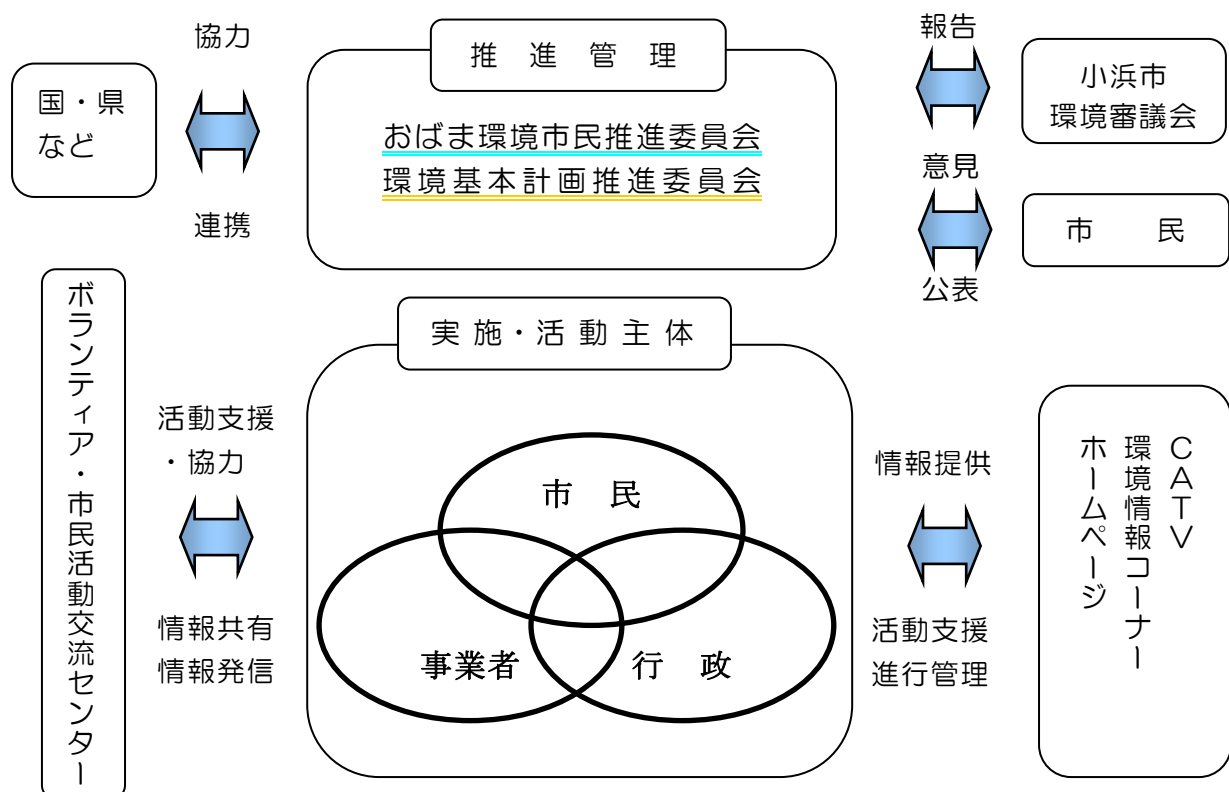
(2) 環境基本計画推進委員会

本計画に掲げた目標を達成するため、計画を総合的に推進する「環境基本計画推進委員会」を設置します。この委員会は、環境関係各課を組織化し、重点プロジェクトなどの施策の進捗状況を定期的に把握、調査します。

(3) 小浜市環境審議会

小浜市環境審議会設置条例に基づき、本市の環境の保全に関する施策の推進に関する事項などについて調査審議を行う組織で、計画の目標達成状況などに関する報告を受けて、これに対して意見を述べます。

計画の推進体制



2. 計画の推進管理

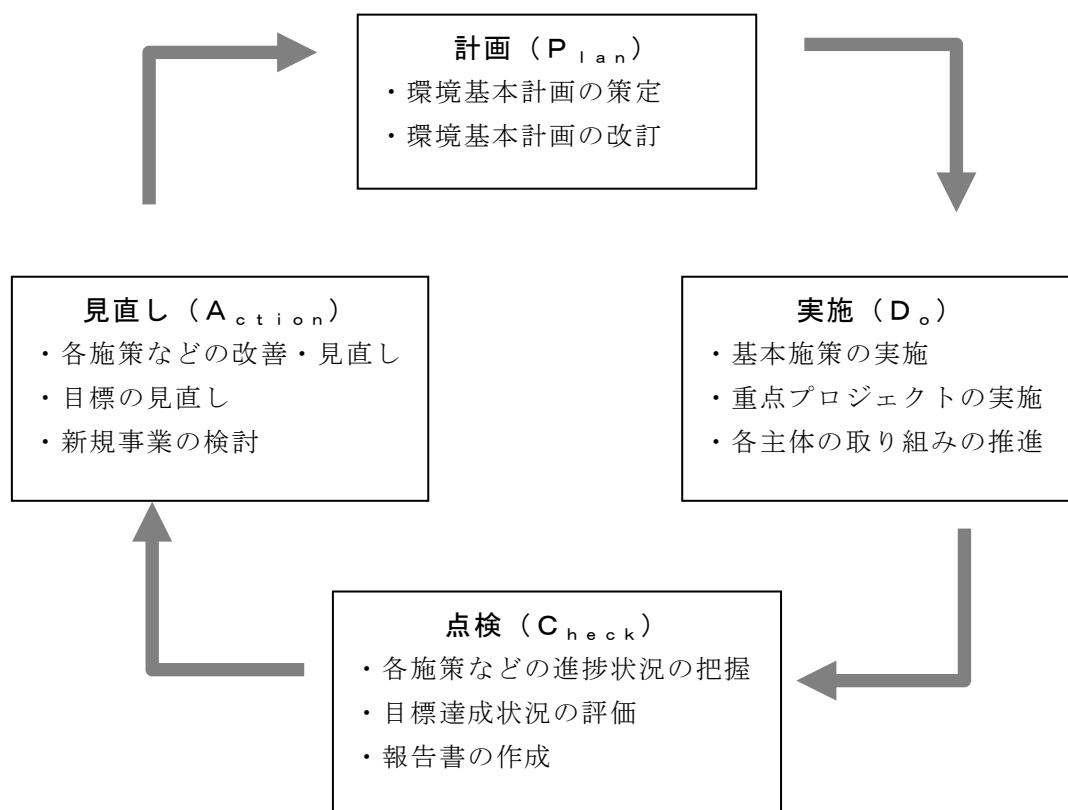
計画の推進管理については、「おばま環境市民推進委員会」および「環境基本計画推進委員会」において数値目標の達成状況、各施策の進捗状況、重点プロジェクトの進捗状況の点検・評価を行います。点検・評価した結果は「小浜市環境審議会」に報告します。

このほか、本市が毎年発行する「環境保全対策の概要」を用いて年次報告書として公表します。

年次報告書には、本市の環境に関わる統計データ、計画に基づき実施した施策の進捗状況、数値目標の達成状況および重点プロジェクトの進捗状況などを盛り込みます。

また、推進管理の手法としては、先行事例などの調査研究を行い、環境マネジメントシステムの理念を取り入れたPDCAサイクルを活用します。

PDCAサイクルによる計画の推進管理



3. 推進基盤の整備

(1) 関連条例などの整備

本計画に盛り込まれた良好な環境保全・創出の安定的かつ継続的な推進に合わせて、環境に関わる本市の条例整備を進めます。

(2) 財政的・経済的措置

計画を安定的かつ継続的に進めていくため、市民や事業者の活動を支援・誘導する経済的措置や公平な負担のあり方について検討します。

また、行政についても、自ら行う事務・事業活動において環境保全を積極的に展開できるように配慮した予算措置に努めます。

(3) 調査研究

国や県、研究機関、市民活動団体などと連携を図りながら科学的知見に基づく計画の推進に向けて、環境に関する情報の収集・分析、他の研究機関との積極的な交流、技術者の育成に努めます。

また、市民主体の積極的な調査活動を促進するための支援を行います。

(4) 環境情報の収集と提供

長期的な視野のもとで施策を計画的に推進するため、また、環境資源を利用する際に環境への配慮を適切に行うため、環境情報の整備を行います。

自然環境・社会環境・生活環境など各分野の環境情報を広く収集し、情報公開に向けた取り組みを推進します。さらに ICT^{※1}の活用による環境マップなどの環境情報システムの構築をめざします。

(5) 環境フォーラムなどの開催

環境に関わるテーマを設定し、環境フォーラムなどのイベントを開催します。ここでは、環境の現状や課題、先進市町村の事例紹介、環境施策の推進などについて意見交換を行う場とします。



電動バイク試乗会

※1 ICT：情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称。従来頻繁に用いられてきた IT とほぼ同様の意味で、総務省「IT 政策大綱」が平成 16 年から「ICT 政策大綱」に名称を変更するなど、日本でも定着しつつある。

1. 小浜市環境基本計画策定経過

(1) 小浜市環境審議会

回数	協議内容	開催年月日
第1回	・現計画の概要と進捗状況 ・新計画策定について基本的事項およびスケジュールの確認 ・市民意識調査（市民、事業者、児童・生徒アンケート）の実施	平成23年8月30日
第2回	・小浜市環境基本計画骨子（案）について	平成24年1月17日
第3回	・小浜市環境基本計画（案）について	平成24年2月6日

(2) おばま環境市民検討会

回数	協議内容	開催年月日
第1回	・新計画策定について基本的事項およびスケジュールについて ・小浜市の環境の現状と課題について（ワークショップ）	平成23年12月3日
第2回	・小浜市環境基本計画骨子（案）について	平成23年12月19日
第3回	・小浜市環境基本計画（案）について	平成24年1月27日

(3) パブリックコメント

実施日：平成24年2月10日～2月29日

(4) 市長答申

実施日：平成24年3月21日

2. 委員名簿

(1) 小浜市環境審議会

氏名	公 職 等
◎廣石 伸互	福井県立大学海洋生物資源学部教授
○津田 直昭	(株)環境コンサル代表取締役
糀谷 恵子	小浜市教頭会副会長（内外海小教頭）
能登 恵子	小浜市議会総務民生常任委員会委員長
上野 精一	小浜市議会総務民生常任委員会副委員長
上野 清治	小浜商工会議所会頭
村上 一司	若狭農業協同組合代表理事組合長
吉田 明	小浜市漁業協同組合代表理事組合長
中川 辰男	れいなん森林組合代表理事組合長
岩田 敏夫	小浜市建設業会会長
富田 実	小浜市区長連合会会長
宮脇 美恵子	小浜市連合婦人会会長
佐野 達也	小浜市PTA連合会会長
池田 禎夫	小浜市老人クラブ連合会会長
藤田 清男	嶺南振興局若狭健康福祉センター所長
今村 喜好	小浜海上保安署長
濱本 三喜夫	国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所北川出張所長

※◎：会長、○：副会長

(2) おばま環境市民検討会

氏名	公 職 等
西野 ひかる	公募による市民代表者
加門 和明	小浜夢づくりコミュニティ委員会推薦
羽尾 友宏	雲浜まちづくり委員会推薦
浜詰 孝之	西津やうちのまちづくり委員会推薦
大戸 利男	内外海ふるさとづくり委員会推薦
島田 良弘	国富の明日を創る会推薦
柴田 道和	宮川地区生活環境整備委員会推薦
川畑 哲夫	松永いきいきふるさとの塾推薦
上林 基夫	遠敷地区ふるさとづくり推進会推薦
田中 眞義	今富いきいきまちづくり委員会推薦
江口 路成	口名田むらづくり推進委員会推薦
吉田 隆	田村のゆめづくり委員会推薦
服部 國昭	加斗夢づくりコミュニティ委員会推薦
川口 弘城	若狭青年会議所代表
山口 昌英	教諭代表（若狭東高校）
河嶋 千恵子	消費者協議会代表
西野 美智恵	暮らしのアドバイザー
高井 俊造	小売業（ママーズストア）
野村 希一	製造業（小浜製綱）
津田 直昭	(株)環境コンサル代表取締役



おばま環境市民検討会 ワークショップの様子

平成24年 3月21日

小浜市長 松崎晃治 殿

小浜市環境審議会
会長 廣石伸互

小浜市環境基本計画（案）について（答申）

小浜市環境基本計画（案）について、下記のとおり答申します。
計画の推進にあたり、これらの意見が十分に反映され望ましい環境像の実現に向けて取り組まれるよう要望いたします。

記

1. 「住み心地の良いまち」の実現に向けた取り組み

小浜市環境基本計画（案）では、望ましい環境像を『海・山・河 誇りの持てる豊かな自然 住み心地の良いまち おばま』と定めています。

「住み心地の良いまち」の実現に向けて、庁内関係部局が目標を共有し、相互に連携を図りながら施策に取り組んでいただきたい。

2. 5つの基本目標の達成に向けた取り組み

望ましい環境像を実現させるため、

- （1）郷土の自然を守るまち（自然環境との共生）
- （2）地球規模で考えみんなで取り組むまち（地球温暖化対策の推進）
- （3）資源が循環する環境にやさしいまち（循環型社会の構築）
- （4）健康で安全なまち（生活環境の保全）
- （5）みんなで環境を学び協働するまち（教育・学習・協働の推進）

の5つを基本目標に設定し、それぞれに施策の展開を提案していますので、総合的・体系的に取り組みを推進していただきたい。

3. 重点プロジェクトの推進に向けた取り組み

本市の地域特性や環境の状況をふまえて、重要度が高い施策などを5つの重点プロジェクトとして提案していますので、重点的かつ先導的に取り組んでいただきたい。

4. 市民・事業者が主体的に関わることのできる環境づくり

望ましい環境像を達成するためには、市民・事業者の自主的かつ積極的な参加と市民・事業者・行政の協働が必要です。そのため、意識啓発や支援体制の整備などに取り組んでいただきたい。

3. 環境の現状

(1) 自然環境

本市は、福井県の南西部に位置し、北は国定公園の指定を受けた日本海で唯一の長いリアス式海岸を有する若狭湾に面し、南は、東西に走る京都北部の山岳地帯で一部滋賀県とも接しています。

福井県は北陸地方に位置づけられていますが、本市を中心とする若狭地域は近畿地方との歴史的・文化的なつながりが強く、風俗、習慣、言語などに多くの共通性がみられます。

北川・南川の2大河川は、市の中央部に広がる田畑を潤し市街地を通り、小浜湾に流入しています。市内には、豊かな自然が残されており、数々の選定を受けています。

また、県は市内に8箇所 of すぐれた地形・地質を選定しています。

環境庁選定：名水百選 鵜の瀬（昭和60年認定）

あおぞらの街（昭和61年認定）

環境省認定：平成の名水百選 雲城水（平成20年認定）

林野庁認定：水源の森百選 上根来（平成7年認定）

「日本の渚百選」中央委員会選定：日本の渚百選 若狭小浜（平成8年認定）

国指定天然記念物：萬徳寺のヤマモミジ（昭和6年指定）

蒼島暖地性植物群落（昭和26年指定）

国指定名勝：萬徳寺庭園（昭和7年指定）

若狭蘇洞門（昭和9年指定）

本市内のすぐれた地形・地質



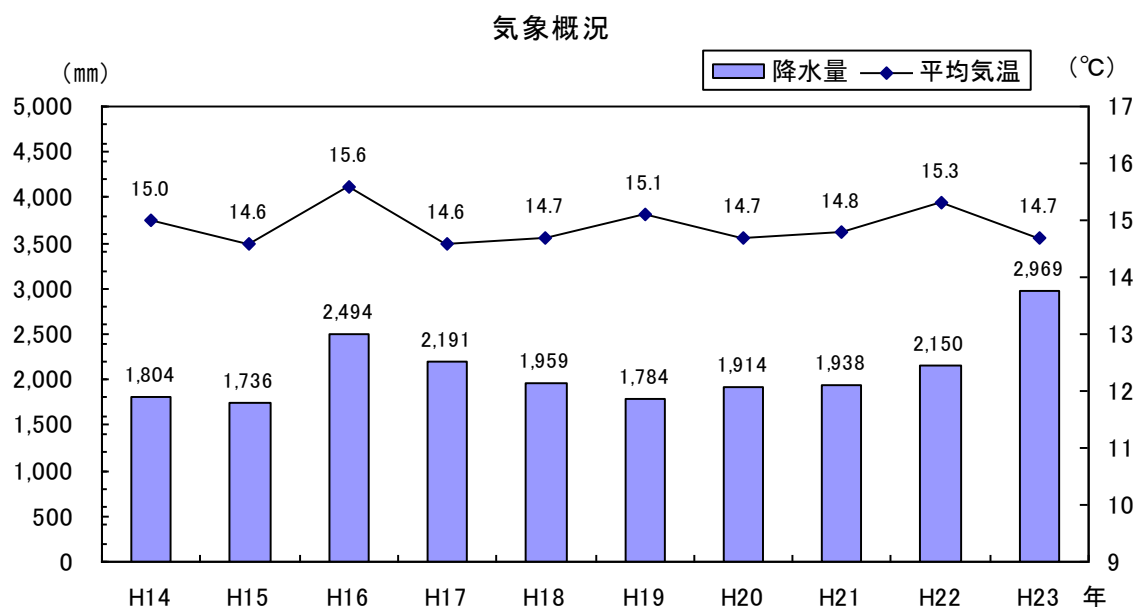
出典：「福井県のすぐれた自然（地形・地質編）」（平成11年 福井県）

①気象

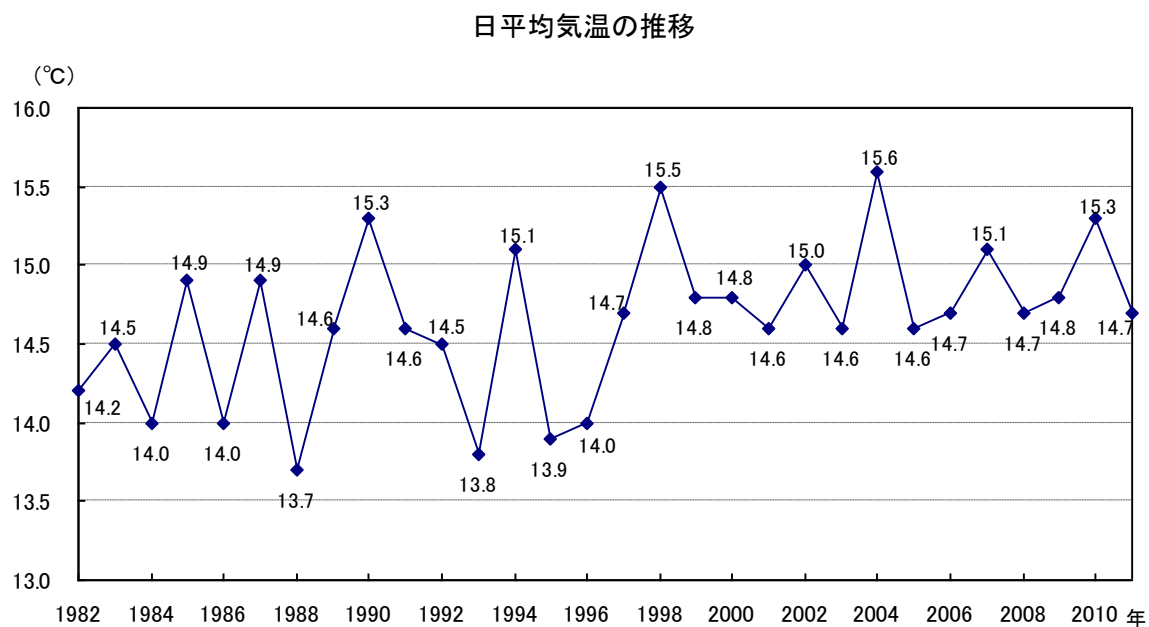
本市は嶺南地域にあり、山陰海岸型の気候で、冬期に曇りや雪の多い日本海式気候の中では比較的温暖で、冬の降水量が少ないのが特徴です。

小浜地域気象観測所における過去10年間の気象概況は、年平均気温は14.6～15.6℃、総雨量は1,736～2,969mm程度となっています。

また、日平均気温の過去30年間の推移をみると、やや上昇傾向がみられます。



出典：「気象庁電子閲覧室」（気象庁ホームページ）



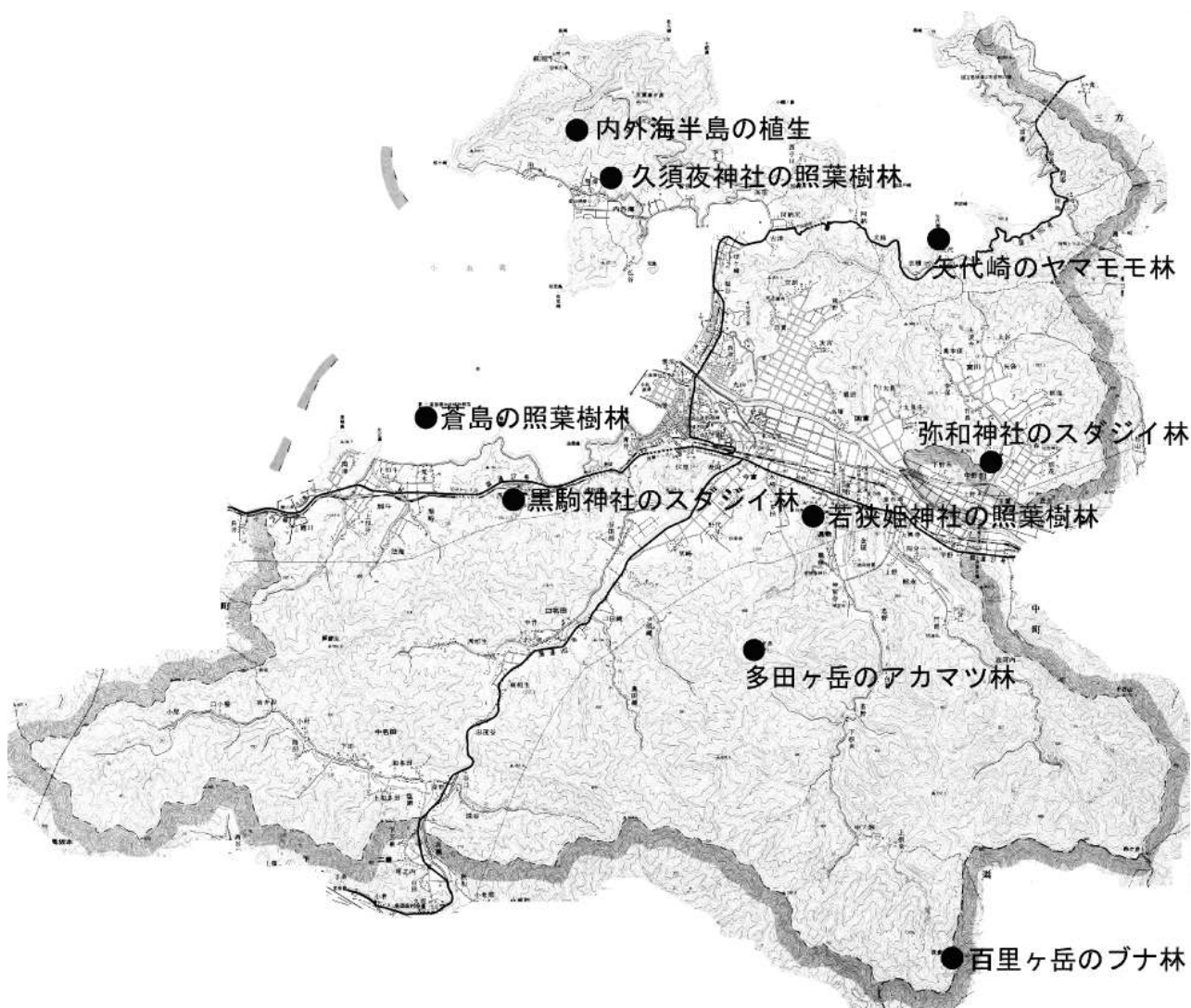
出典：「気象庁電子閲覧室」（気象庁ホームページ）

②植生（植物群集・植物群落）

本市の植生は、国の調査によると自然植生はブナ・ミズナラ群落などが、人為的な干渉を受けた代償植生についてはコナラ群落、アカマツ群落などが分布しています。

また、県は市内に9箇所のすぐれた植生を選定しています。

本市内のすぐれた植生



出典：「福井県のすぐれた自然（地形・地質編）」（平成11年 福井県）

③動物

【哺乳類】

国の調査（自然環境保全基礎調査）によるとニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマの生息が確認されています。県の調査によると内外海半島ではニホンザルの群れが、遠敷川上流ではニホンカモシカの生息が確認されています。

【鳥類】

本市の鳥類は、県の調査によると、内外海半島では、エナガ、メジロなど森林性の鳥類が多く、計39種を確認しています。イワツバメが海岸の洞穴で繁殖しており、県内の数少ない繁殖地のひとつとなっています。遠敷川上流は奥地まで伐採・植林が進んでいますが、一部に二次林^{※1}や夏緑広葉樹林^{※2}が分布し、クマタカの生息が知られています。また、小浜湾の甲ヶ崎は、波の穏やかな場所であることからカモ類が多く越冬します。

【昆虫類】

本市の昆虫類は、県の調査によると、内外海半島の久須夜ヶ岳の自然歩道脇には花の密源や花粉を求めて訪来する蝶類やハチ類が多く確認されています。

また、蒼島の昆虫類は典型的な暖地性昆虫相を示し、学術的に貴重であるとともに自然観察の場としても優れており、その自然環境を損なうことなく、保全に一層の配慮が望まれます。

本市に生息する動物

分類	確認地域	種名
哺乳類	内外海半島、 遠敷川上流	ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマ、ニホンカモシカなど
鳥 類	内外海半島	ホオジロ、ウグイス、エナガ、ヒヨドリ、メジロ、スズメ、カラス、ウミネコ、イワツバメなど
	遠敷川上流	クマタカなど
	小浜湾甲ヶ崎	マガモ、カルガモ、コガモ、ホシハジロ、スズガモなど
爬虫類	加斗海岸	アカウミガメなど
魚 類	北川、南川	スナヤツメ、イワナ、アユ、ウグイ、タカハヤ、アブラハヤ、ムギツクなど
昆虫類	内外海半島、 遠敷川上流、 蒼島	フタスジサナエ、ネアカヨシヤンマ、カトリヤンマ、ゲンゴロウ、フカイオオドロバチ、ヒサマツミドリシジミ、アミダテントウ、オマガリフキバッターなど
		ホソミイトトンボ、マルタンヤンマ、チョウトンボ、ヒメアカネ、ツノトンボ、ムカシトンボ、ゲンジボタル、ギフチョウ、ゲンバイトンボなど

出典：「福井県のすぐれた自然（動物編）」（平成11年 福井県）

※1 二次林：原生林が天災または人の影響により、破壊された後に自然に成立する林。日陰を嫌い日向を好んで生育するアカマツ林やコナラ林などの薪炭林や雑木林のこと。

※2 夏緑広葉樹林：夏期には広葉をつけ、冬には落葉する樹林が優先する林でブナ林やミズナラ林がその代表例。

④ふるさとの自然

環境省では身近な清澄な水で、古くから地域住民の中にとけ込み住民自身の手で保全活動がなされてきたものを再発見するとともに、広く国民に紹介することを目的として「名水百選」を選定し、本市では「鵜の瀬」が選定されています。さらに、平成20年には「平成の名水百選」として、「雲城水」が選定されています。

本市のふるさとの自然

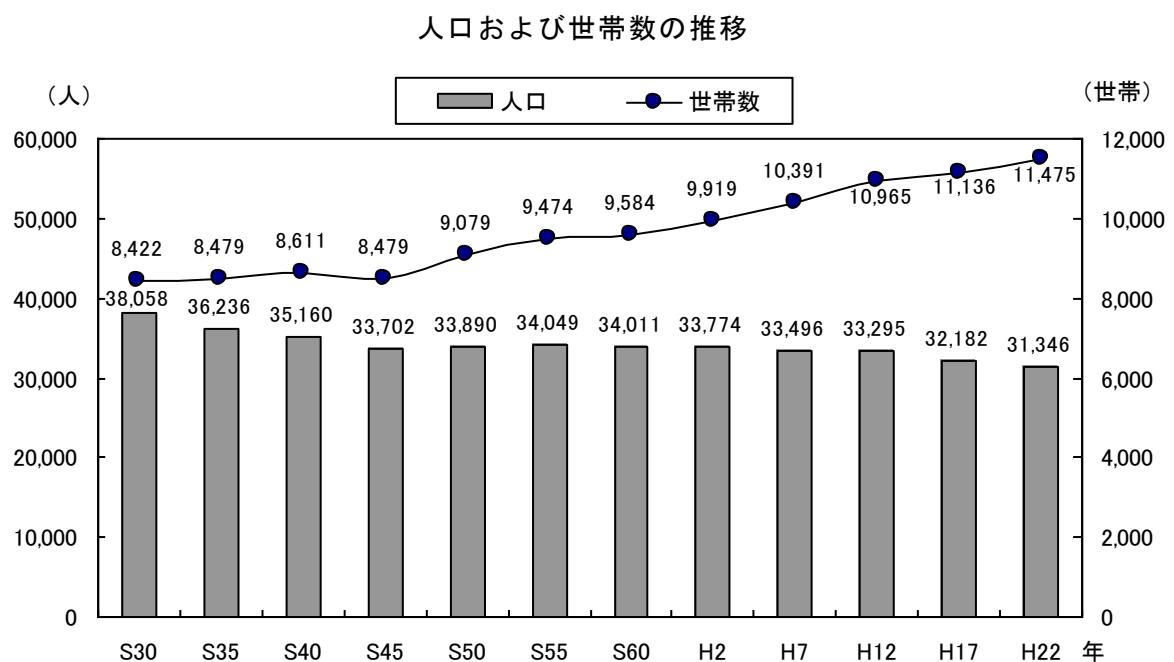
分類	対象	選定の趣旨等	認定年等
名水百選	鵜の瀬	・身近で清澄な水で、古くから地域住民の生活の中にとけ込み、住民自身の手によって保全活動がなされてきたものを再発見するとともに広く国民に紹介すること ・水質保全の認識を深め、良質な水環境を積極的に保護すること	昭和60年 環境省
あおぞらの街	—	・広く市民においても自らの住む地域の大気への関心を通じ、大気保全の必要性に関する認識をさらに高めていくこと	昭和61年 環境省
水源の森百選	かみねごり 上根来水源の森	・「緑と水」の源泉である水源の森を後世に引き継ぐためには一人ひとりの理解のもとに保全・整備を行っていくこと	平成7年 農林水産省
日本の渚・百選	若狭小浜	・景観資源としての特色、海岸保全、環境保全対策および生活者との深い関わり合いなどの観点から特に良好な状態で保存されていること ・海の重要な役割を広く国民に認識してもらうこと	平成8年 百選の中央委員会
平成の名水百選	雲城水	・一番町の海のすぐそばから淡水が自噴しており、昭和24年に雲浜高等小学校の同級生によって整備 ・地域住民の地下水保全の意識が高く、近年では地域の産業と連携し、雲城水を利用して豆腐・そば・酒など新たな特産品を開発	平成20年 環境省

出典：「平成21年度版 環境保全対策の概要」（小浜市）

（２）社会環境

①人口および世帯数

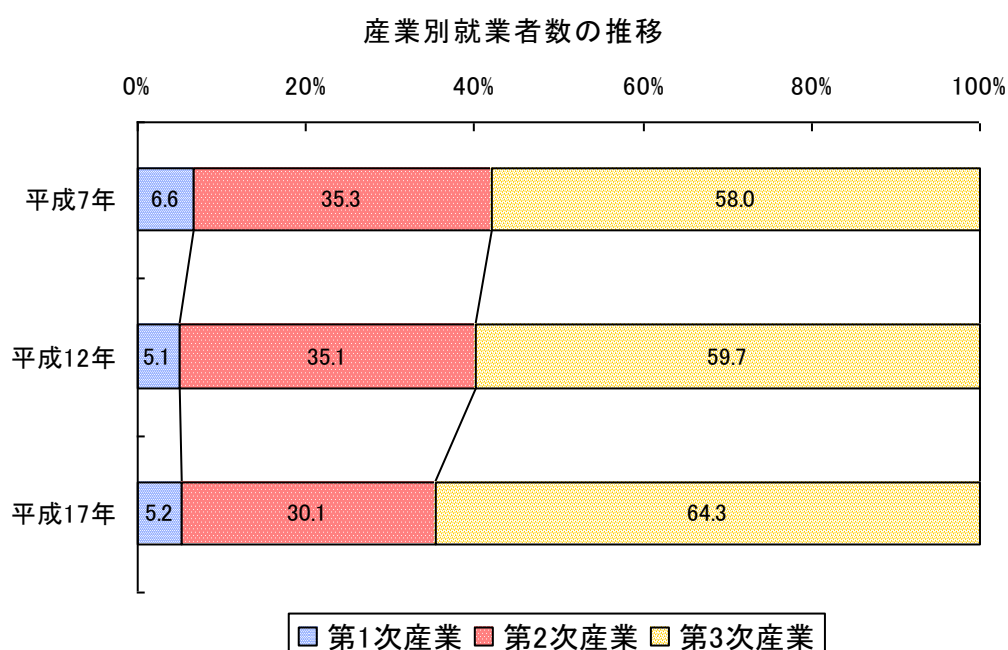
人口は減少傾向を示しています。この人口の減少傾向は若年層の転出によるものと出生率の低下による少子化傾向が、影響を与えているものと考えられます。また、世帯数は緩やかな増加傾向にあり、核家族化が進行しています。なお、本市の年齢別人口は、55～59歳が最も多く、高齢化が進んでいます。



出典：「平成22年度 小浜市統計書」（平成23年3月 小浜市）

②産業

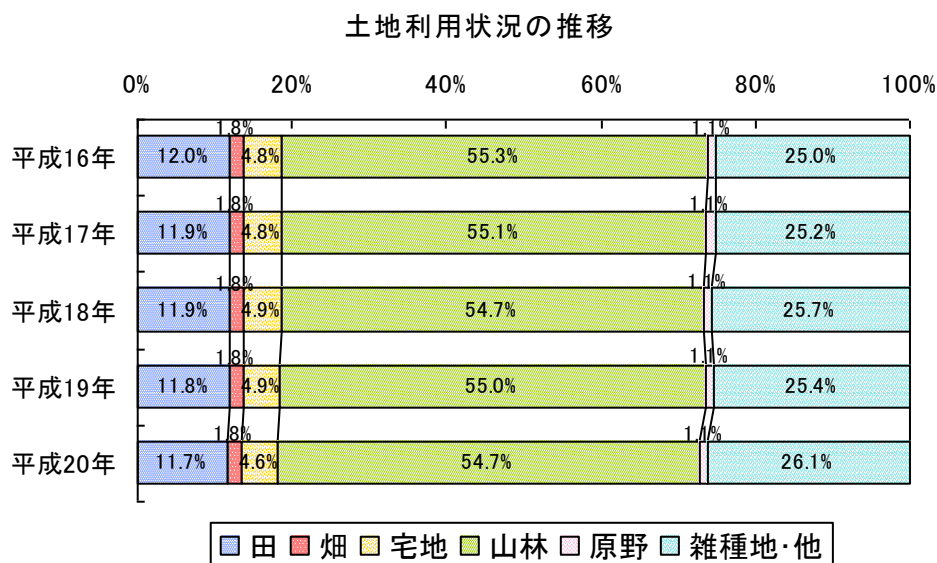
産業別就業者数は、第1次産業や第2次産業が減少し、観光関係のサービス業や福祉産業の規模拡大などにより、第3次産業の増加がみられます。



出典：「平成22年度 小浜市統計書」（平成23年3月 小浜市）

③土地利用の状況

土地利用の状況は、山林が全体の約55%と最も高い割合を維持しています。



※非課税含む。道路・河川は除く。

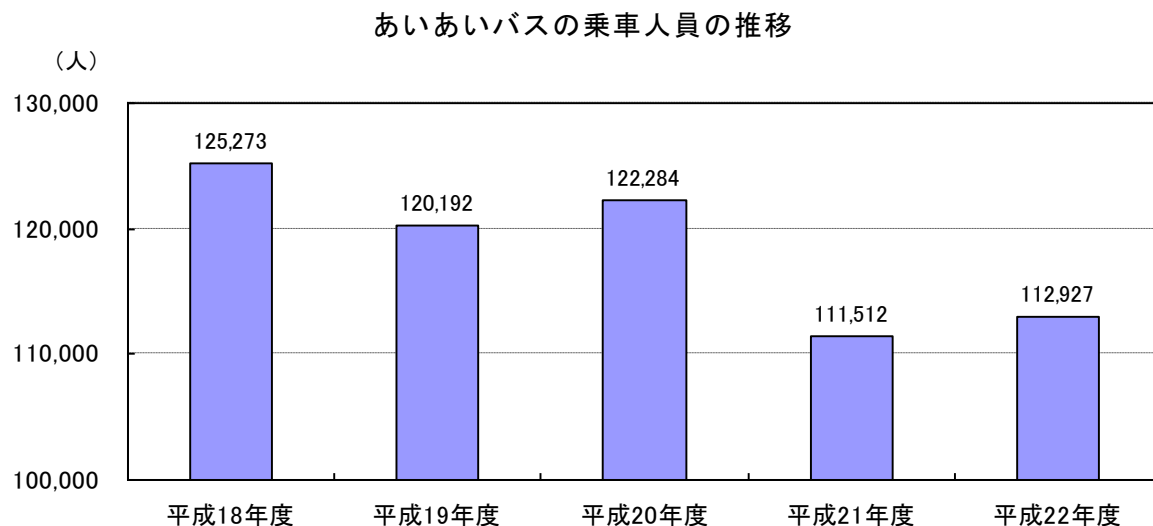
出典：「平成22年度 小浜市統計書」（平成23年3月 小浜市）

④交通の状況

【道路】

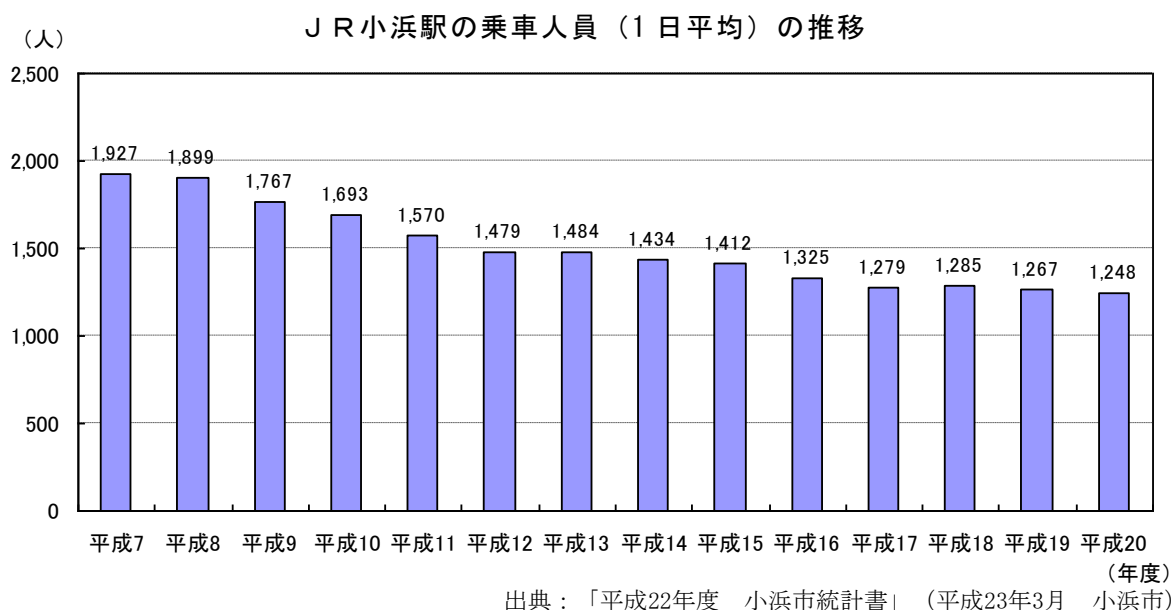
本市の主要な道路交通は、国道27号を軸に国道162号および主要地方道の県道、幹線市道によって骨格が構成されています。また、舞鶴若狭自動車道の整備が進められており、舞鶴東IC～小浜西ICが平成15年に、小浜西IC～小浜ICが平成23年に開通し、小浜IC～敦賀IC間が平成26年中の完成予定です。

「あいあいバス」については、自家用車の利用拡大による一般客の減少や少子化の進展による学生客の減少により、利用客数は年々減少傾向にあります。自家用車を利用できない市民の身近な公共交通機関として、市民生活に欠かせない公共交通機関となっています。



【鉄道】

J R小浜線は、市内を東西に横切り、地域住民の生活・経済における重要な交通機関の一つとなっています。この路線は平成15年3月の電化後、利用数が減少傾向にあったため、平成17年度に小浜線利用促進協議会を立ち上げ、利用促進策を実施したことにより、平成18年度はやや増加に転じましたが、その後は再び減少しています。高速道路の休日特別割引等の影響により、全国的に公共交通機関の利用者は減少しており、今後も利用促進策を継続して実施する必要があります。



⑤上下水道の整備状況

【上水道の整備状況】

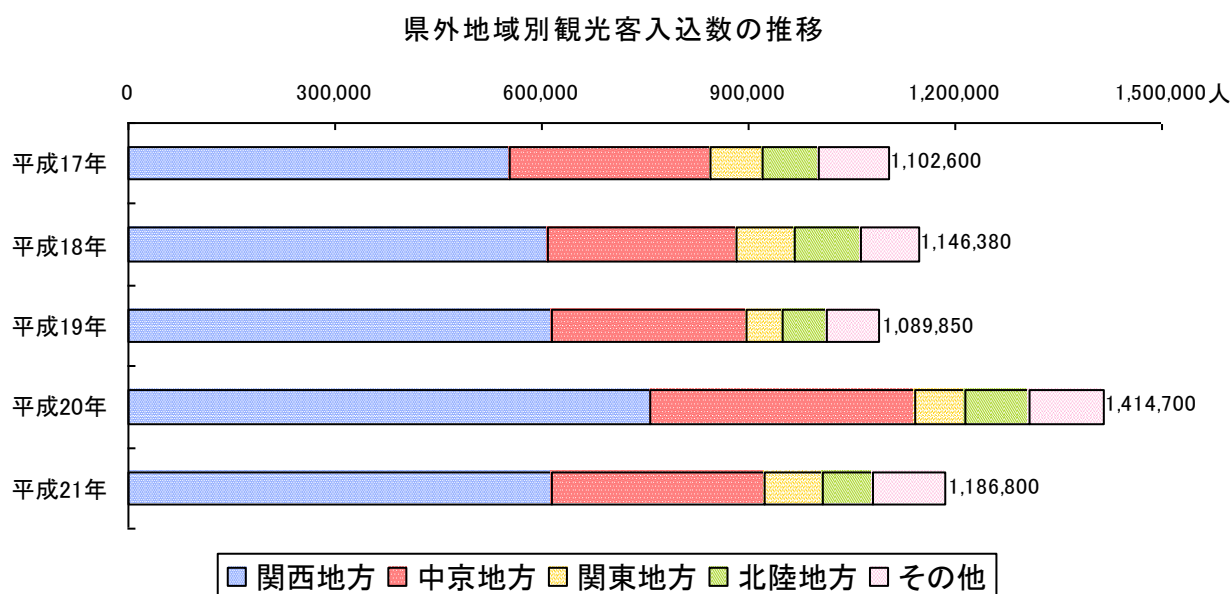
平成21年度における水道普及率は96.0%であり、県の普及率96.6%を若干下回っています。本市では、湯岡、雲浜、遠敷、谷田部の地下水を水源とする上水道と簡易水道および飲料水供給施設で水供給を行っています。しかし、既存水源は、施設の老朽化、地下水位低下、河川氾濫時の井戸の冠水、将来の塩水化が懸念されています。また、塩素消毒のみで配水している簡易水道等では耐塩素性病原微生物（クリプトスポリジウム）による汚染への対策が必要であり、将来にわたり安定した取水を継続するために水質、水量ともに良好な他の水源を確保する必要があります。

【下水道の整備状況】

平成22年度の下水道処理人口普及率は65.5%であり、県平均72.1%を下回っています。今後引き続き、処理区域の拡大と水洗化の促進に努めるとともに、流入汚水量に応じた浄化処理施設の増設を図るなど効率的な整備を行っていく必要があります。

⑥観光

過去5年間の年間観光客数は、平成20年が最も多くなっています。これは、NHK連続テレビ小説「ちりとてちん」の放映や、アメリカ大統領選挙に伴う「オバマフィーバー」等による知名度の向上によるものと考えられます。

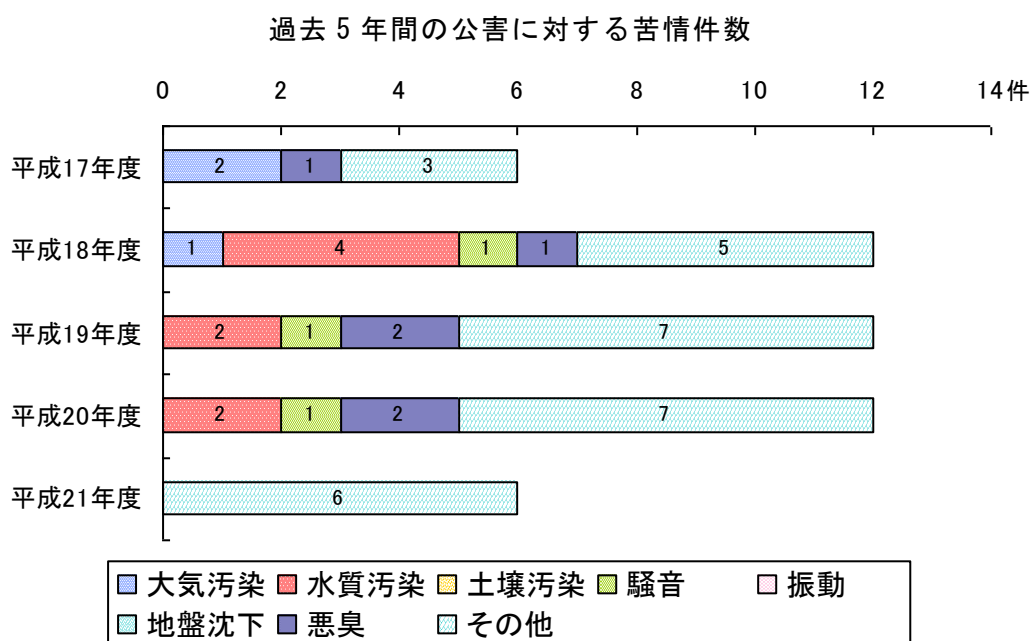


出典：「平成22年度 小浜市統計書」（平成23年3月 小浜市）

（３）生活環境

①公害による苦情状況

本市の公害に対する苦情件数は、水質汚染、その他に対する苦情等で10件前後となっています。平成21年度の公害苦情件数は6件であり、県内市町の平均29件（平成21年度）と比較すると、少ないと言えます。



出典：「平成21年度版 環境保全対策の概要」（小浜市）

②大気汚染

大気汚染の経年変化についてみると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質※¹、二酸化窒素※²、光化学オキシダント※³のいずれも環境基準に適合しています。

本市の大気汚染の現況としては、多量の重油などを使用する主な発生源である大規模工場が県内各市に比べ少なく、人の健康を害するような大気汚染の発生はありませんが、一部の事業所における廃棄物の焼却などの問題が見受けられるほかは、全般的に良好な状況により推移しています。

大気汚染測定結果（平成 20 年度）

物質名	測定時間	年平均値	月平均値	
			最高値	最低値
二酸化硫黄 (ppm)	8675	0.000	0.001	0.000
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	8713	0.016	0.028	0.008
一酸化窒素 (ppm)	8648	0.002	0.004	0.001
二酸化窒素 (ppm)	8648	0.007	0.009	0.006
オキシダント (ppm)	5435(*)	0.035(*)	0.052(*)	0.025(*)
非メタン炭化水素 (ppmC)	8374	0.17	0.26	0.11
メタン (ppmC)	8374	1.81	1.84	1.77

(*) 昼間の測定時間・昼間の1時間値の年平均値

出典：「平成21年度版 環境保全対策の概要」（小浜市）

-
- ※1 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10 μ m（マイクロメートル： μ m=100万分の1m）以下のものをいう。肺などの中に沈着しやすく、高濃度になるとぜんそくや気管支炎などの呼吸器病を引き起こすとされる。
- ※2 二酸化窒素（NO₂）：窒素酸化物（NO_x）は物が燃えると必ず発生する。窒素（N₂）は空気中にも燃料にも含まれているが、物が燃えるときには、酸素（O₂）と結合して一酸化窒素（NO）という気体が発生する。一酸化窒素（NO）は不安定な物質であるためそのままの形で大気中に留まるわけではなく、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素（NO₂）となる。通常、この一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物（NO_x）と呼ぶ。窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、人の健康に悪影響を与えるおそれがある。
- ※3 光化学オキシダント：大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響の他、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。「環境基本法」（平5法91）に基づき、光化学オキシダントは二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質と並んで大気汚染による環境基準が設けられおり、1時間値が0.06ppm以下とされている。

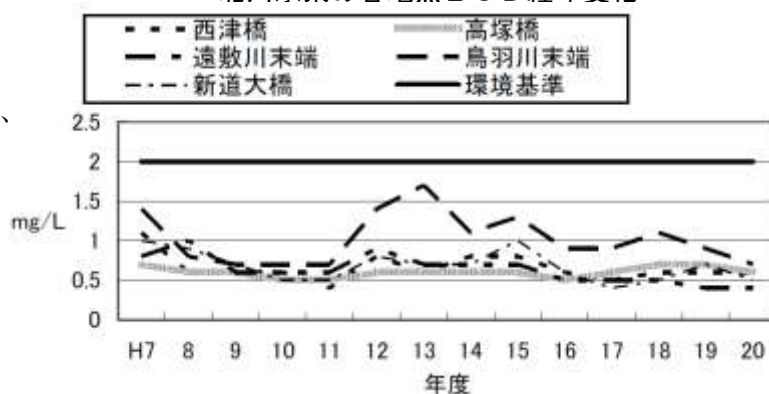
③水質汚濁

【河川の水質】

北川水系の人の健康の保全に係る項目の測定結果は、カドミウム、シアンなどの有害物質について、各項目共全て環境基準に適合しており、有害物質による汚染はみられません。河川の汚濁の代表的指標であるBOD^{※1}で見た場合、北川水系、南川水系ともに環境基準（A類型：2mg/L以下）に適合しており、良好な水質が維持されています。

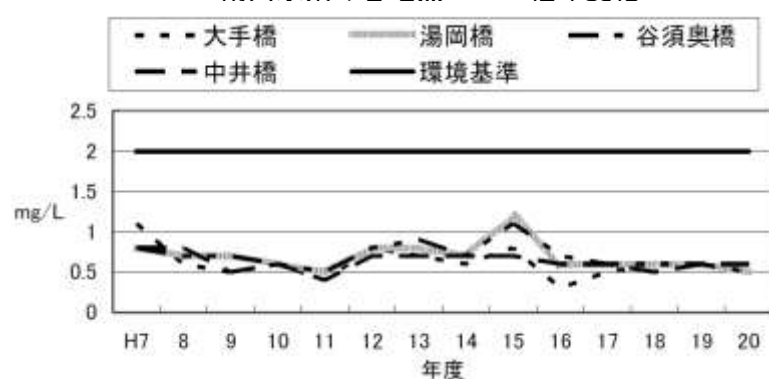
今後も良好な水質を維持、保全していくためには、事業場排水はもちろんのこと、生活排水についても近年その影響は増大しているため、水質の常時監視とともに指導や監視を行っていく必要があります。

北川水系の各地点BOD経年変化



出典：「平成21年度版 環境保全対策の概要」（小浜市）

南川水系の各地点BOD経年変化



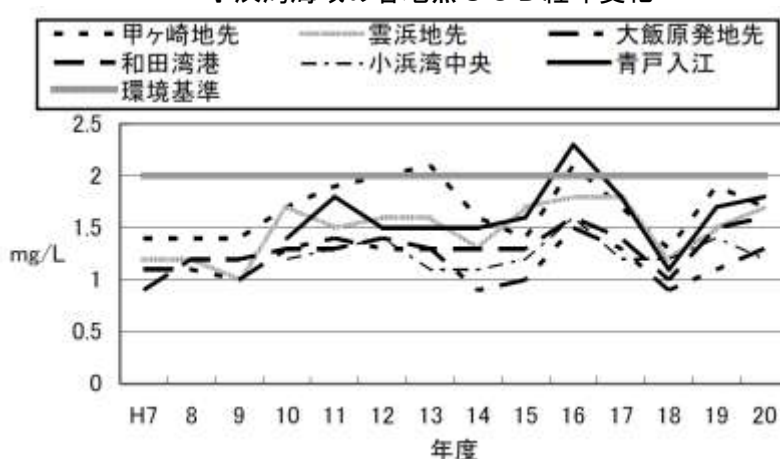
出典：「平成21年度版 環境保全対策の概要」（小浜市）

【海域の水質】

海域の汚濁の代表的指標であるCOD^{※2}で見た場合、平成13年度に甲ヶ崎地先で、平成16年度に青戸入江と甲ヶ崎地先で環境基準の不適合がみられましたが、その他は健康項目・生活環境項目とも環境基準に適合しています。

河川の水質同様に、海域の水質も今後とも良好な水質を維持していく必要があります。

小浜湾海域の各地点COD経年変化



出典：「平成21年度版 環境保全対策の概要」（小浜市）

- ※1 BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。水質汚濁に係る環境基準の中では河川の利用目的に応じてBOD値が決められている。水質汚濁防止法（昭45法138）に基づく排水基準では、排出水についてBOD値が決められている。
- ※2 COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物などを酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、河川、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標である。人間活動に伴って工場・事業場、家庭からの排水には多くの有機物が含まれている。環境基本法（平5法91）に基づき水質の汚濁等に係る環境基準が設定されており、また、水質汚濁防止法（昭45法138）に基づき排出水の規制のための基準値が定められている。

④騒音・振動

【騒音】

本市では市内主要国道において自動車交通騒音の測定を昭和53年度から実施しています。平成21年度は、伏原と大手町の2地点において自動車交通騒音の測定を実施し、伏原において昼間・夜間ともに環境基準を超えています。今後も、自動車交通騒音の常時監視を継続するとともに、自動車交通騒音の低減対策を推進していく必要があります。

また、道路以外の騒音の苦情の原因は、住居と事業所などの混在や快適な生活環境を求める住民意識の向上などによるものと考えられます。今後は、事業所に対しては、特定工場などの実態把握に努め規制基準の遵守および行政指導に努める必要が、また、近隣騒音対策としては、騒音に配慮した生活マナーの向上など啓発の強化をする必要があります。

【振動】

平成21年度の道路交通振動の測定結果は、伏原と大手町の2地点において昼間・夜間とも道路交通振動の要請限度（振動規制法）に適合しています。

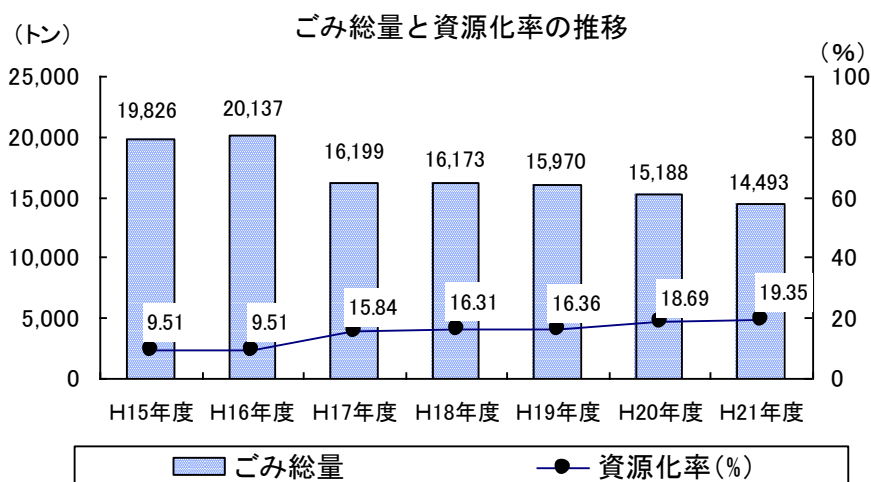
また、本市の工場・事業所振動については特に大きな振動を発生する施設は少なく、事業所についても振動発生防止のため、防振対策を実施していることにより、工場・事業所振動による苦情はなく良好な環境で推移していると考えられます。

⑤悪臭

本市における悪臭の苦情は、より生活に密着したものが多く、ごみの集積場や野焼きなどがあげられます。しかし、その被害程度は不快なおとしとして感覚的で軽微なものが大部分を占めています。悪臭苦情の中には県条例により定めている特定施設以外のものもあり、また悪臭規制地域以外の苦情もあるため、悪臭防止対策としては特定事業所、悪臭規制地域にとらわれない防止対策の検討が必要です。

⑥一般廃棄物の処理状況

平成21年度のごみ総量は、14,493 tであり年々減少傾向にあります。一方、平成21年度の資源化率は19.35%であり年々増加傾向にあります。これらは、分別収集の徹底、各種リサイクル法令への対応、地域団体への資源回収の支援等による成果と考えられます。



出典：「平成21年度版 環境保全対策の概要」（小浜市）

（４）地球環境（地球温暖化）

本市の平成21年度における温室効果ガス排出量は225千 t C O₂であり、県内平均値（377千 t C O₂）と比較すると少なくなっており、また平成2年（257千 t C O₂）より、約12%減少しています。

排出量の内訳を見てみると、運輸部門、産業部門、民生業務部門、民生家庭部門の順に多くなっています。

福井県内の各市町における温室効果ガス排出量（平成 21 年度）

単位: 千tCO₂

市区町村	産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	一般廃棄物	合計
福井市	456.2	363.5	557.8	601.5	28.2	2,007.2
敦賀市	138.5	105.3	119.9	192.3	9.4	565.4
小浜市	53.2	45.0	51.6	71.0	4.3	225.2
大野市	69.3	45.5	42.4	92.5	4.9	254.6
勝山市	139.8	31.1	27.0	57.8	3.5	259.2
鯖江市	172.3	82.7	82.0	135.5	6.7	479.3
あわら市	141.7	38.3	40.1	70.9	5.4	296.4
越前市	425.8	103.8	109.9	185.1	3.7	828.3
坂井市	369.7	111.7	100.3	207.7	13.3	802.8
永平寺町	22.3	23.0	25.1	41.6	3.1	115.2
池田町	5.6	4.2	2.3	9.6	0.2	21.8
南越前町	17.1	13.8	8.6	27.9	0.7	68.0
越前町	40.6	28.3	20.5	55.0	1.7	146.1
美浜町	9.9	14.5	17.3	26.9	2.1	70.8
高浜町	9.2	15.8	15.7	24.0	1.6	66.3
おおい町	11.7	12.1	13.9	22.0	0.6	60.2
若狭町	61.5	19.2	17.7	41.4	1.8	141.5
平均	126.1	62.2	73.7	109.6	5.4	377.0

※小数点以下を四捨五入していないため、合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

出典：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」（環境省）

4. アンケート調査結果（概要）

本調査は、市民、事業者、小中学生の環境に関する意見や要望などを把握し、環境基本計画に反映させていくことを目的として平成23年9月～10月に実施したものです。

アンケート回収結果

調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
市民	1,000 (1,000)	442 (419)	44.2% (41.9%)
事業者	100 (100)	50 (71)	50.0% (71.0%)
小中学生	592 (698)	576 (682)	97.3% (97.7%)

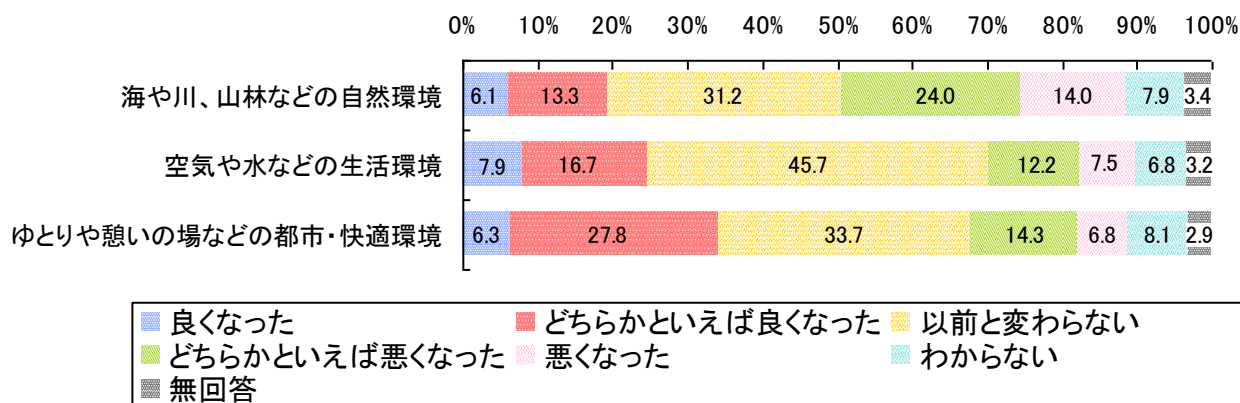
※（ ）は平成14年調査

（１）以前と比較した小浜市の環境について（市民）

「良くなった」「どちらかといえば良くなった」と回答した割合は、「都市・快適環境」が34.1%（平成14年調査45.4%）と最も高く、次いで「生活環境」が24.6%（平成14年調査17.6%）、「自然環境」が19.4%（平成14年調査18.6%）となっています。

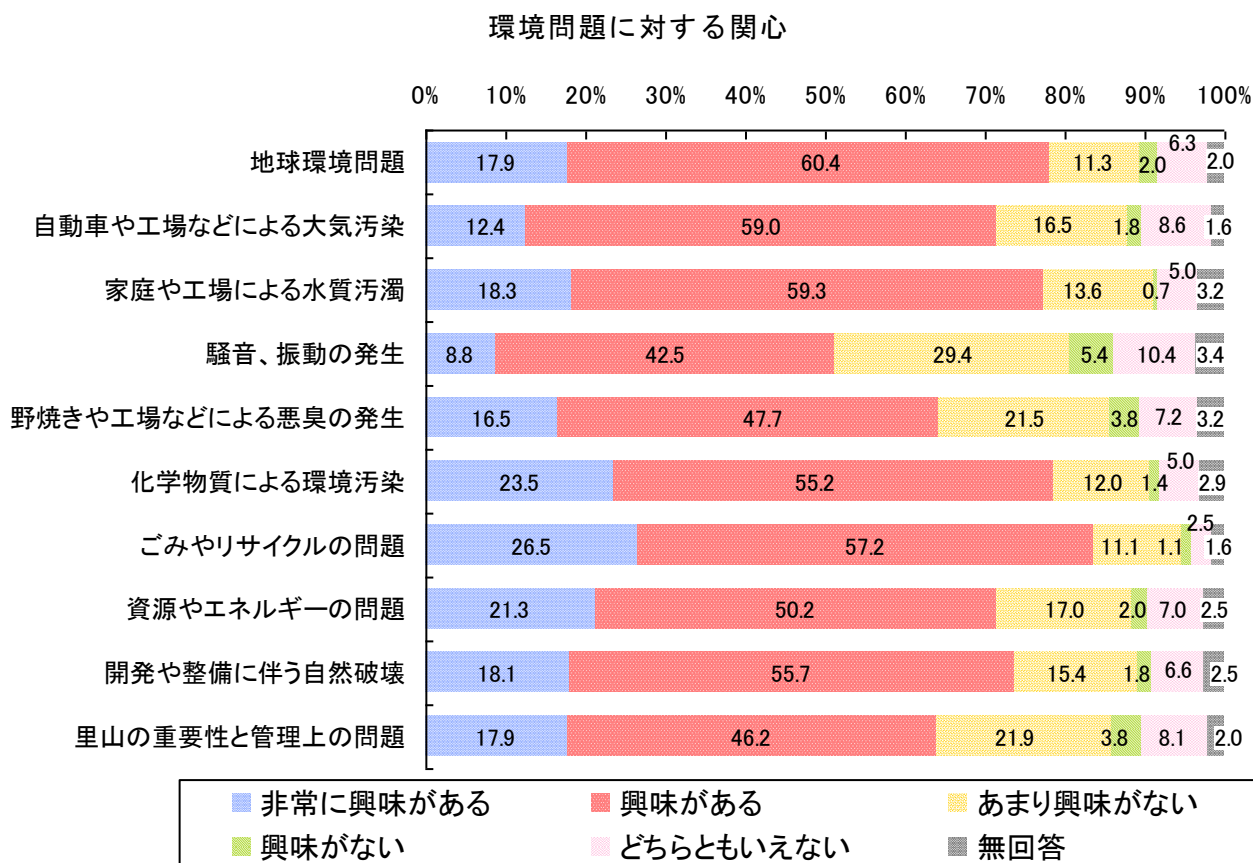
「悪くなった」「どちらかといえば悪くなった」と回答した割合は、「自然環境」が38.0%（平成14年調査47.7%）と最も高く、次いで「都市・快適環境」が21.1%（平成14年調査11.0%）、「生活環境」が19.7%（平成14年調査36.3%）であり、平成14年調査と比較すると、「都市・快適環境」は10.1ポイント増加しています。

以前と比較した小浜市の環境



（２）環境問題に対する関心について（市民）

「非常に興味がある」「興味がある」と回答した割合は、「ごみやリサイクルの問題」が83.7%（平成14年調査77.3%）と最も高く、次いで「化学物質による環境汚染」が78.7%（平成14年調査70.9%）、「地球環境問題」が78.3%（平成14年調査75.2%）となっています。平成14年調査結果に比べ、「化学物質による環境汚染」が7.8ポイント増加しています。



（３）地域環境・環境保全対策の満足度と重要度（市民）

地域環境・環境保全対策の満足度および重要度を評価点により、指数化した結果、満足度が低く、重要度が高い項目（優先的に対策が必要な項目）は、「交通対策」「道路・街路の快適さ」「公害対策」「公園、レクリエーションの快適さ」となっています。快適環境の向上や、公害対策の充実が市民より求められています。

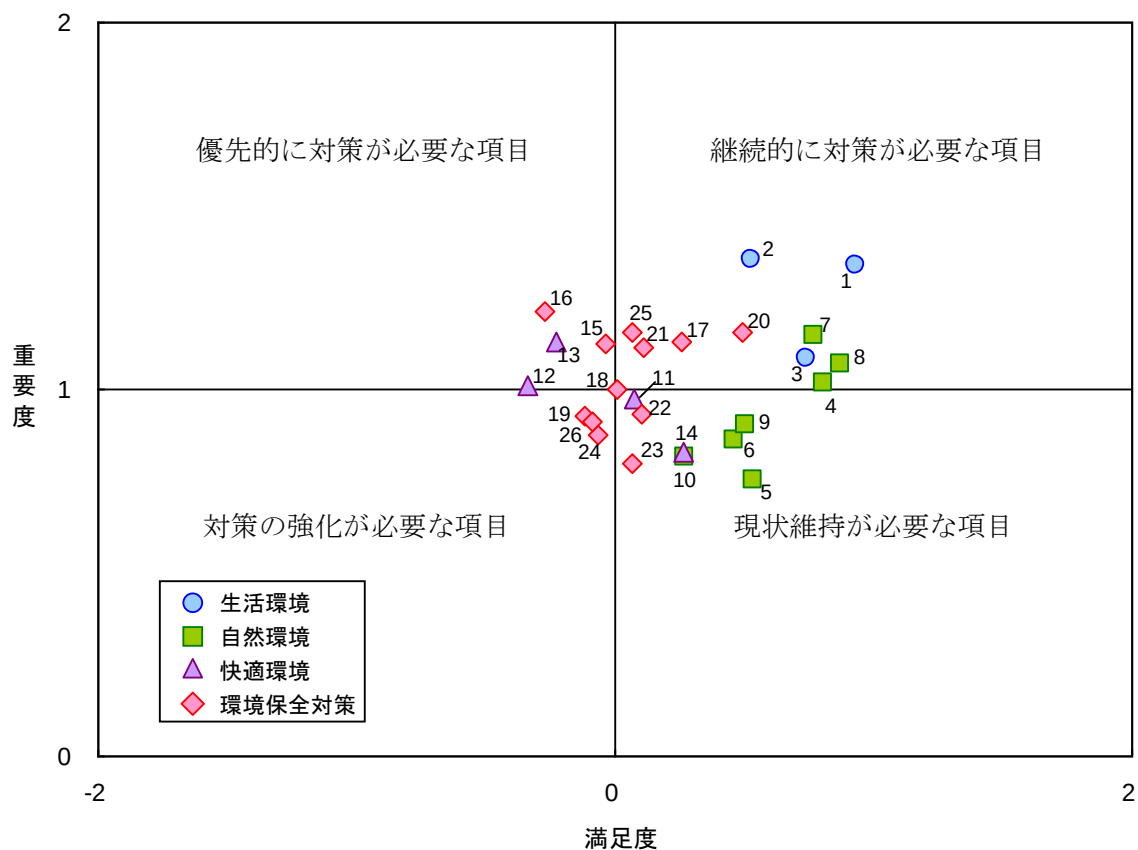
なお、平成14年調査においても、「交通対策」が重要との回答は54.7%であり、最も多くなっていました。

【評価点の計算方法】

市民アンケートにおける施策ごとの満足度、重要度に対する回答結果について、選択肢である「満足」「非常に重要」を2点、「やや満足」「重要」を1点、「どちらでもない」を0点、「やや不満」「あまり重要ではない」を－1点、「不満」「重要ではない」を－2点とし、施策ごとに各選択肢の回答数と点数を乗じ、それを回答者数で除することで指数を算出しました。

満足度と重要度

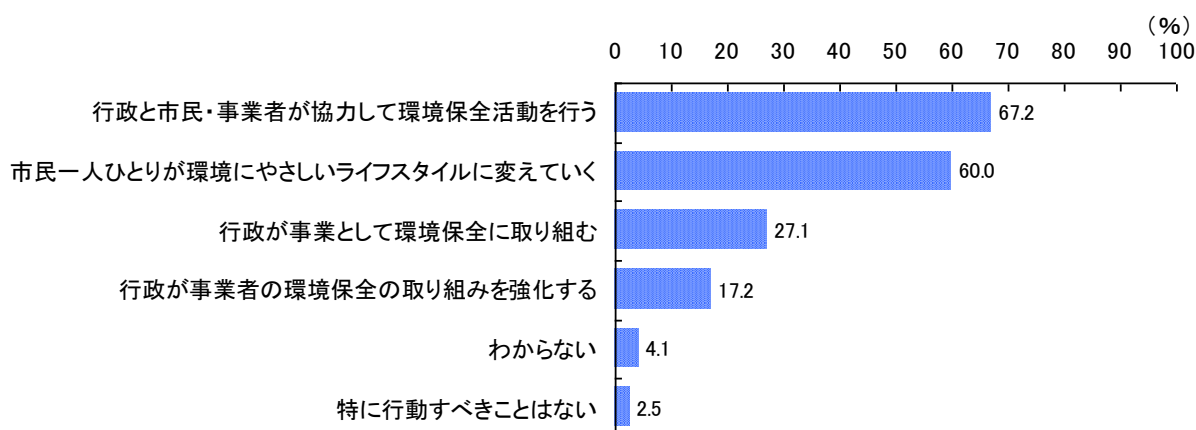
区分	No.	項 目	満足度	重要度
生活環境	1	空気のきれいさやにおい	0.937	1.337
	2	海や川の水のきれいさ	0.532	1.351
	3	周辺の静けさ	0.739	1.082
自然環境	4	草花や木など緑とのふれあい	0.808	1.015
	5	野鳥や昆虫など生き物との親しみ	0.538	0.753
	6	水辺の自然とのふれあい	0.465	0.858
	7	野山や海、川など自然の景色の美しさ	0.776	1.146
	8	自然の多さ	0.877	1.068
	9	身近な森や里山の親しみやすさ	0.509	0.899
	10	田や畑の手入れのよさ	0.269	0.815
快適環境	11	まちなみや市内の景色の美しさ	0.075	0.975
	12	公園、レクリエーション施設の快適さ	-0.340	1.013
	13	道路・街路の快適さ	-0.227	1.128
	14	古いまちなみや史跡などの歴史的な雰囲気	0.264	0.829
環境保全対策	15	公害対策	-0.033	1.123
	16	道路網の整備などの交通対策	-0.274	1.212
	17	リサイクルを含むごみ処理対策	0.259	1.131
	18	省エネルギーの推進	0.010	1.000
	19	再生可能エネルギーの導入	-0.120	0.929
	20	し尿処理や下水道整備などの衛生対策	0.493	1.158
	21	ダイオキシンなどの有害物質対策	0.114	1.112
	22	自然環境の保全や創出	0.100	0.932
	23	自然とのふれあいの場の創出	0.069	0.800
	24	道路の緑化、公園や緑地の設置	-0.066	0.875
	25	子どもたちへの環境教育・学習の充実	0.064	1.154
	26	環境に関する情報の整備・提供	-0.085	0.913



（４）環境の保全のための行動について（市民）

「行政と市民・事業者が協力して環境保全活動を行う」が67.2%（平成14年調査69.2%）と最も高く、次いで「市民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルに変えていく」が60.0%（平成14年調査70.9%）であり、平成14年調査と比べ、ともに減少しています。

環境の保全のための行動



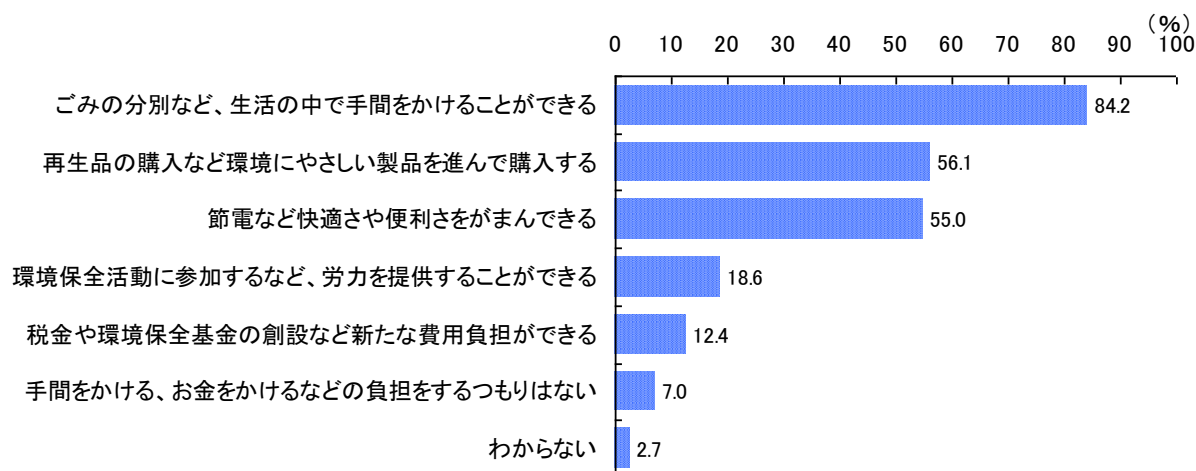
（５）環境保全のために協力できること（市民）

「ごみの分別など、生活の中で手間をかけることができる」が84.2%（平成14年調査85.7%）と最も高く、次いで「再生品の購入など環境にやさしい製品を進んで購入する」が56.1%（平成14年調査59.4%）、「節電など快適さや便利さをがまんできる」が55.0%（平成14年調査54.9%）となっています。

一方、「税金や環境保全基金の創設など新たな費用負担ができる」は12.4%（平成14年調査14.1%）、「環境保全活動に参加するなど、労力を提供することができる」は18.6%（平成14年調査19.8%）と低い割合です。

環境保全のために、生活の中でできることから行動へ移していこうとする状況にあると考えられます。

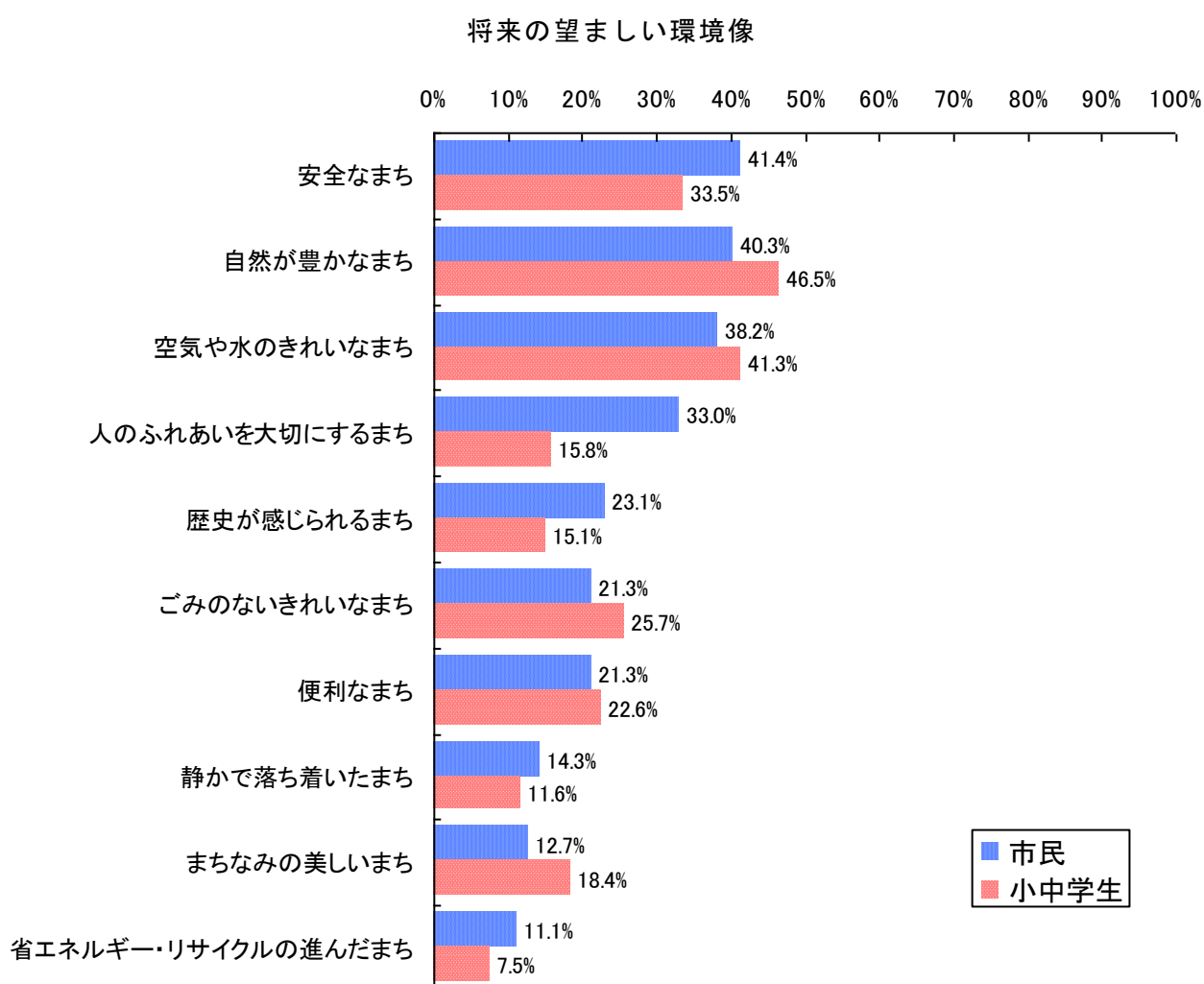
環境保全のために協力できること



（６）将来の望ましい環境像について（市民、小中学生）

市民は、「安全なまち」が41.4%（平成14年調査31.5%）と最も高く、次いで「自然が豊かなまち」が40.3%（平成14年調査39.6%）、「空気や水のきれいなまち」が38.2%（平成14年調査39.4%）となっています。平成14年調査結果に比べ、「安全なまち」が9.9ポイント増加しています。

小中学生は、「自然が豊かなまち」が46.5%（平成14年調査46.8%）と最も高く、次いで、「空気や水のきれいなまち」が41.3%（平成14年調査54.3%）、「安全なまち」が33.5%（平成14年調査25.8%）です。平成14年調査と比較すると、「安全なまち」は7.7ポイント増加しています。



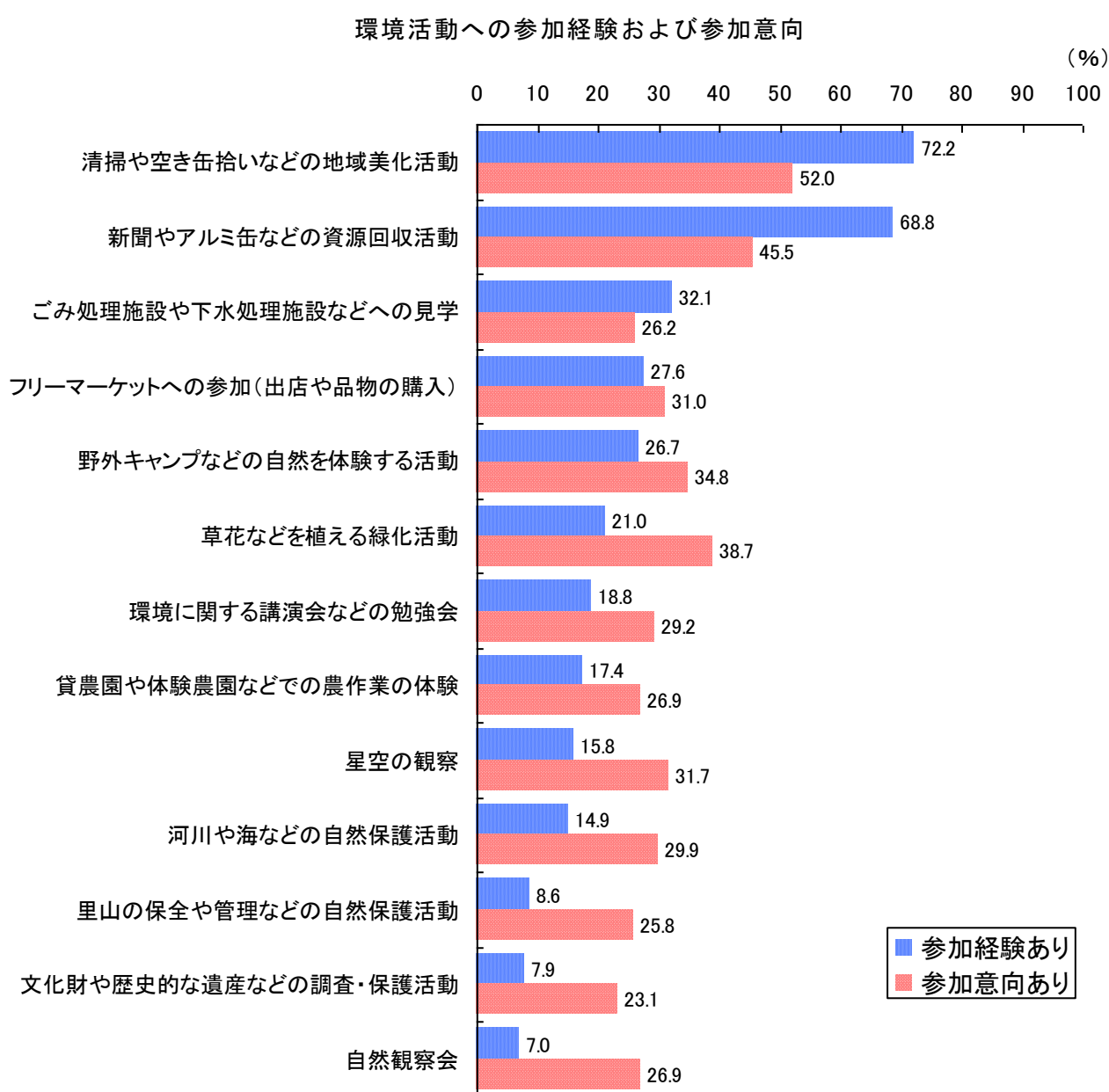
（７）環境活動への参加について（市民）

参加したことが「ある」と回答した割合は、「地域美化活動」が72.2%（平成14年調査71.8%）と最も高く、次いで「資源回収活動」が68.8%（平成14年調査72.8%）となっています。

一方、「自然観察会」は7.0%（平成14年調査6.9%）、「文化財等の調査・保護活動」は7.9%（平成14年調査8.6%）、「里山の保全等の自然保護活動」は8.6%（平成14年調査4.8%）と低い割合でした。

参加したい環境活動は「地域美化活動」が52.0%（平成14年調査58.0%）と最も高く、次いで「資源回収活動」が45.5%（平成14年調査58.0%）、「緑化活動」が38.7%（平成14年調査48.2%）となっています。

資源回収活動、地域美化活動については、参加したことがあり、また参加したい環境活動として高い割合を占めています。



（８）環境にやさしい生活の実践について（市民）

①省エネルギー・ＣＯ２削減

省エネルギー・ＣＯ₂削減に「取り組んでいる」と回答した割合は、「電気を消す等エネルギーの節約」が81.0%（平成14年調査74.5%）と最も高く、次いで「自動車の使用に配慮」が66.5%（平成14年調査64.2%）となっています。

「自動車の使用抑制」「省エネ型製品を購入」については、それぞれ16.1%（平成14年調査17.9%）、42.5%（平成14年調査34.1%）と低い割合でしたが、「省エネ型製品を購入」は平成14年調査と比べ、8.4ポイント増加しました。

省エネルギー・ＣＯ₂削減に取り組んでいる割合

項目	平成23年	平成14年
電気を消す等エネルギーの節約	81.0%	74.5%
自動車の使用に配慮	66.5%	64.2%
省エネ型製品を購入	42.5%	34.1%
自動車の使用抑制	16.1%	17.9%

②水質汚濁

水質汚濁対策に「取り組んでいる」と回答した割合は、「食用油等を流さない」が76.2%（平成14年調査69.9%）と最も高く、次いで「洗剤の量等に配慮」が49.5%（平成14年調査45.1%）となっています。

「米のとぎ汁を再利用」については、14.0%（平成14年調査14.1%）と低い割合でしたが、「今後取り組みたい」と回答した割合が高く48.4%（平成14年調査47.5%）となっています。

水質汚濁対策に取り組んでいる割合

項目	平成23年	平成14年
食用油等を流さない	76.2%	69.9%
洗剤の量等に配慮	49.5%	45.1%
米のとぎ汁を再利用	14.0%	14.1%

③近隣騒音

近隣騒音対策に「取り組んでいる」と回答した割合は、「テレビ等の音を小さくする」が63.1%（平成14年調査64.9%）となっています。

近隣騒音対策に取り組んでいる割合

項目	平成23年	平成14年
テレビ等の音を小さくする	63.1%	64.9%

④省資源・商品の購入、ごみの減量・リサイクル

省資源・商品の購入、ごみの減量・リサイクルに「取り組んでいる」と回答した割合は、「詰め替え商品を買う」が77.6%（平成14年調査74.0%）と最も高く、次いで「資源物回収に協力」が73.8%（62.3%）、「節水に気をつける」が71.7%（平成14年調査68.5%）となっています。平成14年調査結果に比べ、「資源物回収に協力」が11.5ポイント増加しています。

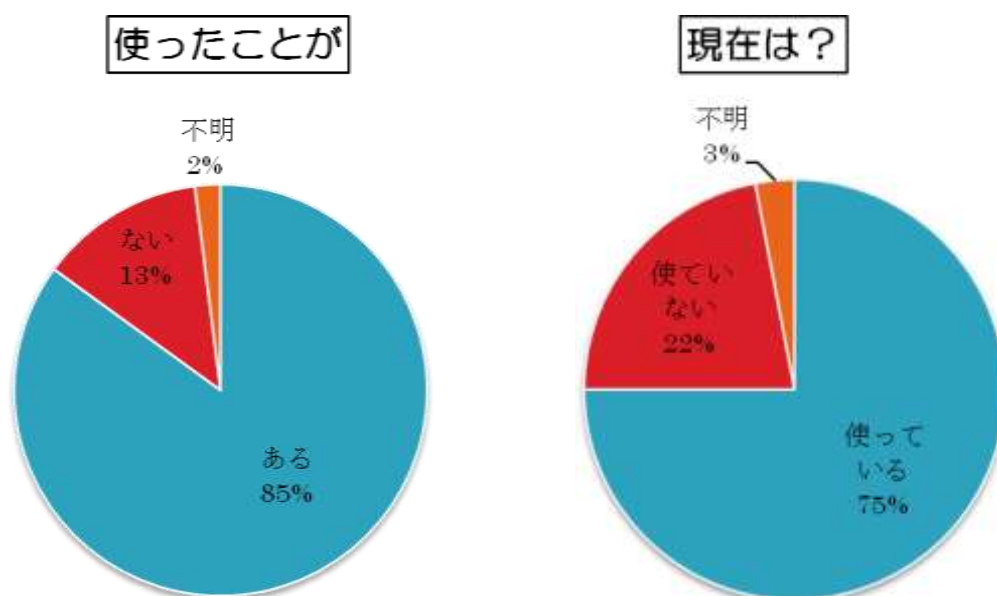
「生ごみの堆肥化、減量化」「フリーマーケット等を利用」については、それぞれ17.4%（平成14年調査24.8%）、21.5%（平成14年調査18.9%）と低い割合でしたが「今後取り組みたい」と回答した割合が高く、それぞれ44.1%（平成14年調査37.9%）、41.4%（平成14年調査49.2%）となっています。

省資源・商品の購入、ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる割合

項目	平成23年	平成14年
詰め替え商品を買う	77.6%	74.0%
資源物回収に協力	73.8%	62.3%
節水に気をつける	71.7%	68.5%
物は大切に修理して使う	56.1%	48.0%
リサイクル商品の購入	55.2%	54.4%
過剰包装は断る	53.2%	22.9%
使い捨て製品は買わない	34.2%	31.0%
フリーマーケット等を利用	21.5%	18.9%
生ごみの堆肥化、減量化	17.4%	24.8%

また、「過剰包装は断る」については、「取り組んでいる」と回答した割合は53.2%（平成14年調査22.9%）であり、平成14年調査と比べ30.3ポイント増加しています。『エコバッグアンケート調査』（平成23年10月8日実施）においても、エコバッグに対する使用経験85%、使用率75%と高い割合が示されています。

エコバッグアンケート調査結果



⑤自然とのふれあい

自然とのふれあいに「取り組んでいる」と回答した割合は、「自然を傷つけないよう配慮」が52.7%（平成14年調査53.5%）と最も高く、次いで「余暇には自然とふれあう」が31.0%（平成14年調査34.4%）となっています。

自然とのふれあいに取り組んでいる割合

項目	平成23年	平成14年
自然を傷つけないよう配慮	52.7%	53.5%
余暇には自然とふれあう	31.0%	34.4%

⑥きれいなまちづくり

きれいなまちづくりに「取り組んでいる」と回答した割合は、「ポイ捨てはしない」が77.8%（平成14年調査80.7%）と最も高く、次いで「ごみを持ち帰る」が74.0%（平成14年調査69.7%）、「家の庭等の緑を増やす」が54.1%（平成14年調査52.3%）となっています。

きれいなまちづくりに取り組んでいる割合

項目	平成23年	平成14年
ポイ捨てはしない	77.8%	80.7%
ごみを持ち帰る	74.0%	69.7%
家の庭等の緑を増やす	54.1%	52.3%

⑦環境学習、環境保全活動

環境学習、環境保全活動に「取り組んでいる」と回答した割合は、「資源ごみの分別回収や集団回収に協力」が最も高く81.0%（平成14年調査80.0%）となっています。

「環境学習に参加」「環境家計簿をつけている」については、それぞれ6.8%（平成14年調査8.1%）、7.0%（平成14年調査3.3%）と低い割合でしたが、平成14年調査と比較すると、「環境家計簿をつけている」は3.7ポイント増加しています。

環境学習、環境保全活動に取り組んでいる割合

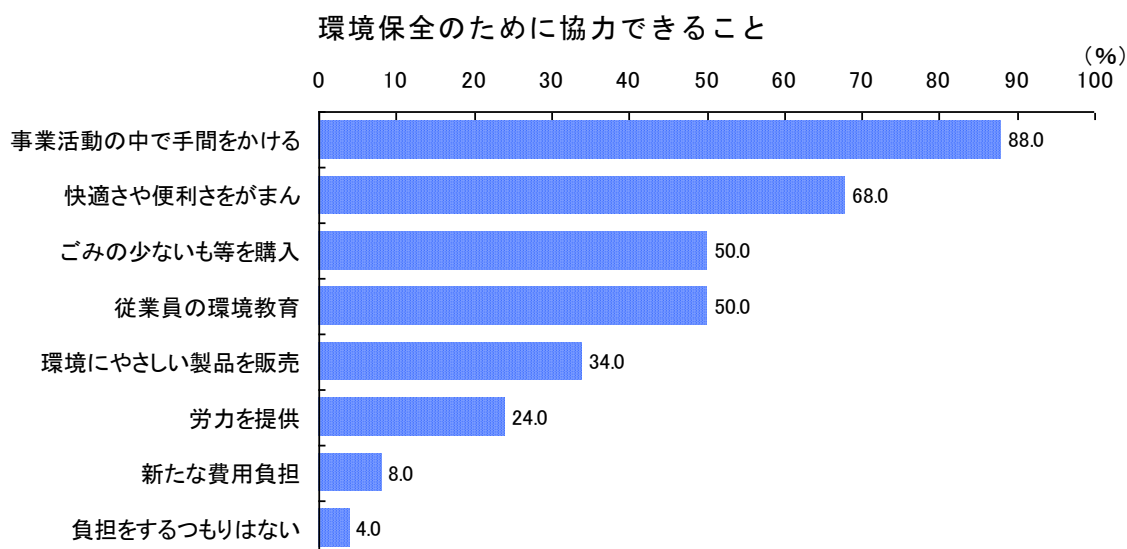
項目	平成23年	平成14年
資源ごみの分別回収や集団回収に協力	81.0%	80.0%
環境について家族で話し合う	25.3%	18.6%
環境保全活動に参加	20.1%	16.2%
環境家計簿をつけている	7.0%	3.3%
環境学習に参加	6.8%	8.1%

（９）環境保全のために協力できること（事業者）

「事業活動の中で手間をかける」が88.0%（平成14年調査85.9%）と最も高く、次いで「快適さや便利さをがまん」が68.0%（平成14年調査77.5%）、「ごみの少ないもの等を購入」と「従業員の環境教育」がともに50.0%（平成14年調査54.9%、62.0%）となっています。

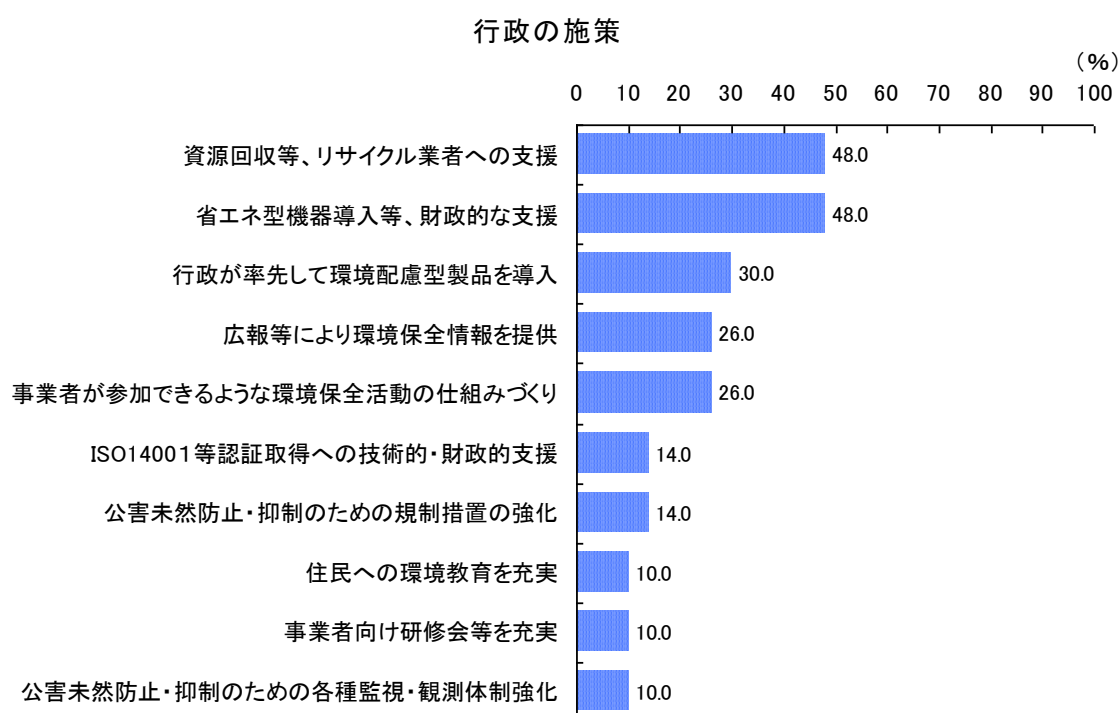
一方、「負担をするつもりはない」は4.0%（平成14年調査5.6%）、「新たな費用負担」は8.0%（平成14年調査14.1%）と低い割合でした。

日常的な取り組みについては、多くの事業所が協力する体制にあり、また環境教育が必要であると認識していることがうかがえますが、費用負担が伴うものについては課題が残されています。



（10）行政の施策について（事業者）

「資源回収等、リサイクル業者への支援」と「省エネ型機器導入等、財政的な支援」の48.0%（平成14年調査69.0%、45.1%）が最も高くなっています。

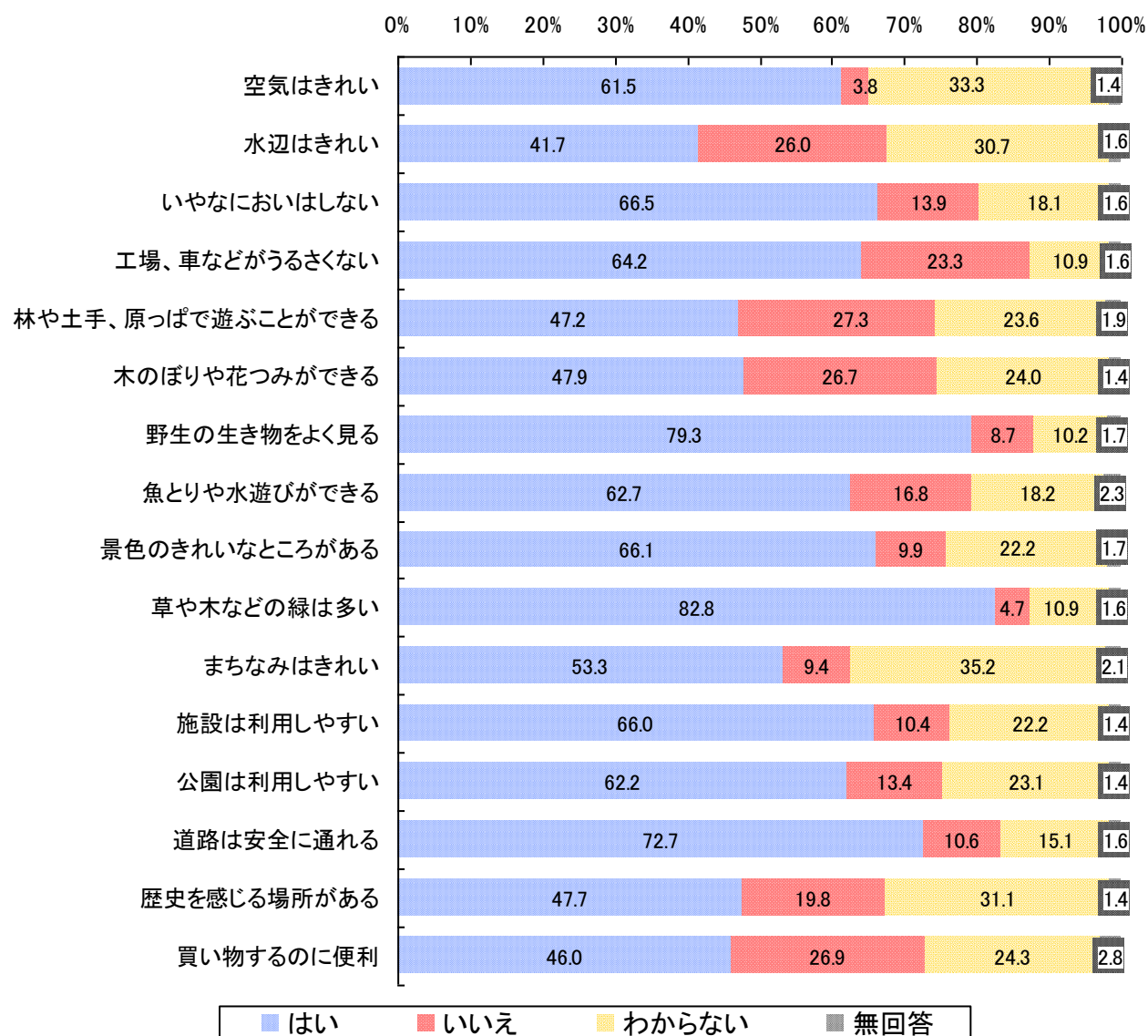


(11) あなたの家のまわりについて（小中学生）

良いところとして回答した割合は、「草や木などの緑が多い」が82.8%（平成14年調査82.1%）と最も高く、次いで、「野生の生き物をよく見る」が79.3%（平成14年調査85.2%）、「道路は安全に通れる」が72.7%（平成14年調査65.7%）となっています。平成14年調査と比較すると、「道路は安全に通れる」が7.0ポイント増加しています。

一方、「水辺はきれい」は41.7%（平成14年調査32.6%）、「買い物するのに便利」は46.0%（平成14年調査36.4%）と低い割合でしたが、平成14年調査と比較すると、ともに増加しています。

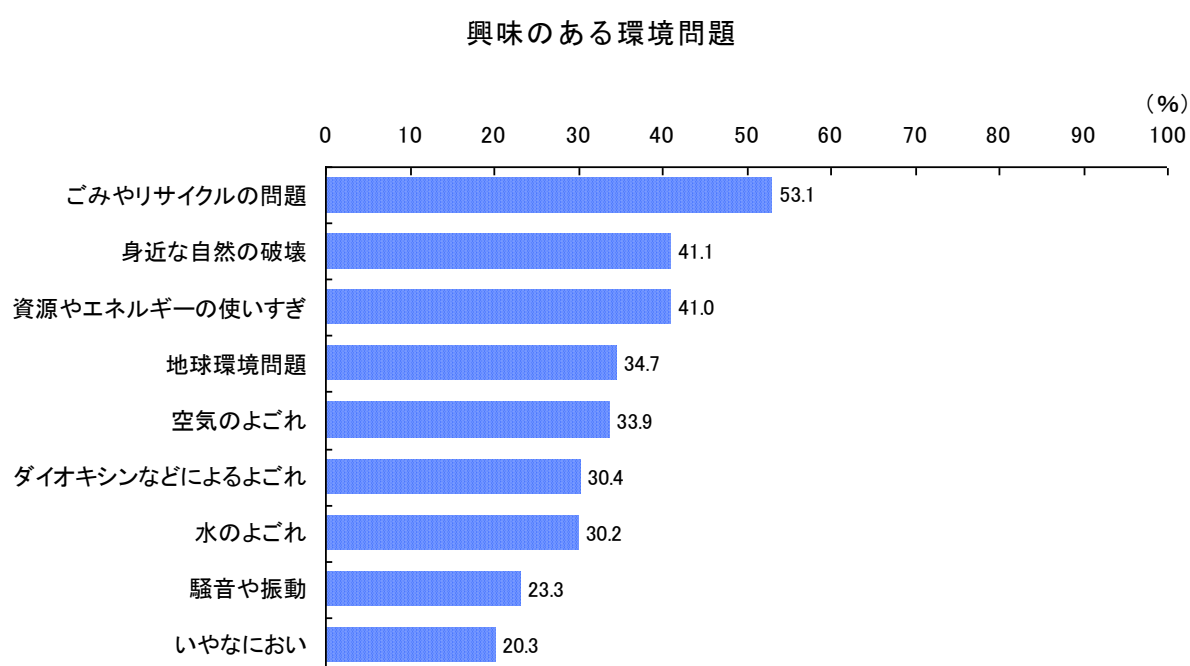
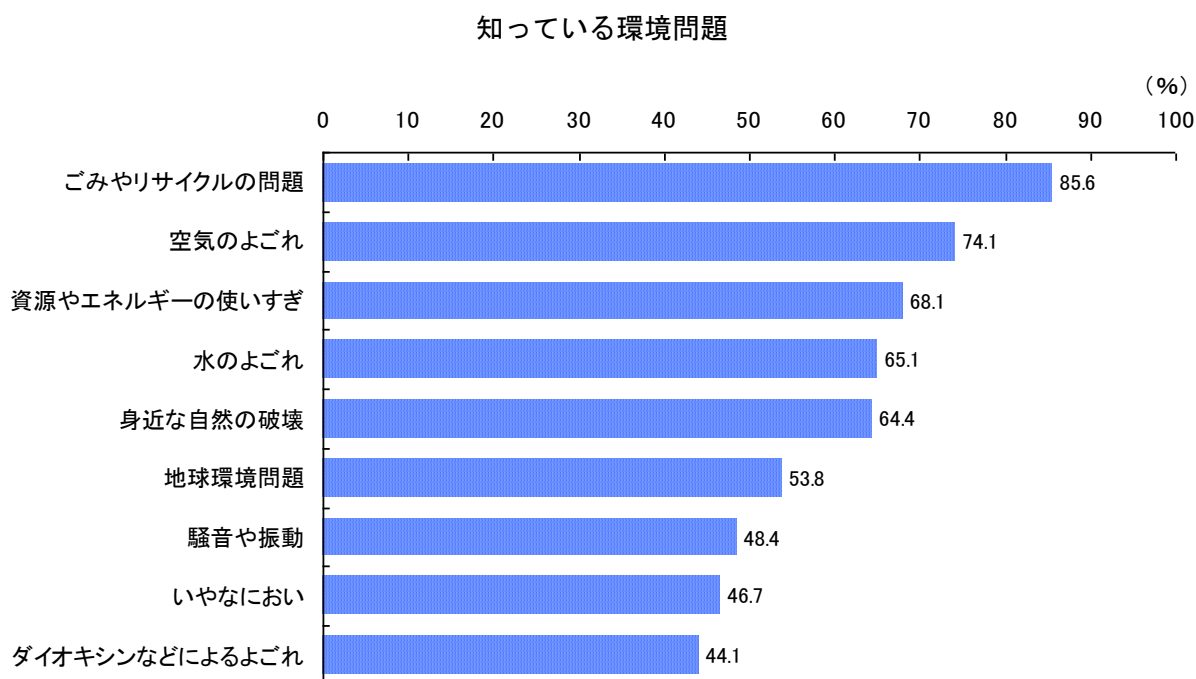
あなたの家のまわりについて良いところ



(12) 環境問題について（小中学生）

知っている環境問題は「ごみやリサイクルの問題」が85.6%（平成14年調査89.1%）と最も高く、次いで、「空気のよごれ」が74.1%（平成14年調査91.5%）、「資源やエネルギーの使いすぎ」が68.1%（平成14年調査63.8%）となっています。平成14年調査と比較すると、「資源やエネルギーの使いすぎ」が4.3ポイント増加しています。

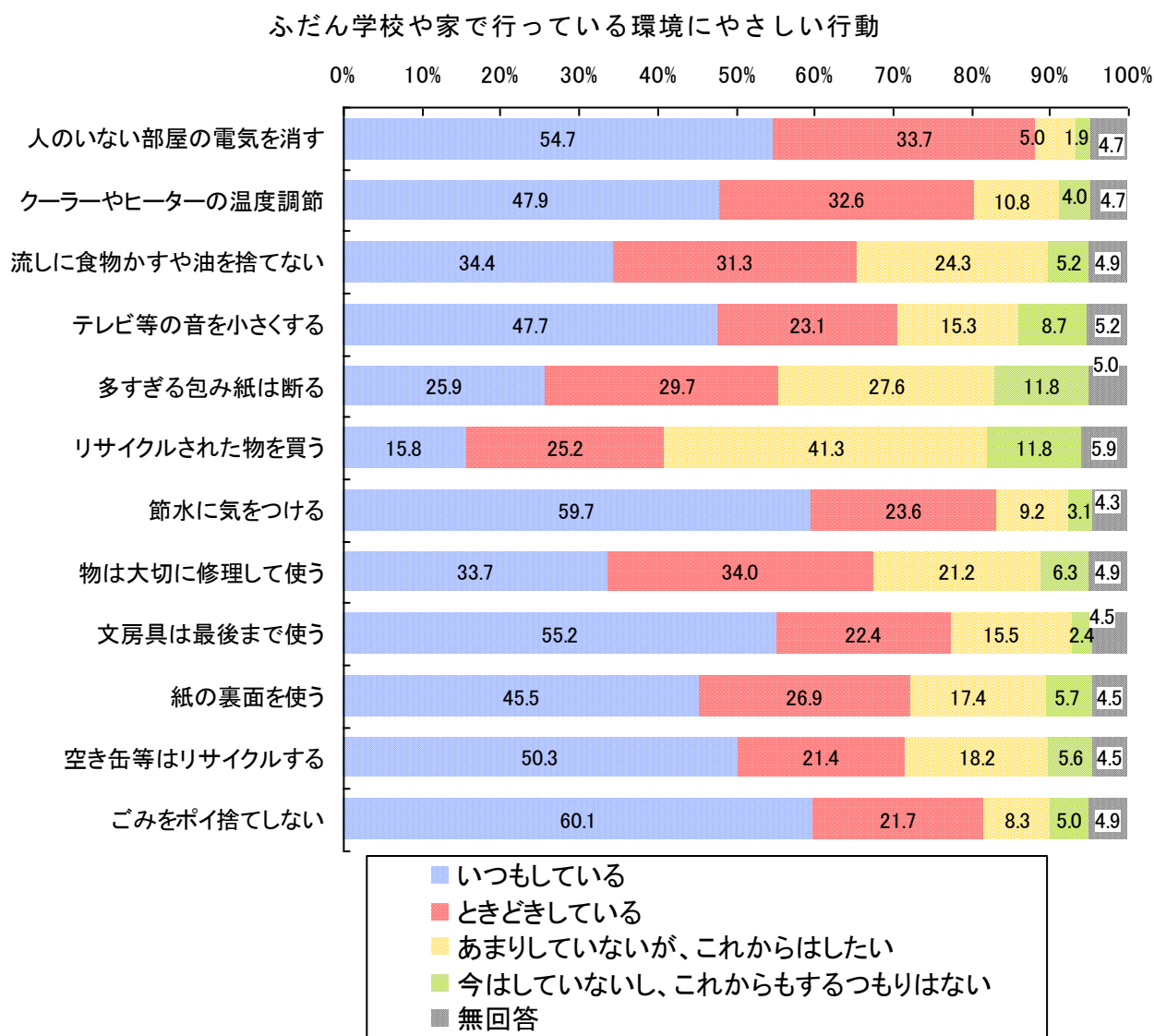
興味のある環境問題は「ごみやリサイクルの問題」が53.1%（平成14年調査54.0%）と最も高く、次いで「身近な自然の破壊」が41.1%（平成14年調査44.6%）、「資源やエネルギーの使いすぎ」が41.0%（38.9%）となっています。



(13) ふだん学校や家で行っている環境にやさしい行動について（小中学生）

「いつもしている」「ときどきしている」と回答した割合は、「人のいない部屋の電気を消す」が88.4%（平成14年調査89.3%）と最も高く、次いで「節水に気をつける」が83.3%（平成14年調査75.5%）、「ごみをポイ捨てしない」が81.8%（平成14年調査76.8%）、「クーラーやヒーターの温度調節」が80.5%（平成14年調査73.3%）となっています。

一方、「リサイクルされた物を買う」が41.0%（平成14年調査37.1%）、「多すぎる包み紙は断る」が55.6%（平成14年調査23.6%）と低い割合となりましたが、平成14年調査と比較すると、「多すぎる包み紙は断る」は32.0ポイント増加しています。

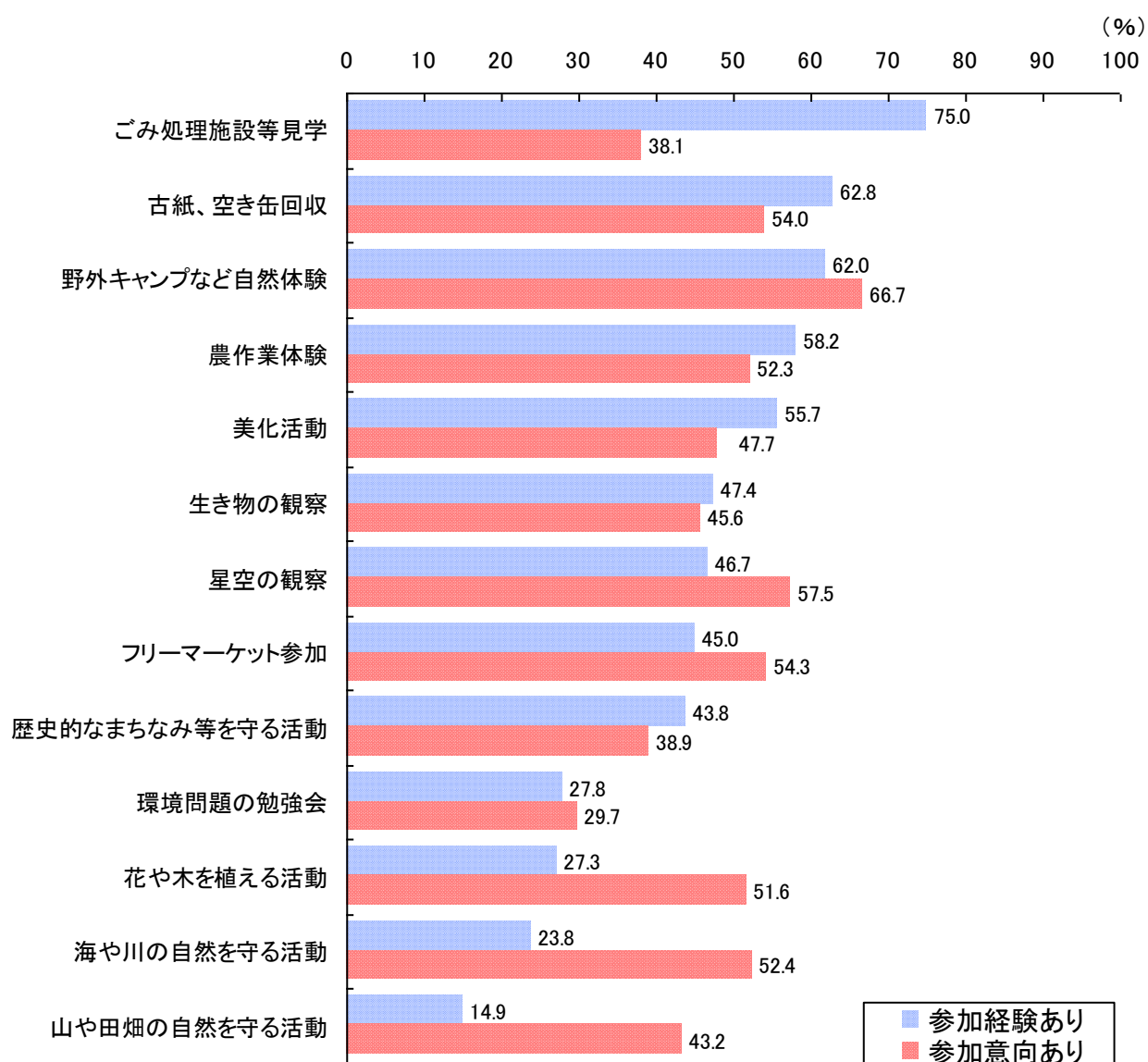


(14) これまでに参加した環境活動と参加したい環境活動（小中学生）

参加経験がある環境活動は、「ごみ処理施設等の見学」が75.0%（平成14年調査73.6%）と最も高く、次いで「古紙、空き缶回収」が62.8%（平成14年調査71.2%）、「野外キャンプなど自然体験」が62.0%（平成14年調査57.6%）となっています。一方、「山や田畑の自然を守る活動」が14.9%（平成14年調査10.4%）、「海や川の自然を守る活動」が23.8%（平成14年調査16.8%）と低い割合でした。

参加したい環境活動は「野外キャンプなど自然体験」が66.7%（平成14年調査64.4%）と最も高く、次いで「星空の観察」が57.5%（平成14年調査50.1%）、「フリーマーケット参加」が54.3%（平成14年調査56.9%）となっています。

これまでに参加した環境活動と参加したい環境活動



5. 小浜市環境基本条例

平成17年4月1日
条例第26号

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策(第9条—第19条)
- 第3章 環境の保全と創造のための推進体制(第20条・第21条)
- 第4章 雑則(第22条)
- 附則

小浜市は、豊かな自然に恵まれ、先人の絶ゆまぬ努力によりはぐくまれた文化と産業を受け継ぎ、若狭地方の中心都市として長い歴史を歩んできた。

しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や都市化の進展は、市民生活の利便性を向上させる一方で、廃棄物の増加や大気汚染など、私たちの身近な自然環境を破壊している。さらには、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行などに見られるように、特定の地域にとどまらない地球規模の環境問題となっており、様々な影響を世界に及ぼしている。

私たちは、良好な生活環境を享受する権利を有するとともに、市、事業者、市民それぞれが、環境への負荷の少ない社会を築くため、互いに協力して環境の保全と創造に取り組む責務を有している。

私たちは、通常の事業活動や日常生活であっても環境に過大な負荷をもたらしていることを認識するとともに、事業活動や日常生活のあり方を問い直すことにより、良好な環境の創造に努めていかなければならない。

このような責務を自覚し、自然と共生する食のまちづくりを進める本市にふさわしい良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、ならびに市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在および将来において市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭によって、人の健康または生活環境(人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承すること。
- (2) 資源の循環的な利用およびエネルギーの有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現を目指すこと。
- (3) すべての事業活動や日常生活において、地球環境保全を自らの課題として捉え、積極的に推進すること。
- (4) 地域における多様な生態系その他の自然環境に配慮し、人と自然との共生を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施しなければならない。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、環境の保全と創造に配慮し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、事業者および市民の環境の保全と創造に関する取組を支援しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、環境の保全と創造に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源およびエネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、環境の保全と創造に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に参画し、および協力する責務を有する。

(滞在者の役割と責務)

第7条 通勤者、通学者、観光客その他の滞在者は、基本理念を理解し、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷の低減に協力するものとする。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、原子力基本法(昭和30年法律第186号)その他の関係法律の規定により講ずることとされている放射性物質による大気汚染、水質汚濁および土壌汚染の防止のための措置については、適用しない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

(基本方針)

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、環境の保全と創造に関する施策を策定し、および実施するものとする。

- (1) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (2) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (3) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (4) 良好な景観および歴史的文化資源が保全されること。
- (5) 廃棄物の排出の抑制、リサイクルおよび適正処理が行われること。
- (6) 省エネルギーおよび新エネルギーが推進されること。
- (7) 地球全体の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全のための取組が推進されること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、小浜市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する目標および施策の大綱
- (2) 環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 地域別の取組事項

3 市長は、環境基本計画を策定し、または変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、事業者が法令の規定により環境影響評価(環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第1項に規定する環境影響評価をいう。以下同じ。)を行う場合に、環境影響評価の結果に基づき環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するため、当該事業者に情報提供を行うものとする。

(自然環境の保全)

第12条 市は、特に保全することが必要と認められる森林、水辺地等における自然環境を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の推進)

第13条 市は、環境美化を推進するため、ごみ投棄の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進)

第14条 市は、地球環境保全のための施策を積極的に推進するものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、市の区域における環境の状況および環境の保全と創造に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、および公表するものとする。

(助成)

第16条 市は、事業者または市民の環境の保全と創造に関する活動を推進するため、特に必要があると認めるときは、事業者または市民に予算の範囲内において助成することができる。

(環境教育および環境学習の振興)

第17条 市は、環境の保全と創造に関する教育および学習の振興により、事業者または市民が環境の保全と創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第18条 市は、前条の環境の保全と創造に関する教育および学習の振興ならびに事業者および市民が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全と創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(国および他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全と創造に関する施策について、国および他の地方公共団体

と協力し、その実施に努めるものとする。

第3章 環境の保全と創造のための推進体制

(関係部局相互の連携および施策の調整を図るための体制の整備)

第20条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局相互の連携および施策の調整を図る体制を整備するものとする。

第21条 市は、環境の保全と創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じ、市、事業者、市民および民間団体が連携することのできる体制を整備するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている環境基本計画は、第10条第1項の規定により策定された環境基本計画とみなす。

小 浜 市 環 境 基 本 計 画

平成24年3月



発行：小浜市 民生部 環境衛生課

所在地：〒917-8585 福井県小浜市大手町6番3号

電話：0770-53-1111（代表）

URL：<http://www1.city.obama.fukui.jp/>
